



うつのみや多文化共生推進プラン

(第4次宇都宮市国際化推進計画)

令和6（2024）年2月

宇 都 宮 市



「多文化共生都市うつのみや」の実現を目指して



宇都宮市は美しく豊かな自然の恵みを受け、古くから交通の要衝として発展を続けており、今日では経済・情報・教育・文化・医療・福祉・行政などの様々な都市機能が集積し、広域的な圏域をリードする北関東の中核都市として、その地位を確固たるものとしております。

このような中、人口減少や少子・超高齢社会に伴う人口構造の変化をはじめ、頻発・激甚化する自然災害に対する国土強靱化への対応のほか、脱炭素社会への移行やデジタル化の急速な進展など、本市を取り巻く環境が大きく変化しております。

現在本市では、国籍や民族などの異なる人々が年々増加し、外国人市民の数は令和5（2023）年4月に1万人を突破するなど、定住化が進んでおります。また、在留資格の制度見直し等により、外国人労働者の増加、在留期間の長期化、家族の帯同が見込まれており、外国人市民は労働力にとどまらず地域社会の担い手としても、その活躍が期待されているところであります。

こうした社会情勢の変化に的確に対応し、今後とも本市が持続的に発展していくためには、外国人市民におかれましても同じ地域社会を支える主体として、日本人市民と共に社会参加・活躍できるよう、多文化共生社会を実現していくことが重要であります。

このため、多文化共生のまちづくりをより重点的に進めていくため、「第4次宇都宮市国際化推進計画」では、現状や解決すべき課題等を踏まえ、名称を「うつのみや多文化共生推進プラン（第4次宇都宮市国際化推進計画）」とし、「互いを尊重し合い 安心して暮らし続けるげんきなまち『多文化共生都市うつのみや』の実現」を目指すことといたしました。

本計画の推進にあたりましては、市民・団体・事業者・行政など、本市を構成する各主体の皆様と手を携えながら、各分野の取組を着実に推進していくことで、市民の皆様の将来への明るい展望と未来を生きる活力を創出し、本市が100年先も輝き続ける都市として発展できるよう、まちづくりを目指してまいりますので、皆様からのお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

結びに、計画の策定にあたりまして、貴重な御意見と御協力を賜りました市民の皆様ならびに関係各位に、心から感謝を申し上げます。

令和6（2024）年2月

宇都宮市長 佐藤 栄一

目次

第1章 計画の策定にあたって

1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置づけ	2
3	計画の期間	2
4	計画の構成	3
5	SDGsの推進	3

第2章 国際化をめぐる現状と課題

1	国際化をめぐる国・県の動向	4
2	本市を取り巻く社会情勢の変化	6
3	本市の国際化の現状	8
4	市民意識調査	12
5	現行計画の評価	22
6	多文化共生推進に向けた課題	29

第3章 計画の基本的な考え方

1	基本理念	32
2	基本目標	33
3	計画の特徴	34

第4章 計画の展開

1	施策事業の体系	35
2	重点事業	36
3	基本目標に対する指標	37
4	施策事業の展開	38

第5章 計画の推進に向けて

1	計画の推進体制	48
2	計画の進行管理	50

参考資料

1	構成事業一覧	51
2	外国人市民意識調査	69

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

国は、人口減少に伴う外国人材の積極的な受け入れにより、多国籍化などによる文化や生活様式の多様化に対応するため、「地域における多文化共生推進プラン」や「外国人材の受け入れ・共生のための総合的対応策」の改訂など、「多文化共生」の更なる推進に取り組んでいます。

また、本市においても、人口が減少する中、外国人市民数は新型コロナウイルスの影響による一時的な停滞があったものの令和5年には過去最高となり、その割合も高まっていることから、今後、コミュニケーション支援などの生活支援を含めた日本人市民と外国人市民が共生するまちづくりがますます必要な状況となりました。

このようなことから、「第3次国際化推進計画」においても取り組んできた、外国人市民が地域の一員として活躍し、安心して暮らせる「多文化共生のまちづくり」をより重点的に進めていくため、その考え方や取組などを中心とした「うつのみや多文化共生推進プラン（第4次宇都宮市国際化推進計画）」を策定しました。

多文化共生とは

国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的差異を認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと。

（総務省「地域における多文化共生推進プラン」より）

「外国人市民」について

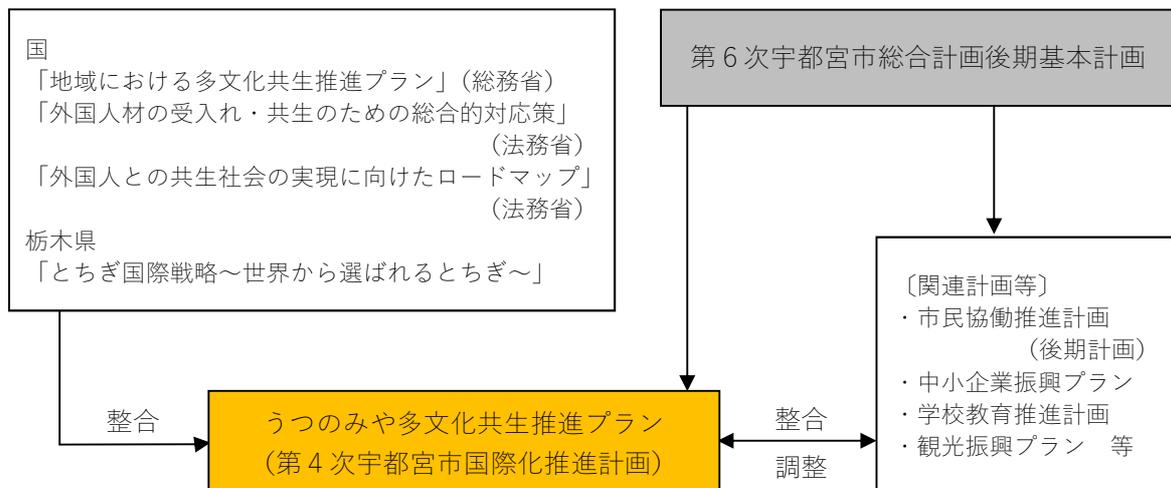
本計画では、本市で暮らす外国人のことを「外国人市民」と言います。
（住民基本台帳法では、日本の国籍を有しない人のうち、市町村の区域内に住所を有する人を「外国人住民」としています。）

2 計画の位置づけ

この計画は、本市の基本計画である「第6次宇都宮市総合計画後期基本計画」の「Ⅲ 安全・安心の未来都市の実現に向けて」のうち、政策「市民が互いに尊重し、支え合う社会の実現」の「多文化共生の推進」の施策の分野別計画として位置づけられており、本市の多文化共生推進における基本となる計画です。

「第6次宇都宮市総合計画後期基本計画」では、概ね2030年頃を見据えた具体的なまちの姿として、「子どもから高齢者まで、誰もが豊かで便利に安心して暮らすことができ、夢や希望がかなうまち『スーパースマートシティ』」の実現を目指し、住み慣れた地域で安心して暮らせる「NCC*」の形成をまちづくりの基盤としながら、「人」と「デジタル」を原動力に、「地域共生社会」、「地域経済循環社会」、「脱炭素社会」の3つの社会が融合した都市の構築に取り組むとしています。

※ NCC（ネットワーク型コンパクトシティ）：中心市街地や駅周辺、産業や観光に魅力がある地域などを拠点として集約（コンパクト化）し、それらを利便性の高い公共交通などで連携（ネットワーク化）した都市



3 計画の期間

令和6（2024）年度から令和10（2028）年度までの5年間とします。

ただし、社会環境の変化や計画の進捗状況等によって、必要に応じた計画の見直しを行います。

4 計画の構成

本計画は、第1章から第5章で構成しています。

第1章では、計画策定の趣旨、計画の位置づけ、計画の期間、計画の構成、SDGsの推進について示しています。

第2章では、本市を取り巻く社会情勢や意識調査による意向把握、「第3次宇都宮市国際化推進計画」の評価に基づく課題等について示しています。

第3章では、本計画の基本理念や基本目標を示しています。

第4章では、多文化共生の基本理念の実現に向けた重点事業、今後5年間で取り組む施策事業とその指標等を示しています。

第5章では、計画の推進体制や進行管理について示しています。

5 SDGsの推進

持続可能な開発目標（SDGs）とは、平成27（2015）年9月の国連サミットで採択された2016年から2030年までの国際目標です。持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さないことを誓っています。

SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル（普遍的）なものであり、日本としても積極的に取り組むとともに、本市においては、「SDGs未来都市」として、全庁を挙げてSDGsを推進しています。

本計画では、SDGsの17の目標のうち、特に関連が深い「3 すべての人に健康と福祉を」、「4 質の高い教育をみんなに」、「8 働きがいも経済成長も」、「10 人や国の不平等をなくそう」、「11 住み続けられるまちづくりを」、「16 平和と公正をすべての人に」、「17 パートナーシップで目標を達成しよう」の7の目標達成に貢献しています。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



第2章 国際化をめぐる現状と課題

1 国際化をめぐる国・県の動向

日本における在留外国人数は、1980年代後半から大幅に増加し、リーマン・ショックや新型コロナウイルス感染症の影響などによる一時的な減少はあるものの、長期的には増加傾向にあります。令和4年（2022）末には307万人と過去最高となり、平成24（2012）年末の203万人と比べると10年間で約1.5倍となる104万人増となっています。

（1）国の動向

国においては、平成18（2006）年に、「地域における多文化共生推進プラン」を策定し、1980年代後半から「国際交流」と「国際協力」を柱として推進してきた地域の国際化について、「地域における多文化共生」を第3の柱として掲げ、地方公共団体の役割として、多文化共生の推進に関する指針・計画を作成し、地域における多文化共生を計画的かつ総合的に実施することとしました。

平成30（2018）年4月には、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」を策定し、外国人材の受入れ・共生のための取組を、より強力にかつ包括的に推進していく観点から、日本人と外国人が安心して安全に暮らせる社会の実現を目指すという方向性を示し、以後順次改訂を行い、拡充を図っています。

平成31（2019）年には、「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律」を施行し、新たな在留資格「特定技能」の創設により外国人が働きやすい環境整備を進め、令和元（2019）年6月には、「日本語教育の推進に関する法律」を施行し、地域の状況に応じた外国人への日本語教育を地方公共団体の責務として定め、外国人が円滑に日常生活を送ることができる環境整備を進めることとしました。

令和2（2020）年には、「地域における多文化共生推進プラン」を改訂し、社会経済情勢の変化を踏まえて施策を見直し、多文化共生に関する指針や計画の策定を改めて促すなど、地方公共団体における多文化共生施策の更なる推進を求め、令和4（2022）年には、国の目指すべき共生社会のビジョンの実現に向けて、令和8（2026）年度までを対象期間とした中長期的な課題及び具体的施策を示す「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」を策定し、外国人との共生社会の実現に向けた環境整備を一層推進していくこととしています。

令和5（2023）年6月には、「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する指針」の変更が閣議決定され、在留資格「特定技能」のうち、熟練した技能を要する「特定技

能2号」について対象分野を追加しました。「特定技能2号」は在留期間の更新回数に制限がなく、要件を満たせば家族の帯同も可能になることから、在留期間の長期化や家族で在留する外国人の増加が見込まれるようになりました。

(2) 県における動向

県においては、平成28(2016)年に、「とちぎ国際化推進プラン」(2016~2020)を策定し、令和2(2020)年度までの5年間に取り組むべき基本施策を示し、県の国際化に向けた取組を実施してきました。

この間、平成30(2018)年12月のTPP11(CPTPP:環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定)や平成31(2019)年2月の日本・EU経済連携協定の発効、新たな在留資格「特定技能」の創設による外国人の受け入れ拡大等、県を取り巻く環境が大きく変化したことから、同月に「国際戦略推進本部」を設置し、県が実施する国際関連施策を総合的かつ効果的に展開しています。

一方で、令和2(2020)年には新型コロナウイルス感染症が世界規模で拡大するなど、県を取り巻く環境が大きく変化中、今後も県勢を持続的に発展させるため、令和3(2021)年に「とちぎ国際戦略」(2021~2025)を策定し、「世界から選ばれとちぎ」を目標(目指す姿)とし、その実現に向け、「強みを生かす」、「連携する」、「挑戦する」の3つの基本姿勢で、「グローバル展開の促進」、「外国人観光客の誘客促進」、「国際交流・協力の促進」、「多文化共生の推進」に取り組むとともに、デジタル技術の活用を図ることとしています。

2 本市を取り巻く社会情勢の変化（「第6次宇都宮市総合計画後期基本計画」より）

（1）人口減少・少子超高齢化の深刻化

我が国では少子高齢化が急速に進行した結果、総人口は平成20（2008）年をピークに減少しています。

平成29（2017）年に国立社会保障・人口問題研究所が実施した将来推計によると、2053年には日本の総人口は1億人を下回ることが予測されており、人口構成も変化し、高齢化率の上昇、現役世代の割合の低下により、2050年には65歳以上の者1人に対して1.4人の現役世代という比率になることが見込まれています。

そのような中、令和2（2020）年の出生数は、全国・本市ともに過去最少となりましたが、平成27（2015）年から令和2（2020）年の5年間における出生数の減少率は全国で16.4%であるのに対して、本市では24.0%となっており、全国を上回るペースで少子化が進行しています。

さらに、令和7（2025）年頃には人口ボリュームの大きい団塊の世代が後期高齢者の年齢に達することが見込まれています。

（2）デジタル化の急速な進展

近年、デジタル技術の進展や新たなデジタル関連サービスの登場等を背景にIoT※、AI※や自動運転、ドローン、データ連携基盤などの新たな技術が急速に社会に浸透してきています。

国では令和3（2021）年に「デジタル社会形成基本法」を制定するとともに、令和4（2022）年には「デジタル田園都市国家構想基本方針」を策定し、デジタル社会の実現に向けたデジタル実装を通じた社会課題の解決を目指しています。

一方で、情報セキュリティや個人情報保護に対する不安や、デジタル技術を活用できる人とそうでない人との間に格差（デジタルデバイド）が生じています。

※ IoT：自動車、家電、ロボット、施設などあらゆるモノがインターネットにつながり、情報のやり取りをすること

※ AI：Artificial Intelligenceの略で「人工知能」と訳される。人工的な方法による学習、推論、判断等の知的な機能の実現及び人工的な方法により実現した当該機能の活用に関する技術のこと

（3）脱炭素社会構築に向けた要請の高まり

気候変動により激甚化・頻発化する自然災害をはじめ地球規模で環境問題が深刻化する中で、平成27（2015）年のSDGsやパリ協定※の採択等を受け、国際的に環境・エネルギー問題に対する関心が高まっています。

そのような中、本市では、国際社会の一員としての責任を果たしていくため、令和3（2021）年に、2050年までに二酸化炭素実質排出ゼロを目指す「ゼロカーボンシ

ティ」を宣言するとともに、令和4（2022）年に「宇都宮市カーボンニュートラルロードマップ」を策定し、脱炭素化に向けて取り組んでいます。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大により各国や地域が経済的な打撃を受ける中で、経済危機からの復興と地球温暖化対策などの環境政策を融合させる「グリーン・リカバリー」が世界的に重要視されています。

※ パリ協定：京都議定書に代わる、2020年以降の温室効果ガス排出削減等のための新たな国際枠組み

（4）新型コロナウイルス感染症等による人々の価値観の変容

新型コロナウイルス感染症の流行をはじめ、国際的な地政学リスク*の高まり、原油価格・物価の高騰など、我が国を取り巻く情勢は大きく変化を続け、私たちの社会経済に深刻な影響を与えています。

一方で、テレワークやオンラインを利用したコミュニケーションなどを取り入れた、場所にとらわれない新しい働き方が普及するなど、社会のあり方や人々の価値観に急速な変化が生じています。

また、こうした働き方や暮らし方の変化に伴い、若者の地方移住への関心が高まるなど、地方への新たな人の流れが生まれており、今後更に拡大していくことが期待されています。

※ 地政学リスク：ロシア・ウクライナ情勢に伴う物流の停滞や政治的不安など

3 本市の国際化の現状

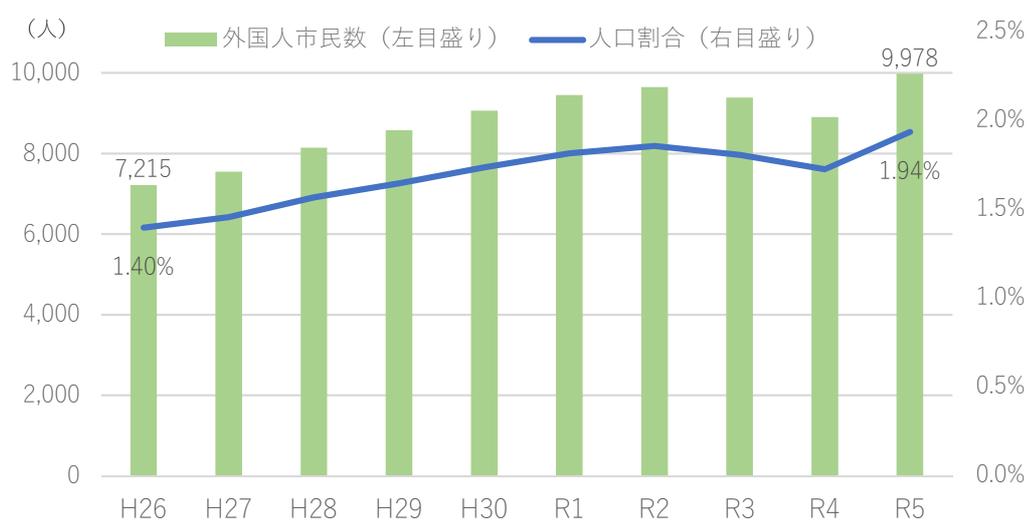
(1) 外国人人口の現状

① 外国人市民数

本市における外国人市民の数は増加傾向にあり、新型コロナウイルス感染症の影響により一時的な減少も見られたものの、令和5(2023)年3月末現在で過去最多の9,978人(人口割合1.94%)となっており、この10年間に約1.38倍へと増加しています。さらには、令和5(2023)年4月末現在で10,141人となり1万人を突破しました。一方で、外国人市民の数や割合は、地域により異なります。

また、外国人市民の増加に伴い、日本語指導が必要な児童生徒や日本語の習得が必要な人も増加しています。日本語指導が必要な児童生徒については、近年110人前後で推移していましたが、令和4(2022)年4月現在は122人、令和5(2023)年4月現在は148人となっています。

【外国人市民数の推移(各年3月末現在)】

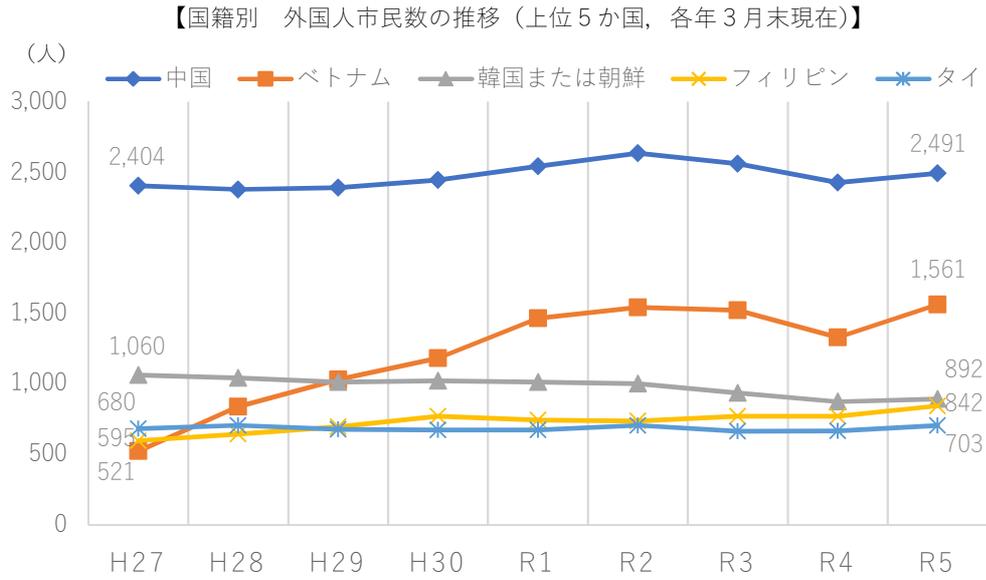


出典：宇都宮市多文化共生推進課調べ

② 国籍

外国人市民を国籍別で見ると、令和5(2023)年3月末現在で最も多いのは「中国」で2,491人、次いで2位は「ベトナム」が1,561人、3位は「韓国または朝鮮」が892人、4位は「フィリピン」が842人、5位は「タイ」が703人で、これら5か国で6,489人と外国人市民全体(9,978人)の約65%を占めており、アジア圏の外国人市民が多い状況です。

また、国籍数は、ここ10年間は70か国から徐々に増加し、令和5(2023)年4月末現在、82の国籍の外国人市民が住んでいます。



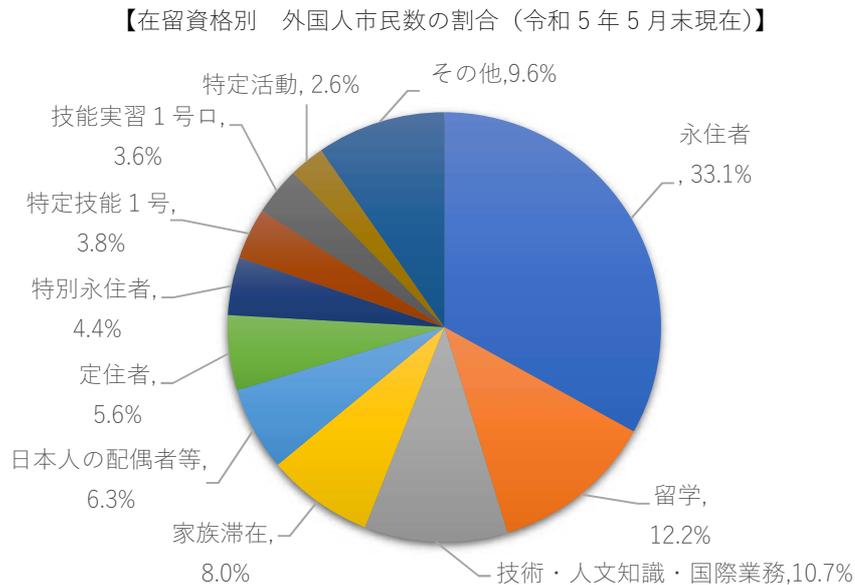
出典：宇都宮市多文化共生推進課調べ

③ 在留資格

外国人市民を在留資格別で見ると、令和5（2023）年5月末現在で最も多いのは「永住者」が33.1%で、「日本人の配偶者」や「定住者」、「特別永住者」を合わせると、長期在留資格を持つ外国人市民が約5割となっています。次いで2位は「留学」が12.2%で、3位は高度外国人材*といわれ、近年急増している「技術・人文知識・国際業務」が10.7%となっています。

また、「特定技能1号」は391人で、令和4（2022）年3月の新規入国再開に伴い、同年5月末現在の121人に対し、270人（223.1%）の増加となっています。

※ 高度外国人材：国が積極的な受入れを図っている高度な知識や能力を持った外国人材で、企業の生産性向上やイノベーションの推進に貢献する存在として、積極的な活躍が期待されている。留学生は、その卵といわれる。



出典：宇都宮市多文化共生推進課調べ

【在留資格別 外国人住民数の推移（上位 10 資格，各年 5 月末現在）】

(人)

年/ 順位		R 1		R 2		R 3		R 4		R 5
1 位	永住者	3,232	永住者	3,237	永住者	3,262	永住者	3,313	永住者	3,373
2 位	留学	1,890	留学	1,611	留学	1,310	留学	1,136	留学	1,244
3 位	技術・人文知識・国際業務	790	技術・人文知識・国際業務	912	技術・人文知識・国際業務	922	技術・人文知識・国際業務	928	技術・人文知識・国際業務	1,088
4 位	家族滞在	637	家族滞在	650	家族滞在	656	家族滞在	700	家族滞在	814
5 位	日本人の配偶者	630	日本人の配偶者	636	日本人の配偶者	592	日本人の配偶者等	603	日本人の配偶者等	642
6 位	定住者	594	定住者	584	定住者	572	定住者	585	定住者	576
7 位	特別永住者	484	技能実習 2 号口	491	特別永住者	468	特別永住者	444	特別永住者	445
8 位	技能実習 2 号口	454	特別永住者	485	技能実習 2 号口	466	特定活動	410	特定技能 1 号	391
9 位	技能実習 1 号口	258	技能実習 1 号口	248	特定活動	377	技能実習 2 号口	339	技能実習 1 号口	371
10 位	永住者の配偶者	126	永住者の配偶者	143	技能実習 1 号口	124	永住者の配偶者等	125	特定活動	270

出典：宇都宮市多文化共生推進課調べ

④ 労働者

宇都宮公共職業安定所※における令和 4（2022）年 10 月末現在の外国人労働者数は 7,584 人，外国人を雇用している事業所は 1,381 か所で，平成 19（2007）年の届出義務化後，最多となっています。

これは，平成 30（2018）年 10 月末現在の 4,915 人，707 か所に対し，2,669 人（54.3%）の増加，674 か所（95.3%）の増加となっています。

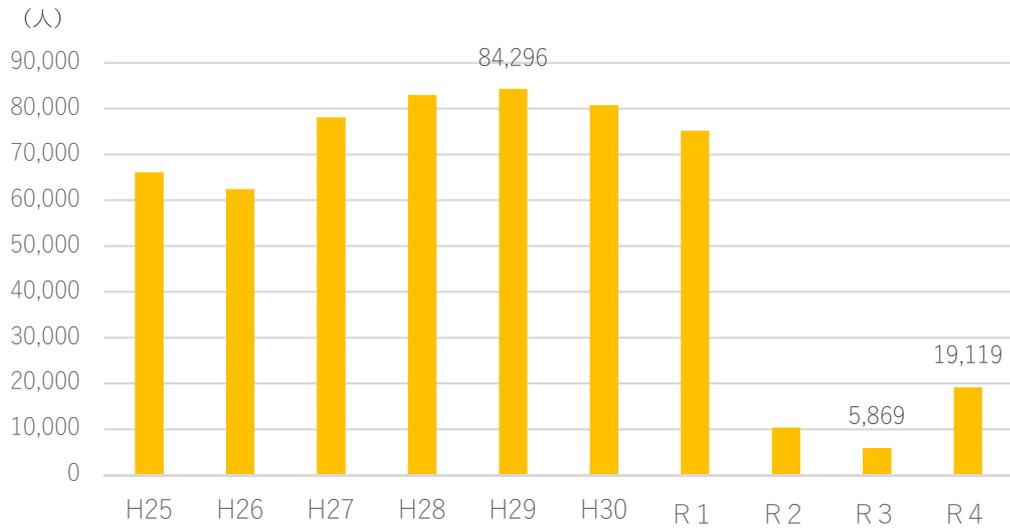
※ 宇都宮公共職業安定所の管轄区域：宇都宮市，上三川町，高根沢町

(2) 外国人宿泊者の状況

本市の外国人宿泊者数は，平成 29（2017）年に 84,296 人まで増加しましたが，コロナ下で令和 3（2021）年には 5,869 人に減少しました。令和 4（2022）年は 19,119 人まで回復しています。

政府では，訪日外国人旅行者の目標を令和 7（2025）年までにコロナ下前の令和元（2019）年と同水準として設定しており，今後は増加する見通しとなっています。

【外国人延べ宿泊者数の推移】



出典：宇都宮市観光動態調査より作成

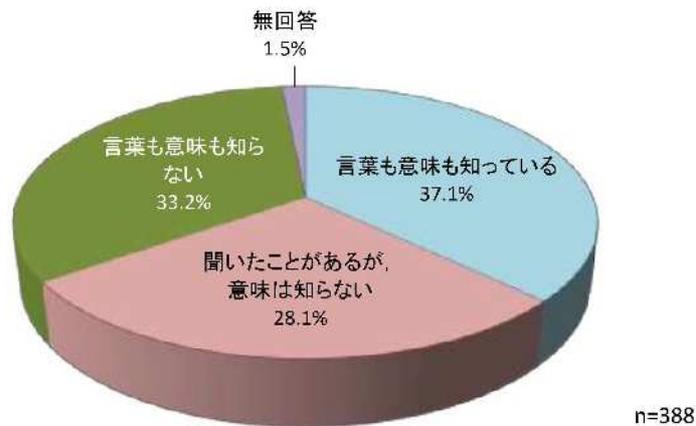
4 市民意識調査

(1) 市政に関する世論調査結果〈令和4年(2022)度〉

① 「多文化共生」の認知度

多文化共生の認知度について、「言葉も意味も知っている」が37.1%で最も高く、次いで「言葉も意味も知らない」が33.2%、「聞いたことがあるが、意味は知らない」が28.1%の順となっており、「言葉も意味も知っている」「聞いたことがあるが、意味は知らない」を合わせた【言葉を知っている(計)】は65.2%となっています。

このことから、「多文化共生」という言葉の認知度は6割を超えていますが、意味も理解している市民は4割に届いていないことが分かります。

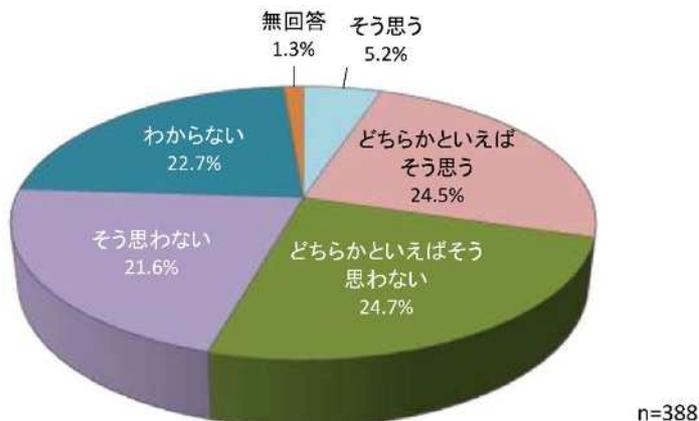


② 外国人市民と日本人市民が文化的な違いを認め合える雰囲気の有無

外国人市民と日本人市民が文化的な違いを認め合える雰囲気の有無について、「そう思う」が5.2%、「どちらかといえばそう思う」が24.5%で、これらを合わせた【そう思う(計)】は29.7%となっています。

一方、「どちらかといえばそう思わない」が24.7%、「そう思わない」が21.6%で、これらを合わせた【そう思わない(計)】は46.3%となっています。

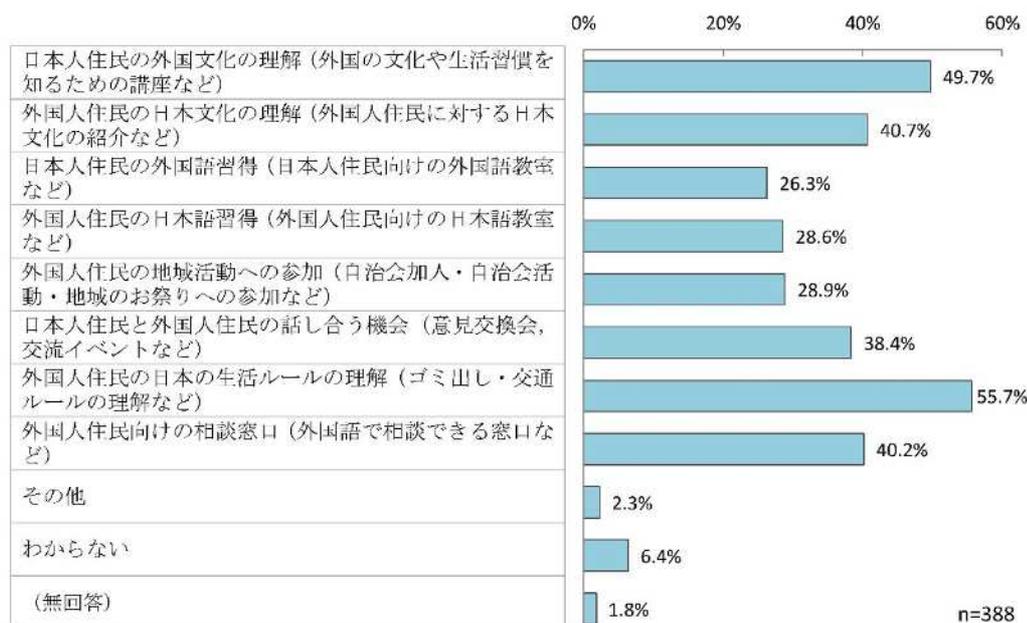
このことから、文化的な違いを認め合える雰囲気の有無について、「そう思わない」との回答が「そう思う」を上回っており、多文化共生に向けた意識醸成は十分でない状況であると言えます。



③ 多文化共生の推進にあたり大切なこと

多文化共生の推進にあたり大切なことについて、「外国人市民の日本の生活ルールの理解（ゴミ出し・交通ルールの理解など）」が55.7%で最も高く、次いで「日本人市民の外国文化の理解（外国の文化や生活習慣を知るための講座など）」が49.7%の順となっています。

このことから、多文化共生の推進にあたっては、外国人市民に対し日本の生活ルールの理解を求める声が多い一方で、日本人市民も外国文化を理解する必要があるとの声も多いと言えます。



(2) 外国人市民意識調査結果〈令和4（2022）年度〉

① 言葉について

日本語能力【「聞くこと」「話すこと」「読むこと」「書くこと」】について、「できる」「少しできる」は、いずれも85%以上となっています。

一方、「できない」は、「聞くこと」が3.1%、「話すこと」が4.4%、「読むこと」10.6%、「書くこと」が14.9%となっています。

【日本語能力】

項目	n	日本語能力		
		できる	少しできる	できない
「聞くこと」	全体	62.5%	34.4%	3.1%
「話すこと」	全体	58.6%	37.0%	4.4%
「読むこと」	全体	44.1%	45.3%	10.6%
「書くこと」	全体	36.5%	48.5%	14.9%

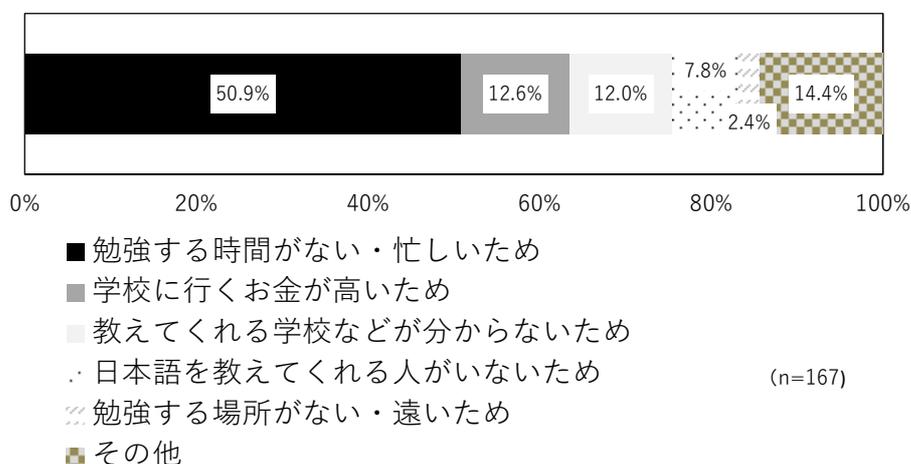
日本語の勉強の有無について、「勉強している」が49.5%、「勉強したいけれどできない」が29.5%、「勉強したくない・する必要がない」が21.0%となっています。

【日本語の勉強の有無】

		勉強している	勉強したいけれどできない	勉強したくない・する必要がない
全体	(n=594)	49.5%	29.5%	21.0%

日本語を勉強したいが、勉強できない場合の理由について、「勉強する時間がない・忙しいため」が50.9%で最も高く、次いで「学校に行くお金が高いため」が12.6%、「教えてくれる学校などが分からないため」が12.0%の順となっています。

【日本語を勉強したいが、できない理由】



これらのことから、概ね8割以上の外国人市民が簡単な日本語ならわかる程度の日本語能力を有していますが、音声情報に比べて文字情報に配慮が必要であることが分かります。

また、日本語の勉強については、約3割が「日本語を勉強したいけれどできない」と答えており、時間やお金、情報面などにおいてハードルが高いと言えます。

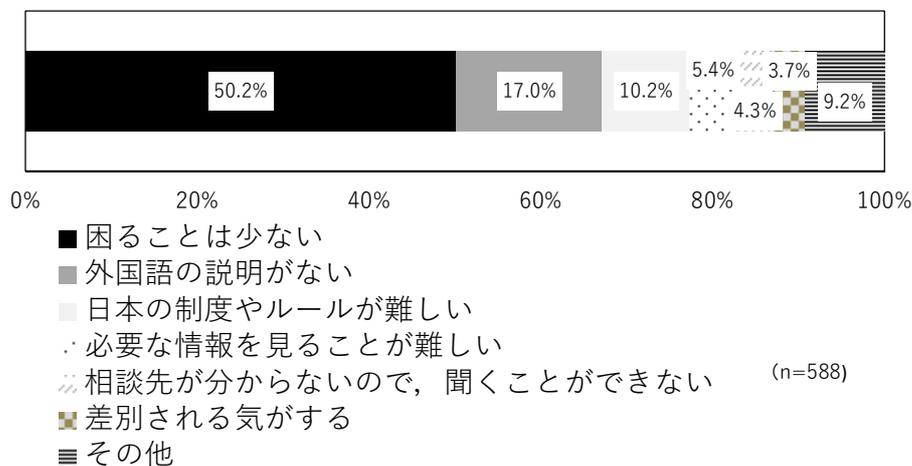
② 宇都宮市の生活について

生活の困りごとについて、【市役所や地区市民センターでの手続き時】【病院時】【学校・会社時】【災害時】いずれのシーンにおいても、概ね50%の割合で「困ることは少ない」が最も高くなっています。

また、【市役所や地区市民センターでの手続き時】においては、「困ることが少ない」が50.2%、「外国語の説明がない」が17.0%、「日本の制度やルールが難しい」が10.2%の順となっており、「外国語の説明がない」については、【市役所や地区市民センター

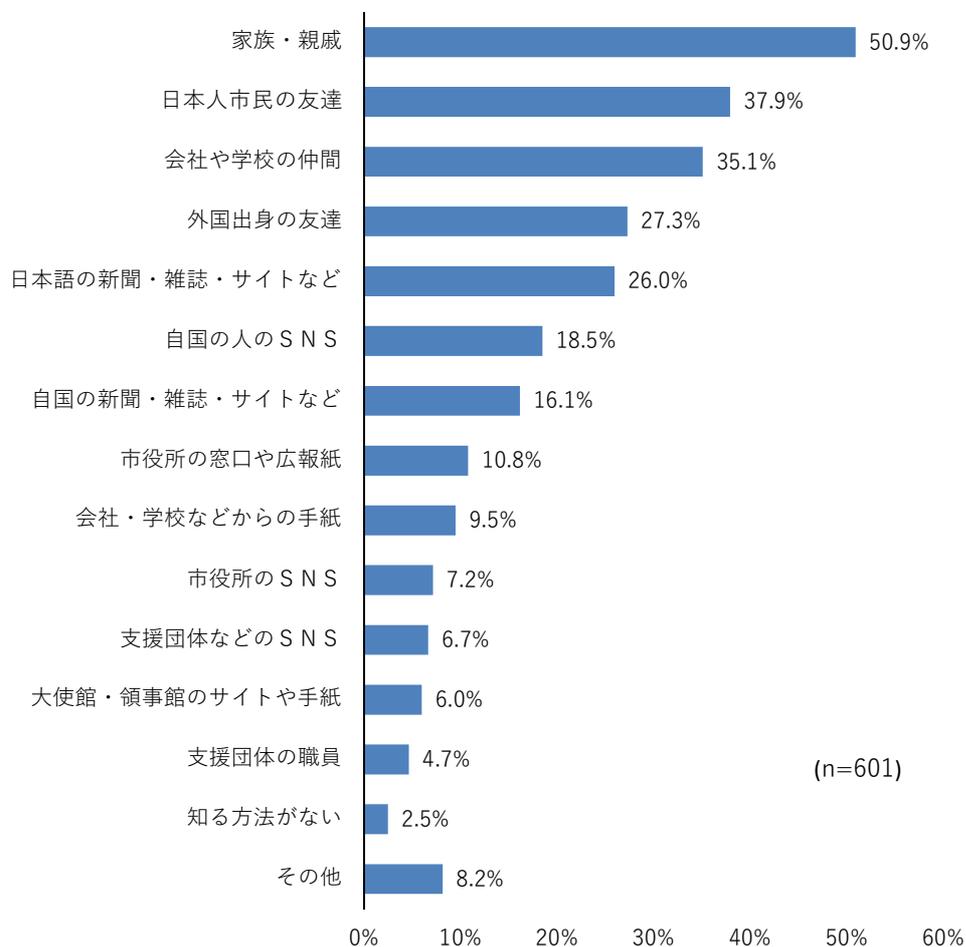
での手続き時】が17.0%、【病院時】が24.4%、【学校・会社時】が12.7%、【災害時】が13.9%となっています。

【生活で困ること「市役所や地区市民センターでの手続き時」(単一回答)】



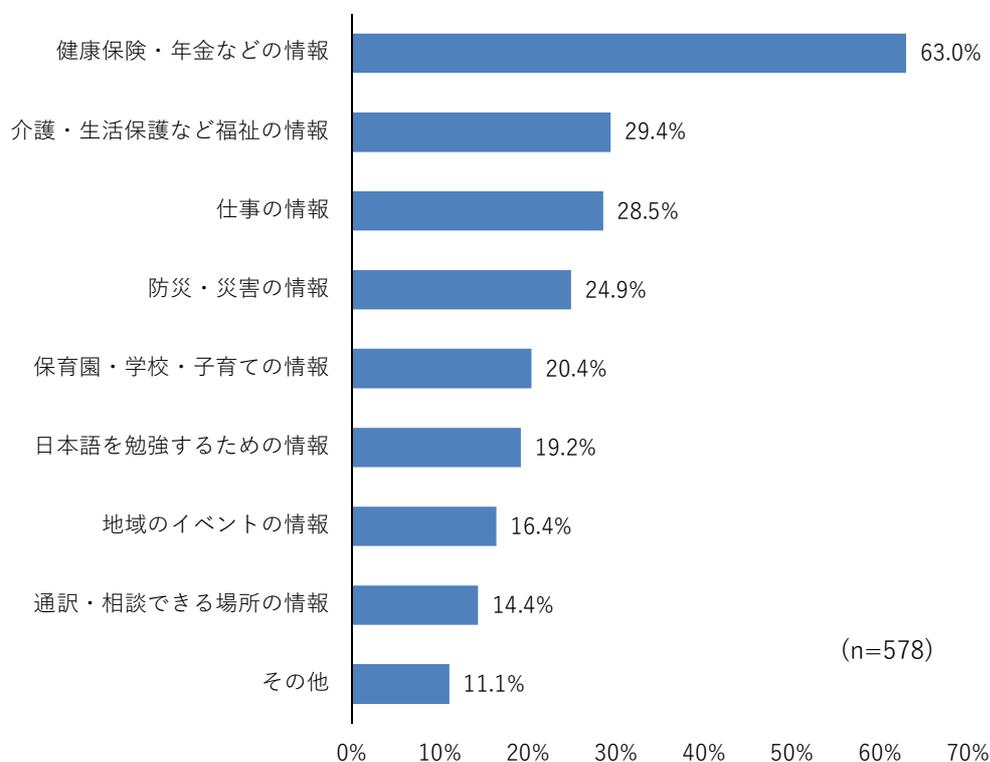
生活に必要な情報の入手先について、「家族・親戚」が50.9%で最も高く、次いで「日本人市民の友達」が37.9%、「会社や学校の仲間」が35.1%の順となっています。

【生活に必要な情報の入手方法(複数回答)】



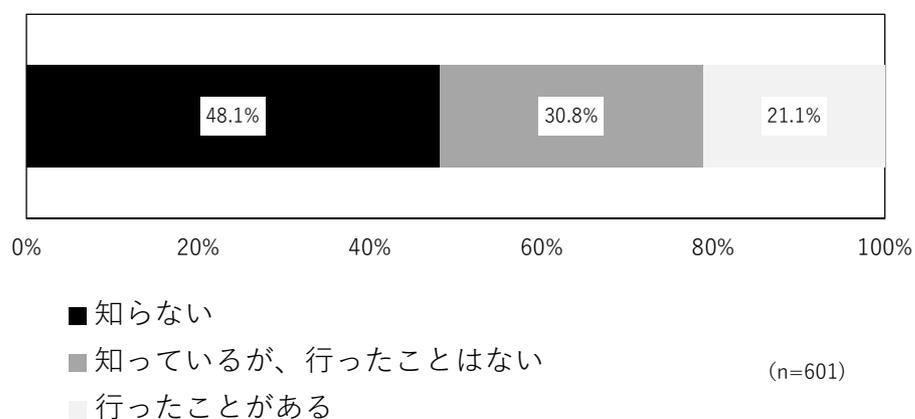
特に必要とされる情報について、「健康保険・年金などの情報」が63.0%で最も高く、次いで「介護・生活保護など福祉の情報」が29.4%、「仕事の情報」が28.5%の順となっています。

【特に必要とされる情報（複数回答）】

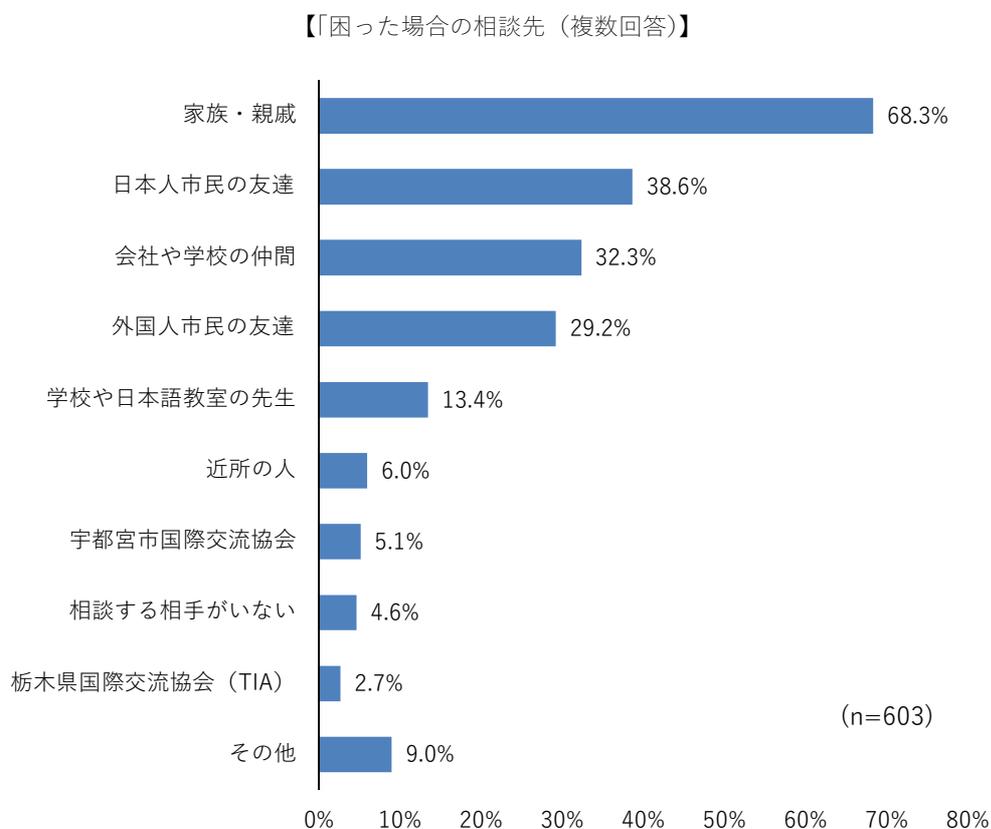


外国人市民が様々な言語で相談ができる「国際交流プラザ」の知名度について、「知らない」が48.1%で最も高く、次いで「知っているが、行ったことはない」が30.8%、「行ったことがある」が21.1%の順となっています。

【「国際交流プラザ」の知名度（単一回答）】



困った際の相談先について、「家族・親戚」が68.3%で最も高く、次いで「日本人市民の友達」が38.6%、「会社や学校の仲間」が32.3%の順となっています。



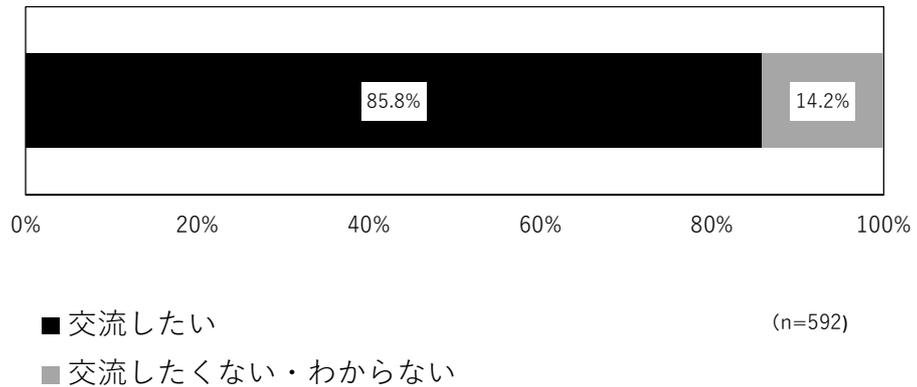
これらのことから、生活シーンにおいて、概ね5割の外国人市民が「困りごとは少ない」と答えていますが、困りごととしては「外国語の説明がない」「日本の制度やルールが難しい」の順に多く、多言語表記のニーズがあることが分かります。

また、必要な情報については、生活全般にわたって一定のニーズがあり、その入手先や困った際の相談先は、家族・友人・会社の同僚など身近な存在が多く、相談先として国際交流プラザは5割以上の認知度があるものの、優先度は低いと言えます。

③ 地域活動について

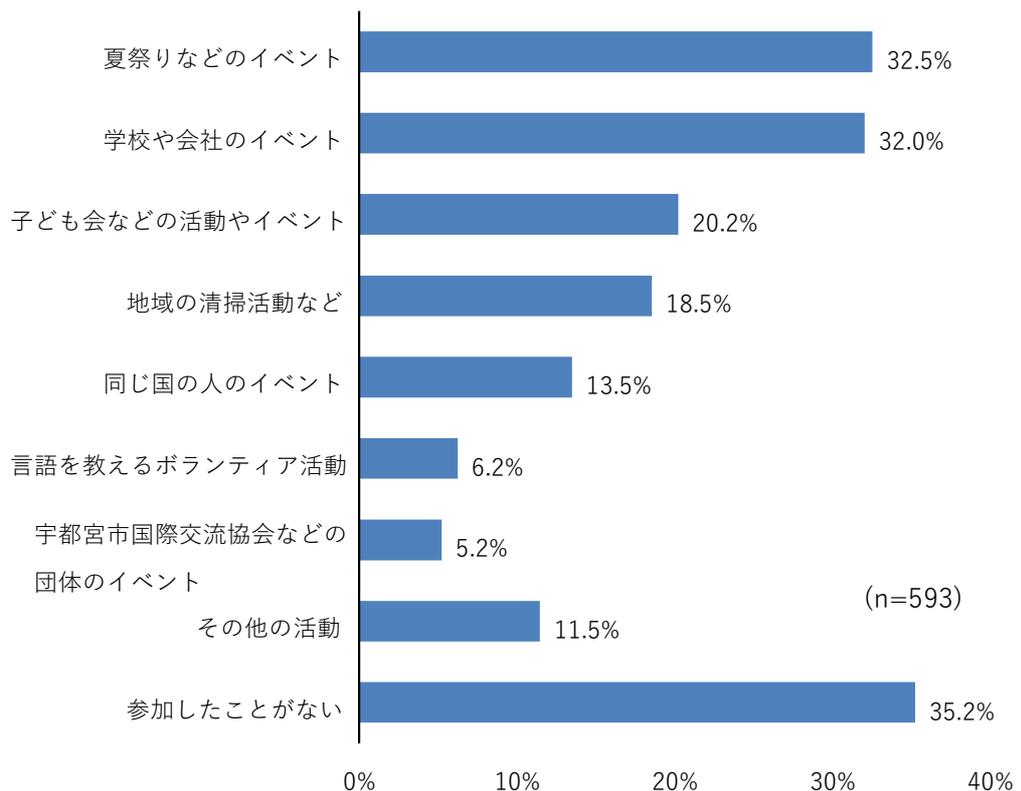
日本人市民との交流について、「交流したい」が85.8%で最も高く、「交流したくない・わからない」は14.2%となっています。

【日本人市民との交流の意向の有無（単一回答）】



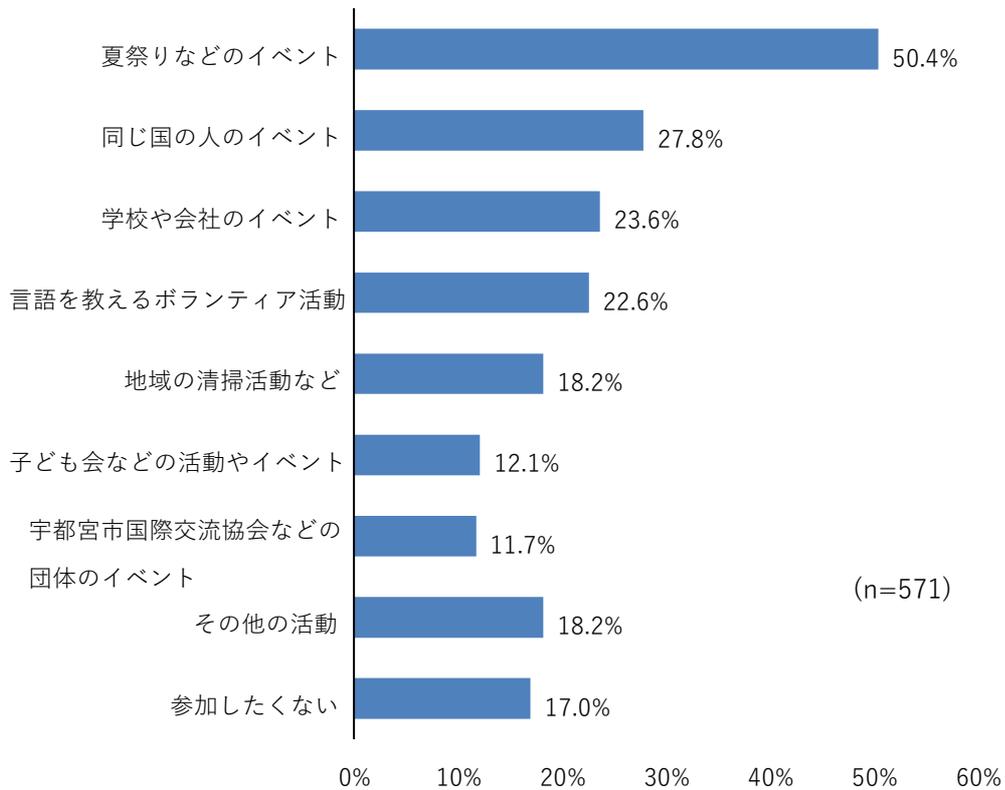
地域の活動やイベントの参加経験について、「参加したことがない」が35.2%で最も高く、次いで「夏祭りなどのイベント」が32.5%、「学校や会社のイベント」が32.0%の順となっています。

【地域の活動やイベントの参加経験（複数回答）】



参加したいと思う活動やイベントについて、「夏祭りなどのイベント」が50.4%で最も高く、次いで「同じ国の人が企画しているイベント」が27.8%、「学校や会社のイベント」が23.6%の順となっています。

【参加したい活動やイベントについて（複数回答）】



自治会加入について、「入っていない」が37.4%で最も高く、次いで「自治会を知らない」が32.5%、「入っている」が30.2%の順となっており、在住年数が長いほど自治会に「入っている」割合が高い傾向にあります。

【自治会加入の有無（単一回答）】

		入っている	入っていない	自治会を知らない
全体	(n=597)	30.2%	37.4%	32.5%

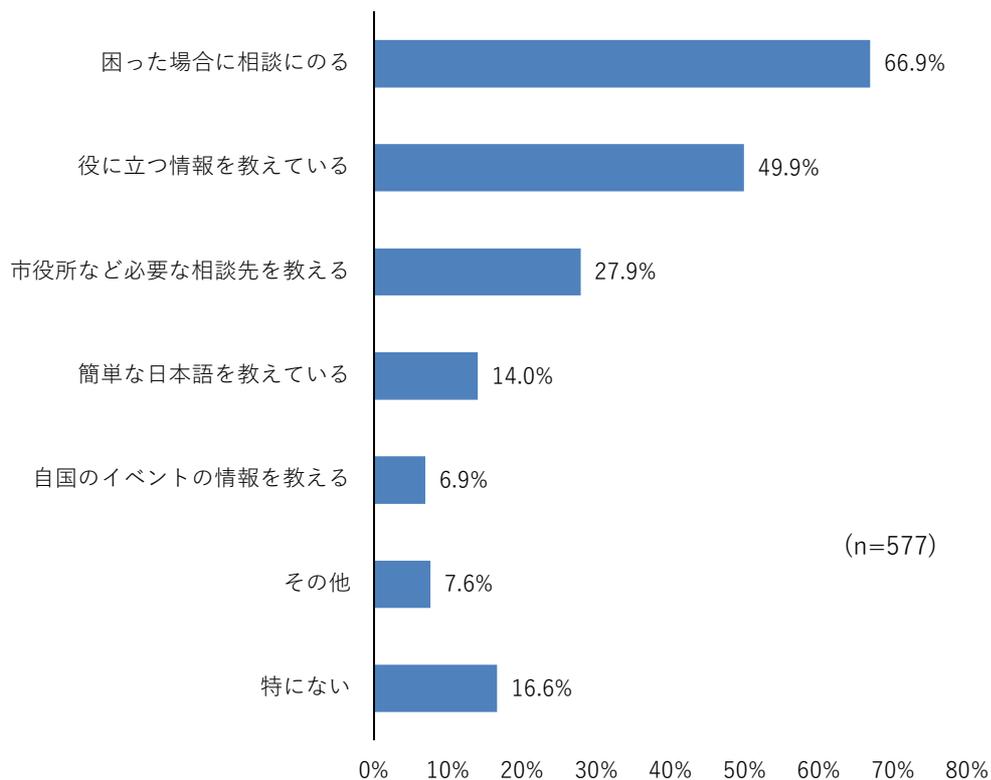
これらのことから、8割半ばの外国人市民が日本人市民との交流を望んでおり、希望する交流内容は「夏祭りなどのイベント」が最も多いことが分かります。

また、自治会加入者は3割ですが、自治会を知っているが加入していない人を含めると、概ね7割の外国人市民が自治会の存在を認知していることが分かります。

④ 外国人市民同士のつながりについて

同国出身の外国人市民との互助について、「困ったことがある場合に相談にのる」が66.9%で最も高く、次いで「役に立つ情報を教えている」が49.9%、「市役所など必要な相談先を教える」が27.9%の順となっています。

【同国出身の外国人市民との互助について（複数回答）】



このことから、同じ国からの出身者に対して、「困ったときに相談にのる」、「役に立つ情報を教えている」という外国人市民は多く、個人レベルでは何かしらのサポートを行っている実態があることが分かります。

また、地域の外国人市民をサポートするキーパーソンとして活躍できる可能性もあると言えます。

（3）関係団体へのヒアリング結果〈令和5（2023）年度〉

技能実習生監理団体や日本語学校、出入国在留管理庁、宇都宮市国際交流協会（UCIA）など、普段から外国人市民と関わる関係団体※に対して、ヒアリングによる現状把握を行いました。

※ 関係団体：企業、学校、地域、支援団体、行政の各分野より選定

① 言葉について

言葉については、「日常的に使用するレベルの日本語能力を有していることも多いが、相手や内容が限定的であり、単語レベルでの会話となるため、依然として意思疎通が困難な場合も多い」、また、「日本語は日本で生活するうえでの根幹をなすものであることから、日本語教室などでの学習機会だけでなく、日本人市民との交流の機会

を設けるなど、様々な手法からのベースアップが必要」といった意見がありました。

このことから、コミュニケーションツールとしての日本語学習支援や、日本人市民と接する多くの機会が求められていると言えます。

② 宇都宮市の生活について

宇都宮市の生活については、「多言語対応だけでなく、『やさしい日本語』での情報発信が有効」、「必要性が高く、多くの外国人市民が LINE を使用していることから、LINE を活用した情報発信や外国人市民が求めている情報の提供が有効」や、「日本のルールなどを教えるオリエンテーション・ガイダンスなどの実施や、実施者と連携することで支援強化ができる」といった意見がありました。

このことから、多言語対応や「やさしい日本語」の活用、ニーズをとらえた情報発信、生活オリエンテーションの実施や実施者への支援が求められていると言えます。

③ 地域活動について

地域活動については、「居住している外国人市民数や就労先などの地域特性に配慮した施策が必要」、「日本人市民と外国人市民が互いのことを理解し合うことが必要で、キーパーソンやハブとなる団体などがないと、地域に入ることが難しい」や、「外国人市民が住んでいるということ自体を知ってもらうきっかけとして、夏祭りや清掃活動などの地域イベントが有効」といった意見がありました。

このことから、相互理解の促進に向けた自治会など地域への啓発や、地域で開催されるイベント情報の発信、地域へ入るきっかけづくりが求められていると言えます。

④ 外国人市民同士のつながりについて

外国人市民同士のつながりについては、「地域の中に外国人市民が入るようになる事で、将来的にはキーパーソンのような役割を担うようになる」、「今は外国人市民が、地域の日本人市民や他の外国人市民と接する機会を設けるようにする段階にある」や、「いずれは地域の中で助け合いが必要になることから、外国人市民に限らず支援者を増やしていくことや支援体制を整えておくことが必要」といった意見がありました。

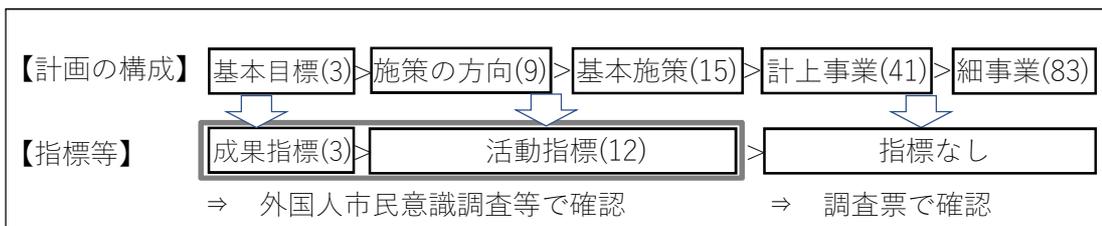
このことから、地域に顔を出すことで、地域住民に認知される意識啓発、国籍を問わず外国人をサポートしてくれる人材や、団体の育成・連携が求められていると言えます。

5 現行計画の評価

(1) 計画の構成と指標

第3次国際化推進計画は以下の構成となっており、基本目標ごとに成果指標、施策の方向及び基本施策ごとに活動指標をそれぞれ設定し、基本目標の実現に向けた達成度については、最終年次の成果指標と活動指標により進捗の度合いを確認します。

本計画に計上する事業については、事業を所掌する関係課においてその取組実績と進捗の把握を毎年次行い、本計画の進捗度を確認しています。



※ () 内は項目数

(2) 指標等の評価基準

① 成果指標と活動指標

各指標に設定された最終年次の目標値に対する実績値を以下の基準により評価します。

ただし、新型コロナウイルス感染症（以下「感染症」という。）の影響により、当初目標としていた成果を下回り、適正な評価が見込まれないものについては「一」とし、評価対象外としました。

A	順調（達成率100%以上）
B	おおむね順調（達成率70～100%）
C	やや遅れ（達成率70%未満）
一	感染症の影響を受け、達成率70%未満となったもの

② 計画計上事業

本計画の計画期間における計上事業の取組状況等は、下記の「第6次宇都宮市総合計画基本計画」の事業評価の評価方法に基づいて実施しました。

A（計画以上）	計画以上に進捗している
B（計画どおり）	計画どおり、進捗している
C（計画より遅れ）	計画より遅れて進捗している
D（感染症の影響による変更）	主として感染症の影響により、進捗を評価することが困難な事業（感染症の影響によりやむを得ず中止となった事業含む）

※ 感染症の影響は受けたが、代替や規模縮小などで事業が実施できたものはBと評価

(3) 計画の進捗状況について

基本目標Ⅰ「誰もが安心して暮らせる多文化共生の地域づくり」

① 成果指標

成果指標	設定時	目標値	実績値	評価
「多文化共生の推進が重要である」と考える市民の割合	65.7%	71.0%	73.4%	A

「多文化共生の推進が重要であると考えられる市民の割合」は平成 29 (2017) 年度から大きく増加し、目標値を上回りました。

外国人市民の増加が進む中、コロナ下においても、実施手法を工夫しながら、地域における国際理解講座等や企業等に対する出前講座等による意識啓発に継続的に取り組み、多文化共生に係る意識醸成につながったと考えられます。

② 活動指標

施策の方向 1 「相互理解の促進」	設定時	目標値	実績値	評価
多文化共生に関する講座等参加者数	640 人	790 人	200 人	—
日本文化ふれあいの会参加者数	200 人	250 人	151 人	—
施策の方向 2 「外国人市民の生活環境の充実」	設定時	目標値	実績値	評価
外国人市民相談窓口の認知度	26.4%	50.0%	51.9%	A
国際交流プラザ利用者数	15,370 人	18,500 人	12,328 人	—
施策の方向 3 「多文化共生の地域社会づくり」	設定時	目標値	実績値	評価
国際理解に関する講座の開催数	49 講座	55 回	39 回	—
施策の方向 4 「多文化共生の仕組みづくり」	設定時	目標値	実績値	評価
(仮称) 多文化共生のネットワーク連絡会開催回数	0 回	3 回	2 回	C

施策の方向1「相互理解の促進」、施策の方向2「外国人市民の生活環境の充実」、施策の方向3「多文化共生の地域社会づくり」において、感染症の影響により、対面や集合型の事業に係る活動指標は目標値を下回り、評価対象外となりましたが、外国人市民向けの生活情報発信を多様な媒体により実施したことなどにより、「外国人市民相談窓口の認知度」は大幅に向上し、目標値を上回りました。

施策の方向4「多文化共生の仕組みづくり」において、「(仮称)多文化共生ネットワーク連絡会の開催」については、宇都宮市国際交流協会(UCIA)による「外国人支援者ネットワーク」の立ち上げを支援し、関係者・団体等への情報提供や連携の仕組みづくりを行いました。実施回数が目標値を下回りました。

③ 計上事業(細事業ベース)

施策の方向ごとの事業進捗	A	B	C	D
施策の方向1 「相互理解の促進」	0事業	6事業	0事業	1事業
施策の方向2 「外国人市民の生活環境の充実」	0事業	23事業	0事業	1事業
施策の方向3 「多文化共生の地域社会づくり」	0事業	7事業	0事業	0事業
施策の方向4 「多文化共生の仕組みづくり」	0事業	6事業	0事業	1事業
合計	0事業	42事業	0事業	3事業

全45事業のうち、対面や集合型の3事業については、感染症の影響により変更となりましたが、9割以上の42事業が計画通りに進捗しています。

④ 今後の方向性

今後は、日本人市民と外国人市民の相互理解、地域での共生をさらに進めていくため、地域への意識啓発の継続、多言語化や「やさしい日本語」の普及促進等による環境整備、日本語学習等のコミュニケーション支援、関係者・団体間の情報共有・連携の強化を図る必要があります。

基本目標Ⅱ「世界とつながる国際理解・国際交流のための環境づくり」

① 成果指標

成果指標	設定時	目標値	実績値	評価
「日本人市民と交流したい」と考える外国人市民の割合	68.0%	73.0%	85.8%	A

「日本人市民と交流したい」と考える外国人市民の割合は、平成 30（2018）年度から大きく増加し、目標値を上回りました。

国の外国人受入に係る制度改正等に伴い、中長期的に在留できる外国人市民が増加していることなどにより、外国人市民の日本人市民との交流ニーズは高まっていると考えられます。

② 活動指標

施策の方向 1「国際理解の促進」	設定時	目標値	実績値	評価
国際理解講座の参加者数	620 人	700 人	163 人	—
施策の方向 2「国際交流の促進」	設定時	目標値	実績値	評価
姉妹都市への派遣者数	55 人	55 人	—	—
施策の方向 3「国際協力の推進」	設定時	目標値	実績値	評価
市内の国際協力ボランティア団体数	26 団体	30 団体	38 団体	A

施策の方向 1「国際理解の促進」、施策の方向 2「国際交流の促進」においても、感染症の影響により、対面や集合型の事業や海外渡航を伴う事業に係る活動指標は目標値を下回り、評価対象外となりましたが、インターネットを活用して姉妹都市とのウェブ会議や周年事業を実施するとともに、インターネットによる青少年の囲碁交流を開始するなど、新たな形での交流を実施しました。

施策の方向 3「国際協力の推進」においては、民間団体の国際交流活動や国際協力活動に対し、国際交流プラザにおける情報提供や活動場所の提供、補助制度等を通して支援を行い、市内の国際協力ボランティア団体数は増加し、目標値を上回りました。

③ 計上事業（細事業ベース）

施策の方向ごとの事業進捗	A	B	C	D
施策の方向1「国際理解の促進」	0事業	8事業	0事業	2事業
施策の方向2「国際交流の促進」	0事業	5事業	0事業	1事業
施策の方向3「国際協力の推進」	0事業	2事業	0事業	0事業
合計	0事業	15事業	0事業	3事業

全18事業のうち、海外受入や渡航を伴う3事業は感染症の影響を受け変更となりましたが、8割以上の15事業が計画どおりに進捗しています。

④ 今後の方向性

今後は市民の国際感覚の醸成や国際理解の促進を図るため、海外都市との相互交流等を通して青少年の国際感覚の醸成・育成を行うとともに、デジタル技術を活用するなど多様な手法や主体による交流の創出を図る必要があります。

基本目標Ⅲ「国際化にふさわしい都市としての機能の充実」

① 成果指標

成果指標	設定時	目標値	実績値	評価
「宇都宮市が暮らしやすい」と考える外国人市民の割合	82.3%	85.0%	82.1%	B

「宇都宮市が暮らしやすい」と考える外国人市民の割合は、平成 30（2018）年度から僅かに減少し、目標値を下回りましたが、外国人市民の受入環境の整備は概ね順調に進んでおり、「宇都宮市が暮らしやすい」と感じる外国人市民の割合は一定水準に達していると考えられます。

② 活動指標

施策の方向 1「国際化にふさわしい都市環境の整備」	設定時	目標値	実績値	評価
行政情報・表示の種類数	54 種類	65 種類	67 種類	A
<ul style="list-style-type: none"> ・ 多言語使用 ・ 「やさしい日本語」使用 	10 種類	20 種類	14 種類	B
SNS 投稿件数（累計）	0 件	200 件	425 件	A
施策の方向 2「国際化に対応できる人材の育成・活用」	設定時	目標値	実績値	評価
国際理解講座等への講師派遣数	62 人	70 人	25 人	—

施策の方向 1「国際化にふさわしい都市環境の整備」において、行政情報・表示の種類が多言語化については平成 29（2017）年度より増加し、目標値を上回りましたが、「やさしい日本語」の使用については平成 29（2017）年度より増加したものの、目標値の 7 割となり下回りました。

宇都宮市の魅力を発信する SNS による投稿を新たに開始し、目標値を大きく上回りました。

施策の方向 2「国際化に対応できる人材の育成・活用」においては、感染症の影響により、国際理解講座等への講師派遣数は目標値を下回り、評価対象外となりました。

③ 計上事業（細事業ベース）

施策の方向ごとの事業進捗	A	B	C	D
施策の方向1 「国際化にふさわしい都市環境の整備」	0 事業	13 事業	0 事業	2 事業
施策の方向2 「国際化に対応できる人材の育成・活用」	0 事業	3 事業	0 事業	2 事業
合計	0 事業	16 事業	0 事業	4 事業

全 20 事業のうち、海外受入や渡航を伴う 4 事業は、感染症の影響により変更となりましたが、8 割の 16 事業は計画どおりに進捗しています。

④ 今後の方向性

今後は訪日外国人や外国人市民の増加・多様化に対応するため、情報や表示の多言語化や「やさしい日本語」の活用を進めるとともに、外国人市民の地域活動のきっかけとなるよう、地域等と連携して国際理解・国際交流の取組へ外国人材の活用を図る必要があります。

6 多文化共生推進に向けた課題

(1) 多言語による情報提供の充実

行政情報や各種申請書, 市内の案内板やサイン等は徐々に多言語化が進んでいますが, 外国人市民の多国籍化に合わせた更なる多言語化が求められます。

「外国人市民意識調査」では, 概ね8割以上の外国人市民が簡単な日本語ならわかる程度の日本語能力を有していることから, 行政情報等の多言語化や「やさしい日本語」の普及・活用が必要です。

また, 外国人市民が行政情報を入手し, 地域生活で生じる様々な問題について相談できるよう, 外国人市民が抱える問題に寄り添った多言語による窓口対応や相談事業の充実が必要です。

(2) 日本語教育の推進

令和元(2019)年に, 国内外における日本語教育の機会の拡充・日本語教育の水準の維持向上等を目的とした「日本語教育の推進に関する法律」が施行されました。

「外国人市民意識調査」では, 約3割の人が「日本語を勉強したいができない」と答えており, 今後も増加が見込まれる外国人市民が, 日常生活や社会生活を地域住民とともに円滑に営むことができるよう, 日本語学習支援者の育成・活用や日本語学習機会の提供による, 外国人市民が生活のために必要な日本語を学びやすい環境の整備が必要です。

(3) 安心・安全な暮らしの確保

「外国人市民意識調査」では, 「健康保険・年金などの情報」や「介護・生活保護など福祉の情報」, 「仕事の情報」についてニーズがあり, 「市政世論調査」では, 外国人市民の日本の生活ルール理解(ごみ出し・交通ルール理解など)を求める声が多く, 生活習慣の違いから起こるトラブルを避けるためにも, 外国人市民の目線に立った生活全般にわたる情報提供や各種支援の更なる充実が求められています。

また, 激甚化する気象災害に備えた支援の充実も必要です。情報の提供にあたっては, 正確な情報をリアルタイムに伝達することが重要です。

(4) 外国人児童生徒への教育支援

日本語指導が必要な児童生徒は近年110人前後で推移していましたが, 令和4(2022)年に122人, 令和5(2023)年は148人と増加しています。

本市では, 教育に関する情報の提供や日本語による学習支援に取り組んでおり, 外国

人市民の増加に伴う外国人児童生徒の増加が見込まれる中で、引き続き外国人児童生徒に対する教育環境の整備が必要です。

(5) 多文化共生の意識づくり

「市政世論調査」では、多文化共生の認知度について「言葉も意味も知っている」が4割弱、外国人市民と日本人市民が互いの違いを認め合える雰囲気の有無については「そう思わない」や「どちらかといえばそうは思わない」の合計が4割半ばであり、また、日本人市民の外国文化の理解（外国の文化や生活習慣を知るための講座など）を求める声が多いことから、今後も外国人市民が増加することが見込まれる中で、引き続き市民への多文化共生意識の啓発や国際理解の推進を図る必要があります。

(6) 多文化共生の地域づくり

「外国人市民意識調査」では、約85%が日本人市民との交流を希望していて、交流の内容は地域の夏祭りが最も多くなっています。自治会の加入者は約3割ですが、7割の外国人市民が自治会の存在を認知しています。

ポストコロナ時代の誰ひとり取り残されることのない「新たな日常」を見据え、地域社会やコミュニティ等において必要となる人の交流やつながり、助け合いを充実するための環境整備が必要です。外国人市民が地域に積極的に参加していくことは、地域の活性化に加え、地域社会の担い手確保にもつながることから、外国人市民の社会参加の支援に取り組む必要があります。

また、高度外国人材といわれる「技術・人文知識・国際業務」の在留資格を持つ外国人市民が平成30（2018）年以降急増し、その卵となる留学生と合わせて地域社会における活躍が期待されます。留学生は、地域のまちづくりに参加する人も増えていることから、地域社会への定着や地域活動への参加促進に取り組む必要があります。

(7) グローバル化への対応

急速に進展するグローバル化に対応し、市民主体の交流活動を促進するためには、引き続き海外都市との交流を通じたグローバル社会の担い手育成に取り組む必要があります。

また、今後増加が見込まれる外国人観光客を含めた交流人口の拡大や、地域経済の活性化に向けて、引き続き地域の魅力に係る情報発信やインバウンド観光の受入環境整備、MICE*の推進に取り組む必要があります。

※ MICE：企業が行う「Meeting（企業系会議）」、営業成績優秀者や従業員等を対象とした「Incentive Travel（報奨・研修旅行）」、国際機関・団体、学会等が主催する「Convention（大会・学会・国際会議）」、「Exhibition/Event（展示会、見本市、イベント）」の頭文字で、多くの集客・交流が見込まれるビジネスイベントの総称

◆ 課題の総括 ◆

① 誰もが安心して暮らし続けるための環境整備

外国人市民の増加，年代の多様化，定住化に対応していくためには，円滑なコミュニケーションに向けた多言語対応の充実や「やさしい日本語」の普及，日本語教育，ライフステージに応じた生活支援，気象災害の激甚化に備えた支援の充実が必要です。

また，行政・生活情報の多言語対応にあたっては，通訳・翻訳ツールなどデジタル技術の積極的な活用が必要です。

② 互いを認め，尊重するための意識醸成・社会参画促進

多文化共生の必要性についての認識は一定形成されてきたことから，今後は，共生の地域づくりに向けた相互理解の促進や，相互交流の機会創出が必要です。

また，外国人市民の自治会など地域コミュニティへの参画にあたっては，情報発信・交流ツールなどデジタル技術の積極的な活用や，外国人市民と地域をつなぐ役割を担う関係者・団体等との連携強化が必要です。

③ グローバル社会の担い手育成・訪日外国人の受入環境整備

グローバル化が進展する中，今後は，海外都市との交流等を通じたグローバルな感覚を持つ担い手の育成や，外国人観光客の増加を見据えた受入環境整備の促進が必要です。

また，海外都市との交流や受入環境整備にあたっては，オンラインツールなどデジタル技術の積極的な活用や，多様な主体の参画が必要です。

第3章 計画の基本的な考え方

本市の国際化推進計画（第1次～第3次）においては、「多文化共生社会」と「国際都市」の実現を目指し、本市の国際化を推進するため様々な施策・事業に取り組んできました。

このような中、国においては、令和2（2020）年に社会経済情勢の変化等に対応すべく「地域における多文化共生推進プラン」を14年ぶりに改訂したほか、令和4（2022）年には「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」を策定し、在留資格を有する全ての外国人を孤立させることなく、社会を構成する一員として受け入れていくという視点に立ち、外国人が日本人と同様に公共サービスを享受し、安心して生活することができる環境を全力で整備していくこととしています。

本市においては、人口減少・少子超高齢化が深刻化する中、外国人市民の人口は令和5（2023）年4月には1万人を突破し、定住化が進んでいます。また、在留資格の制度見直し等により、外国人労働者の増加、在留期間の長期化、家族の帯同が見込まれており、外国人市民は労働力にとどまらず地域社会の担い手としても、その活躍が期待されている状況にあります。

今後、グローバル社会の中で本市が持続的に発展していくためには、日本人市民と外国人市民を別々に考えるのではなく、共に支え合い・共に活躍していく視点が不可欠であり、外国人市民も同じ地域社会を構成する一員として、日本人市民と共に社会参加・活躍できる、「多文化共生社会」を実現していくことが求められます。

1 基本理念

「多文化共生のまちづくり」をより重点的に進めていくため、第3次国際化推進計画の内容を包含・継承した上で、「うつのみや多文化共生推進プラン（第4次国際化推進計画）」へ発展させることとし、解決すべき課題や計画の基本的な考え方を踏まえ、本計画の基本理念を以下の通り定めます。

互いを尊重し合い 安心して暮らし続ける
げんきなまち 「多文化共生都市うつのみや」の実現

〈目指す状態〉

「安心して暮らし続ける」：言葉や生活の不安がなく暮らし続けることができている状態

「互いを尊重する」：互いを理解・尊重し、受け入れることができている状態

「互いを（支え）合う」：日本人市民と外国人市民が地域の一員として共に支え合っている状態

「げんきなまち」：日本人市民と外国人市民がまちの活力を創出している状態

2 基本目標

基本理念に基づき、国が「地域における多文化共生推進プラン」に掲げる施策を踏まえ、生活の基盤となる施策と、まちの活力に資する施策を「多文化共生推進の方向性（柱）＝基本目標」として設定します。

また、施策・事業の推進にあたっては、デジタル技術を積極的に活用します。

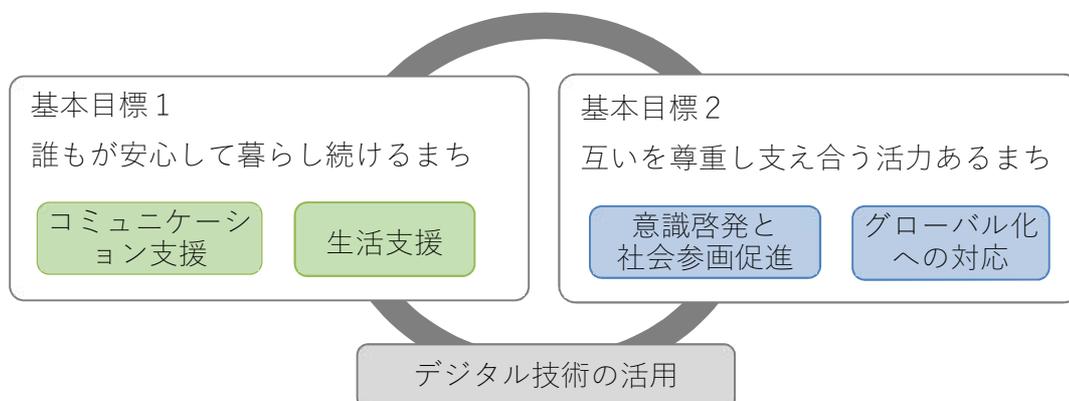
■基本目標1 誰もが安心して暮らし続けるまち

外国人市民が生活に必要な情報を得ることができるとともに、安心して暮らすための支援を行い、誰もが住み続けたいと思えるまちを目指します。

■基本目標2 互いを尊重し支え合う活力あるまち

市民が相互に理解し、助け合い、地域社会を構成する一員として共に社会参加・活躍できる、活力あるまちを目指します。

(施策の柱イメージ図)



3 計画の特徴

(1) 外国人市民も同じ地域の一員として共生するための方針

多文化共生社会の実現に向けては、日本人市民も外国人市民も同じ地域社会を構成する一員として受け入れていくことが重要です。多文化共生に関わる各主体が同じ視点に立ち取り組むことができるよう、本市で暮らす外国人を「外国人市民」と表現し、共に生き・共に活躍できる地域づくりに取り組んでいきます。

一歩進んだ
共生意識を
みんなで

(2) 多文化共生の推進に向けた「生活基盤」や「まちの活力」に係る施策の強化

外国人市民の増加・定住化や家族帯同の増加見込みに伴い、生活全般にわたる情報の提供や各種支援の更なる充実など「生活基盤」に係る施策の強化を図るとともに、共生の地域づくりに向けて、地域コミュニティにおける担い手確保やグローバル社会の担い手育成など「まちの活力」に係る施策を強化していきます。

生活基盤・
まちの活力
を強化

(3) 「言葉の壁」や「文化の壁」を取り払うためのデジタル技術を活用した取組の推進

外国人市民が抱える「言葉の壁」や「文化の壁」は、全ての施策に共通する課題です。外国人市民や訪日外国人の増加等に対応するため、コミュニケーションに必須の多言語対応をはじめ、相互理解、交流促進などにおいて、デジタル技術を積極的に活用していきます。

デジタルで
様々な壁を
取り払う

第4章 計画の展開

1 施策事業の体系

◎は重点事業

基本目標	基本施策	構成施策	基本事業	
1.誰もが安心して暮らし続けるまち	コミュニケーション支援	多言語による情報提供の充実	◎行政情報等の多言語化 ・多言語による窓口対応, 相談事業の充実 ・多言語ボランティアの普及と活用 ◎「やさしい日本語」の普及と活用	
		日本語教育の推進	・日本語学習支援者の育成と活用 ◎外国人市民向け日本語学習機会の提供	
	生活支援	安心・安全な暮らしの確保	◎生活に関する情報の提供 ・就労に関する情報の提供 ◎防災・災害対応 ・医療・福祉・子育て支援 ・住宅確保の支援	
		外国人児童生徒への教育支援	・教育に関する情報の提供 ◎日本語による学習支援	
	2.互いを尊重し支え合う活力あるまち	意識啓発と社会参画促進	多文化共生の意識づくり	◎多文化共生意識の啓発 ・国際理解の推進
			多文化共生の地域づくり	◎地域社会への参加促進
グローバル化への対応		海外都市との交流	◎グローバル社会の担い手育成 ・スポーツ・文化・経済交流 ・国際協力の推進	
		訪日外国人への対応	◎受入環境整備の促進 ・MICEの推進	

2 重点事業

計画を推進していく上で計画全体の進捗の要となる事業を「重点事業」として、「基本事業」に設定します。

第3次計画の取組や現状, 社会情勢の変化を踏まえて導出した多文化共生推進に向けた課題に対応するとともに, 基本目標の達成に向けてより積極的な取組が求められるものを重点事業とします。

多文化共生に向けた課題	重点事業
<p>○誰もが安心して暮らし続けるための環境整備 ⇒多言語対応の充実, 「やさしい日本語」の普及, 日本語教育, 生活支援, 災害支援 等</p> <p>コミュニケーション支援</p> <p>生活支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・行政情報等の多言語化 ・「やさしい日本語」の普及と活用 ・外国人市民向け日本語学習機会の提供 ・生活に関する情報の提供 ・防災・災害対応 ・日本語による学習支援
<p>○互いを認め, 尊重するための意識醸成・社会参画促進 ⇒相互理解の促進, 相互交流の機会創出 等</p> <p>意識啓発と社会参画促進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・多文化共生意識の啓発 ・地域社会への参加促進
<p>○グローバル社会の担い手育成・訪日外国人の受入環境整備 ⇒グローバルな感覚を持つ担い手の育成, 外国人観光客の受入環境整備の促進 等</p> <p>グローバル化への対応</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・グローバル社会の担い手育成 ・受入環境整備の促進

3 基本目標に対する指標

■基本目標1 誰もが安心して暮らし続けるまち

外国人市民が生活に必要な情報を得ることができるとともに、安心して暮らすための支援を行い、誰もが住み続けたいと思えるまちを目指します。

基本施策1 コミュニケーション支援

基本施策2 生活支援

目標指標	基準値 R4)	目標値(R10)	出典
「宇都宮市は暮らしやすい」と思う外国人市民の割合	82.1%	87%	外国人市民意識調査
行政情報・表示の種類数※ ・多言語使用 ・「やさしい日本語」使用	67種類 14種類	80種類 18種類	多文化共生推進課調べ
外国人市民相談窓口の認知度	51.9%	67%	外国人市民意識調査

※ 冊子・リーフレット・チラシ，ホームページ，表示板・案内板・公共サイン（建物別・種類別）の数

■基本目標2 互いを尊重し支え合う活力あるまち

市民が相互に理解し、助け合い、地域社会を構成する一員として共に社会参加・活躍できる、活力あるまちを目指します。

基本施策1 意識啓発と社会参画促進

基本施策2 グローバル化への対応

目標指標	基準値 R4)	目標値(R10)	出典
「多文化共生の推進が重要である」と思う市民の割合	73.4%	77%	市民意識調査
意識啓発・社会参画支援事業における参加・参画者数※	延べ260人	延べ520人	多文化共生推進課調べ
地域の国際化(多文化共生・国際交流・国際協力)に取り組む市内の団体数	78団体	82団体	多文化共生推進課調べ

※ 多文化共生に関する講座等参加者数，国際理解講座等への講師派遣数，「外国人支援者ネットワーク」登録者数の合計

4 施策事業の展開

■基本目標1 誰もが安心して暮らし続けるまち

基本施策1 コミュニケーション支援

外国人市民が生活していく上で必要なコミュニケーションの支援を行うとともに、行政情報などを多言語や「やさしい日本語」で提供します。

() 構成施策

- 基本事業
- ・ 構成事業

(1) 多言語による情報提供の充実

① 行政情報等の多言語化

概要	行政情報、各種申請書、市の施設案内の翻訳を進め、多言語による情報提供、案内表示の充実を図ります。
構成事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 転入者向け行政情報の提供（転入者パック） ・ 市ホームページ、広報紙、暮らしの便利帳における行政情報の提供 ・ 住居表示街区案内板設置 ・ 文化財の表示板等の設置 ・ パンフレット等による文化財の情報提供 ・ 公共サイン整備事業 ・ 庁内・地域における情報の多言語化促進（翻訳補助）

② 多言語による窓口対応、相談事業の充実

概要	デジタル技術の活用や各種相談窓口の設置により、多言語による市役所等の窓口の充実を図ります。
構成事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各種申請書・説明書及び発券機の設置 ・ 行政窓口におけるデジタル技術を活用した通訳支援 ・ 本庁舎及び国際交流プラザにおける外国人市民のための総合相談の実施（行政窓口へ同行する通訳支援を含む） ・ DV や人権に悩む外国人市民への相談窓口の周知 ・ 専門機関等と連携した DV や人権相談への対応 ・ 複雑な事案に対する多文化共生ソーシャルコーディネーター事業 ・ 多文化共生事業協力員制度による窓口支援 ・ とちぎ外国人相談サポートセンターの周知

③ 多言語ボランティアの普及と活用

概要	市役所窓口での手続きに対応する多言語ボランティアを登録・派遣し、外国人市民のコミュニケーション支援を図ります。
構成事業	・通訳ボランティア登録派遣事業

④ 「やさしい日本語」の普及と活用

概要	「やさしい日本語」の普及啓発に努めるとともに、研修等により行政情報の提供や窓口対応等における活用を推進します。
構成事業	・市職員への「やさしい日本語」研修の実施や市民への普及啓発 ・市民や企業等への多文化共生意識啓発・「やさしい日本語」の普及啓発（出前講座）

(2) 日本語教育の推進

① 日本語学習支援者の育成と活用

概要	日本語学習支援を実施するボランティア団体等と連携し、日本語学習支援者の育成及び活用機会の充実を図ります。
構成事業	・日本語学習支援ボランティア養成講座の開催 ・栃木県国際交流協会（TIA）オンライン日本語学習支援者バンク登録制度の周知

② 外国人市民向け日本語学習機会の提供

概要	外国人市民が日本語を学びやすい環境を整備するとともに、日本語教室等の情報提供を行います。
構成事業	・宇都宮市国際交流協会（UCIA）による日本語教室の開催 ・日本語教室に関する情報提供 ・県立夜間中学の設置に向けた県や他市町との連携・協力

基本施策 2 生活支援

外国人市民も安心して地域で生活できるよう、医療、福祉、子育て、就労、防災、住宅、教育に関する支援の更なる充実を図ります。

() 構成施策

- 基本事業
- ・ 構成事業

(1) 安心・安全な暮らしの確保

① 生活に関する情報の提供

概要	生活上のルール・マナーに関する基礎知識等について、関係機関と連携して外国人市民への効果的な周知を図ります。
構成事業	<ul style="list-style-type: none">・【再掲】 転入者向け行政情報の提供（転入者パック）・外国人市民向け生活情報紙の発行・「資源物とごみの分け方・出し方」の多言語化やごみ分別アプリケーションによる多言語情報の発信・外国人市民等への食品安全に係る正しい情報の発信・SNS を活用した英語・やさしい日本語での情報発信（市・宇都宮市国際交流協会（UCIA））・動画を活用した生活オリエンテーションの実施

② 就労に関する情報の提供

概要	市内での就職を希望する外国人市民や外国人市民の雇用を希望する企業に対して、就職・就業環境に関する情報提供・周知啓発の充実を図ります。
構成事業	<ul style="list-style-type: none">・就職相談・労働相談に関する情報提供・雇用労働に関する周知啓発事業（企業等への外国人雇用制度等の理解促進）・外国人市民の雇用をテーマにした事業所向けセミナー等の実施（外国人材の就労・雇用の推進）

③ 防災・災害対応

概要	災害時の外国人市民への支援の仕組みを整備するとともに、外国人市民に対し防災・災害対応に関する意識の啓発を行います。
構成事業	<ul style="list-style-type: none">・ 情報提供や防災活動への参加促進・ 多言語版指差し会話表の作成・ 多言語通訳 119 の実施・ 外国人市民向け生活情報紙への防災情報等の掲載・ 人材ネットワークを活用した災害時外国人市民支援体制の構築

④ 医療・福祉・子育て支援

概要	多言語化や相談支援，保健や医療機関に関する情報発信など，医療・福祉制度，子育て支援に関して，情報提供，窓口対応の充実を図ります。
構成事業	<ul style="list-style-type: none">・ 多言語版母子健康手帳の交付・ 多言語パンフレットによる結核・エイズ予防の周知・ 外国人市民への感染症・精神保健等における相談支援・ 外国人市民結核対策における普及啓発・ 包括的相談支援事業（「エール U」による相談支援の充実）・ 栃木県医療機関案内サービス「とちぎ医療情報ネット」の周知

⑤ 住宅確保の支援

概要	外国人市民が円滑に民間賃貸住宅に入居できる環境を整備します。
構成事業	<ul style="list-style-type: none">・ 宇都宮市居住支援協議会による民間賃貸住宅への円滑な入居の促進

(2) 外国人児童生徒への教育支援

① 教育に関する情報の提供

概要	デジタル技術の活用や多言語化した就学案内等の活用により，外国人市民の児童生徒とその保護者への情報提供の充実を図ります。
構成事業	・外国人児童生徒の保護者に対する母語での就学手続きや就学援助制度の案内 ・学校におけるデジタル技術を活用した通訳支援

② 日本語による学習支援

概要	外国人市民の児童生徒が学校生活に適應できるよう，市及び教育委員会，ボランティアが連携し，日本語による学習支援の充実を図ります。
構成事業	・外国人児童生徒日本語指導事業 (初期日本語指導教室の設置，日本語教室の設置，日本語指導者の派遣等)

■基本目標2 互いを尊重し支え合う活力あるまち

基本施策1 意識啓発と社会参画促進

市民の多文化共生意識を啓発するとともに、外国人市民が積極的に社会参加できる機会を創出します。

() 構成施策

- 基本事業
- ・ 構成事業

(1) 多文化共生の意識づくり

① 多文化共生意識の啓発

概要	多文化共生をテーマにしたワークショップやイベント等により、市民の多文化共生意識の醸成を図ります。
構成事業	<ul style="list-style-type: none">・ 市ホームページや広報紙、啓発用リーフレット等による多文化共生の意識啓発・ 市職員への多文化共生意識啓発研修・ 市民の交流活動の促進・ 【再掲】市民や企業等への多文化共生意識啓発・「やさしい日本語」普及啓発（出前講座）・ 多文化共生に取り組む団体等の発掘、取組事例の紹介・ 多文化共生普及啓発推進月間における啓発の強化

② 国際理解の推進

概要	国際理解教育の実施など、世界の文化に触れる機会を創出し、国際理解の推進を図ります。
構成事業	<ul style="list-style-type: none">・ 日本文化ふれあいの会等の開催（主に外国人市民向け）・ 国際理解講座の開催（主に日本人市民向け）・ 青少年のための講座の開催・ 国際理解に関する講座の開催（国際理解講座を除く）・ 国際理解講座の教育現場での活用・ 庁内啓発紙による職員への意識啓発・ 市民の日啓発事業（フェスタmy宇都宮）・ 国際交流プラザにおける国際理解の推進（活動場所や情報提供、交流機会の提供）・ 外国語指導助手（ALT）の配置・ 【再掲】市民の交流活動の促進

多文化共生に取り組む団体について（「清原地区国際交流会」の事例紹介）

宇都宮市の東部に位置する清原地区では、清原地区住民と地区内に在籍する外国籍の方々が、同じ清原の住民として住みやすい社会を作ることが目的として、平成 11（1999）年に「清原地区国際交流会」を発足し、地域に根ざした活動を行っています。

主な活動内容

- ・日本語会話教室や国際理解講座の開催
- ・支援活動（外国語訳ごみ収集日や分別の仕方の掲示及び配布／周辺の「医療機関所在図」及び「生活便利マップ」の発行／独自の「災害時対応マニュアル」の策定及び訓練／「清原地区防災マニュアル」や新型コロナウイルス感染拡大防止に関するチラシの「やさしい日本語」版作成）
- ・交流活動（サマーパーティやクリスマスパーティ，なし狩り，ジャガイモ収穫，もちつき体験の開催／文化祭や防災訓練，食祭りなど地域行事への参加）
- ・広報活動（会報やお知らせの発行／活動内容の展示／外部へのPR活動）

（2）多文化共生の地域づくり

① 地域社会への参加促進

概要	外国人市民が地域に主体的に参加できる環境を整備するとともに、地域における活躍を促進します。
構成事業	<ul style="list-style-type: none">・まちづくりセンター連携交流促進事業・まちづくり活動への参加促進・外国人市民の活躍の場の創出（講師やパネリストなど）・地域で活躍する外国人市民の発掘，活躍事例の紹介・まちづくり活動への参加意識の啓発・留学生の地域行事等への参加促進

基本施策2 グローバル化への対応

海外姉妹都市との交流をはじめ海外都市との交流事業などを通して、グローバルな感覚を持つ担い手を育成するとともに、訪日外国人の受入環境整備を促進します。

() 構成施策

- 基本事業
- ・ 構成事業

(1) 海外都市との交流

① グローバル社会の担い手育成

概要	海外都市と様々な分野での交流を支援・促進し、グローバル化に対応できる次世代の育成を図ります。
構成事業	<ul style="list-style-type: none">・ 各姉妹都市との青少年等の相互派遣・受入事業・ 姉妹都市への青少年等派遣生の登録制度・ 市職員等の姉妹都市等への派遣研修の実施・ 姉妹都市とのデジタル技術を活用した交流事業の実施・ 【再掲】 市民の交流活動の促進

海外姉妹都市について

本市では、国際化の推進、国際理解・交流の推進を図るため、次の各都市と姉妹・文化友好都市関係を築き、様々な分野での交流を深めています。

昭和 57 (1982) 年

マヌカウ市 (ニュージーランド) と姉妹都市提携

⇒平成 21 (2010) 年、合併によりオークランド市になる

昭和 59 (1984) 年

チチハル市 (中国) と友好都市提携

平成元 (1989) 年

オルレアン市 (フランス) と姉妹都市提携

平成 4 (1992) 年

タルサ市 (アメリカ) と姉妹都市提携

平成 7 (1995) 年

ピエトラサンタ市 (イタリア) と文化友好都市提携

② スポーツ・文化・経済交流

概要	市民主体の文化やスポーツ等の特定のテーマを通じた国際交流や、企業の海外進出等を促進します。
構成事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 海外派遣研修の実施 ・ 特定のテーマを通じた国際交流の促進 ・ 企業等の海外販路拡大支援 ・ 【再掲】 市民の交流活動の促進

③ 国際協力の推進

概要	国際協力団体と連携し、開発途上国等を支援するとともに、国際協力活動の周知を図ります。
構成事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ JICA 青年海外協力隊事業に対する支援 ・ 自治体国際化協会等の情報収集・発信 ・ 【再掲】 市民の交流活動の促進

(2) 訪日外国人への対応

① 受入環境整備の促進

概要	海外への PR、多言語による観光情報を充実するとともに、観光施設等における外国人観光客への対応を支援します。
構成事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 外国人観光客への多言語での情報発信 ・ 日本遺産「大谷石文化」に係るサイン設置の推進 ・ 民間団体などと連携した外国人観光客へのおもてなしの推進 ・ 外国人観光客の受入環境整備 ・ 国際交流プラザ施設における観光情報の提供

② MICE の推進

概要	国際大会の開催や MICE の受け入れに向けた誘致活動を推進します。
構成事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国際的スポーツイベント等の開催 ・ 国際会議等の誘致促進

■ ライフステージ図

基本施策「コミュニケーション支援」と「生活支援」に関する主な基本事業・構成事業をライフステージに沿って体系的に整理したものです。

	乳幼児期 (概ね 5 歳まで)	子ども期 (概ね 6 ～15 歳)	青年期 (概ね 16 歳～20 代前半)	成人期 (概ね 20 代後半～64 歳)	老年期 (概ね 65 歳以上)
コミュニケーション支援	行政情報等の多言語化 ○市ホームページ, 広報紙, 暮らしの便利帳における行政情報の提供 ○市内・地域における情報の多言語化促進				
	「やさしい日本語」の普及と活用 ○市職員への「やさしい日本語」研修の実施や市民への周知				
			外国人市民向け日本語学習機会の提供 ○UCIA による日本語教室の開催 ○日本語教室に関する情報提供		
			多言語による窓口対応, 相談事業の充実 ○行政窓口におけるデジタル技術を活用した通訳支援 ○本庁舎及び国際交流プラザにおける外国人市民のための総合相談の実施		
			日本語学習支援者の育成と活用 ○日本語学習支援ボランティア養成講座の開催 ○TIA オンライン日本語学習支援者バンク登録制度の周知		
		多言語ボランティアの育成と活用 ○通訳ボランティア登録派遣事業			
生活支援	医療・福祉・子育て支援 ○包括的相談支援事業 ○外国人市民への感染症・精神保健等における相談支援				
	防災・災害対応 ○情報提供や防災活動への参加促進 ○多言語通訳 119 の実施 ○人材ネットワークを活用した災害時外国人市民支援体制の構築				
	医療・福祉・子育て支援 ○多言語版母子手帳の交付	教育に関する情報の提供 ○外国人児童生徒の保護者に対する母語での就学手続きや就学援助制度の案内 ○学校におけるデジタル技術を活用した通訳支援		生活に関する情報の提供 ○外国人市民向け生活情報紙の発行 ○「資源ごみの分け方・出し方」の多言語化やごみ分別アプリケーションによる多言語情報の発信 ○SNS を活用した英語・やさしい日本語での情報発信 ○動画を活用した生活オリエンテーションの実施	
		日本語による学習支援 ○外国人児童生徒日本語指導事業		就労に関する情報の提供 ○就職相談・労働相談に関する情報提供 ○雇用労働に関する周知啓発事業 ○外国人市民の雇用をテーマにした事業者向けセミナー等の実施	
		住宅確保の支援 ○宇都宮市居住支援協議会による民間賃貸住宅への円滑な入居の促進			

第5章 計画の推進に向けて

1 計画の推進体制

(1) 各主体との連携

本計画の着実な推進を図るため、外国人市民を含む市民のニーズを把握し、施策・事業の実施に当たっては、市民や民間団体・企業・教育機関など様々な団体との連携を図りながら、推進していきます。

また、国・県など行政機関と課題を共有し、連携を図りながら事業を推進していきます。

(2) 多様な主体に期待される役割

多文化共生の推進に関する施策事業の推進にあたっては、各主体が役割と責任のもと、取組を進めることが大切です。それぞれの主体には、次のような役割を担うことが期待されます。

① 市民（日本人・外国人）の役割

- ・多文化共生に関する主体としての取組
- ・異なる言葉や文化への理解、多文化共生の地域づくりへの参加・協力

② 民間団体の役割

ア 活動団体・ボランティアの役割

- ・それぞれの団体等の特色を生かした多文化共生に関する活動の実施
- ・外国人市民へのきめ細かな生活支援
- ・訪日外国人への多言語による観光情報の提供

イ 教育機関の役割

- ・外国語教育や国際理解教育の推進
- ・留学生や学識経験者等人的・知的資源を活用した多文化共生の推進

ウ 企業の役割

- ・外国人労働者の雇用に当たっての就業・生活環境等の整備
- ・多文化共生への支援・協力

(3) 中核的団体としての宇都宮市国際交流協会（UCIA）の役割

・多文化共生をはじめ地域の国際化に関わる市内の民間団体の先導となり、行政との橋渡し役を担う中核的団体としての機能発揮、団体間の調整

・ノウハウやネットワークを活用した地域の国際化に関する基幹事業や先駆的な事業の実施

(4) 行政の役割

① 国の役割

- ・外国人政策に関わる基本的考え方の提示
- ・各種制度見直し，法制度の整備 等

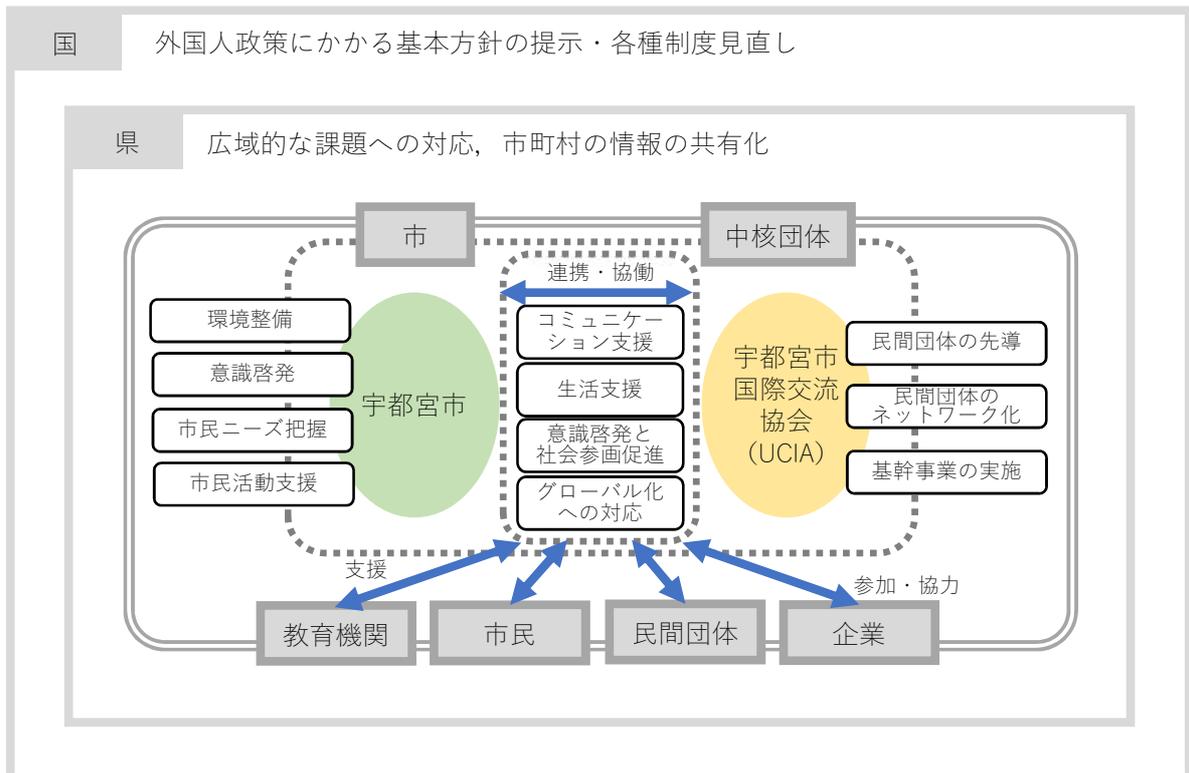
② 県の役割

- ・県内の多文化共生に係る広域的な課題への対応
- ・県内市町情報の共有化・関係機関相互の総合調整 等

③ 市の役割

- ・本市の多文化共生推進に係る施策事業などの企画立案及び実施
- ・海外姉妹都市との交流・連携
- ・民間団体への支援，調整
- ・多文化共生の意識啓発，国際感覚を持つ人材の育成
- ・市民（日本人・外国人）のニーズ把握，関係機関・民間団体等からの意見聴取
- ・関係機関・民間団体等とのコーディネート 等

(参考) 関連イメージ図



NPO 法人宇都宮市国際交流協会（UCIA）について

宇都宮市国際交流協会は、平成9（1997）年に設立され、市民を主体とした幅広い分野における国際交流・多文化共生を推進し、相互理解と友好親善に努め、宇都宮市の国際化と世界平和に貢献することを目的として、様々な事業に取り組んでいます。

同協会には多くのボランティア会員が所属しており、外国人市民と日本人市民がお互いを尊重しながら安心して暮らせるよう、外国人市民のための日本語教室や国際交流イベント、日本文化の紹介など、国際交流・多文化共生に向けた活動を展開しています。

また、地域における国際人の育成を図るため、姉妹都市との交流や市民のための外国語講座、国際理解のための講座の開催などにも取り組んでいます。

2 計画の進行管理

多文化共生の推進は市民生活や経済等幅広い分野に関わることから、庁内関係部署で組織する「宇都宮市多文化共生推進委員会」において、計画の進捗確認や課題の整理、対応の検討を行います。

参考資料

- 1 構成事業一覽
- 2 外国人市民意識調査

1 構成事業一覧（新規＝新規計上事業，デジタル＝デジタル技術活用）

事業番号	1
事業名	転入者向け行政情報の提供（転入者パック）
担当課	多文化共生推進課
目的と概要	外国人市民が本市での生活のスタートアップを支援し，安心して生活できるよう，転入した外国人市民に対し，相談窓口や生活ルール等の情報を提供する。

事業番号	2
事業名	市ホームページ，広報紙，暮らしの便利帳における行政情報の提供
担当課	広報広聴課
目的と概要	外国人市民が本市に対して理解を深め，さらに安心して暮らせるよう，本市で生活するに当たり必要な生活情報や市政情報などについて，市ホームページや，広報紙，暮らしの便利帳において，多言語・やさしい日本語により情報提供を行う。

事業番号	3
事業名	住居表示街区案内板設置
担当課	市民課
目的と概要	日本語が理解できない外国人市民や訪日外国人に対しても日本人市民と等しく情報提供できるよう，住居表示街区案内板を設置する際に，町名，主要道路，公共施設名等の表示内容をローマ字で併記する。

事業番号	4
事業名	文化財の表示板等の設置
担当課	文化課
目的と概要	外国人の来訪者に本市の文化財についての理解の促進を図るため，外国人観光客の増加等に応じて新たな文化財表示板の設置や，文化財表示板における英語の説明文の内容改善を図る。

事業番号	5
事業名	パンフレット等による文化財の情報提供
担当課	文化課
目的と概要	外国人の来訪者に本市の文化財について，理解の促進を図るため，外国人観光客の増加等に応じたパンフレット等の多言語化を推進する。

事業番号	6
事業名	公共サイン整備事業
担当課	景観みどり課
目的と概要	来訪者等の利便性や回遊性を高めるため、施設誘導や市街地案内地図などの分かりやすい公共サインの設置や表記の多言語化を推進する。

事業番号	7
事業名	新規 庁内・地域における情報の多言語化促進（翻訳補助）
担当課	多文化共生推進課
目的と概要	外国人市民のニーズをとらえた情報について多言語化ができるよう促すほか、多言語化に係る翻訳料の一部を負担し、行政情報の多言語化を推進する。

事業番号	8
事業名	デジタル 各種申請書・説明書及び発券機の設置
担当課	市民課
目的と概要	日本語が理解できない外国人市民に対しても日本人市民と等しく情報提供できるよう、各種手続きで来庁した外国人市民に対し、多言語表記の申請書・説明書等や外国語表示に切り替え可能な発券機の設置、やさしい日本語や翻訳タブレットを用いた窓口対応を行う。

事業番号	9
事業名	デジタル 行政窓口におけるデジタル技術を活用した通訳支援
担当課	多文化共生推進課
目的と概要	日本語があまり得意でない外国人市民に対して、市職員が誰でも円滑に対応できるよう、音声翻訳サービスやビデオ通訳機能を取り入れたタブレットを外国人市民の利用の多い窓口配置する。

事業番号	10
事業名	本庁舎及び国際交流プラザにおける外国人のための総合相談の実施（行政窓口へ同行する通訳支援を含む）
担当課	多文化共生推進課
目的と概要	外国人市民が日常生活における困りごとを相談することで、安心して生活できるよう、生活全般における問題や外国人市民特有の在留資格等に関する相談に通訳相談員が対応する総合相談を実施する。

事業番号	11
事業名	DV や人権に悩む外国人市民への相談窓口の周知
担当課	男女共同参画課
目的と概要	外国人市民への相談窓口の周知を図るため、国際交流プラザと連携し、多言語のリーフレット、やさしい日本語によるリーフレットを活用し、周知する。

事業番号	12
事業名	専門機関等と連携した DV や人権相談への対応
担当課	男女共同参画課
目的と概要	言葉の壁を持つ外国人市民に配慮した相談を実施するため、国際交流プラザや関係機関と連携し、DV も含めた不安や困難を抱える女性や人権相談に対応する。

事業番号	13
事業名	複雑な事案に対する多文化共生ソーシャルコーディネーター事業
担当課	多文化共生推進課
目的と概要	外国人市民が抱える複雑困難な問題の解決を図るため、多文化共生ソーシャルコーディネーターが個別に関係機関等と連携し、支援する。

事業番号	14
事業名	新規 多文化共生事業協力員制度による窓口支援
担当課	多文化共生推進課
目的と概要	外国語や「やさしい日本語」を使うことのできる職員を人材登録し、庁内の窓口で外国人市民への対応のサポートによる支援を行う。

事業番号	15
事業名	新規 とちぎ外国人相談サポートセンターの周知
担当課	多文化共生推進課
目的と概要	栃木県が実施しているとちぎ外国人サポートセンターの周知を行い、市のみだけでなく、様々な関係機関と連携を図りながら外国人市民の支援を行う。

事業番号	16
事業名	通訳ボランティア登録派遣事業
担当課	多文化共生推進課
目的と概要	外国人市民の生活利便性の向上やコミュニケーション支援を図るため、公的機関等での手続きや対応に通訳ボランティアを派遣するとともに、より多くの言語に対応できるよう、通訳ボランティアを募集し、登録する。

事業番号	17
事業名	市職員への「やさしい日本語」研修の実施や日本人市民への普及啓発
担当課	多文化共生推進課
目的と概要	行政窓口等において、職員が日本語に不慣れな外国人市民に対応できるよう、「やさしい日本語」の概要や窓口対応、公文書の翻訳方法について、普及啓発する研修を行うほか、国際理解講座等を通して、日本人市民への「やさしい日本語」の普及啓発を行う。

事業番号	18
事業名	市民や企業等への多文化共生意識啓発・「やさしい日本語」普及啓発(出前講座)
担当課	多文化共生推進課
目的と概要	日本人市民と外国人市民との円滑なコミュニケーションや相互理解が図れるよう、市民や市内企業等を対象に、多文化共生の意義や「やさしい日本語」での対応等の多文化共生の意識啓発の出前講座を行う。

事業番号	19
事業名	日本語学習支援ボランティア養成講座の開催
担当課	多文化共生推進課
目的と概要	外国人市民の抱える言葉の壁の解消を図るため、地域で外国人市民に日本語を教えるボランティアを養成する講座を行う。

事業番号	20
事業名	新規 TIA オンライン日本語学習支援者バンク登録制度の周知
担当課	多文化共生推進課
目的と概要	日本語学習機会の確保を図るため、栃木県国際交流協会（TIA）が実施する日本語学習をオンラインで支援する人材バンクの登録制度について、周知を行う。

事業番号	21
事業名	UCIA による日本語教室の開催
担当課	多文化共生推進課
目的と概要	外国人市民の抱える言葉の壁の解消を図るため、宇都宮市国際交流協会（UCIA）において、生活に欠かすことができない日本語の習得を支援する教室を地域で開催する。

事業番号	22
事業名	新規 日本語教室に関する情報提供
担当課	多文化共生推進課
目的と概要	日本語学習機会の確保を図るため、インターネットを使った日本語学習についての情報や、日本語教室を開催するボランティア団体の情報などについて、情報提供を行う。

事業番号	23
事業名	新規 県立夜間中学の設置に向けた県や他市町との連携・協力
担当課	教育企画課
目的と概要	県立夜間中学を設置する旨の表明を踏まえ、県内各市町が参加する県の「夜間中学に関する連絡会議」を通して、早期に設置されるよう連携・協力する。

事業番号	24
事業名	外国人市民向け生活情報紙の発行
担当課	多文化共生推進課
目的と概要	外国人市民の生活利便性の向上を図るため、習慣や文化などの生活情報や税金、防災などの行政情報、イベント情報、公共施設の利用案内等をまとめた生活情報紙「おーい！」を多言語で発行し、関係機関や団体等を通して、外国人市民へ配付する。

事業番号	25
事業名	デジタル 「資源物とごみの分け方・出し方」の多言語化やごみ分別アプリケーションによる多言語情報の発信
担当課	ごみ減量課
目的と概要	外国人市民の正しい資源物とごみの分別に対する理解を深めるため、資源物とごみの分け方・出し方に関する生活情報のチラシや、ごみ分別アプリ「さんあ〜る」による多言語情報の発信を行う。

事業番号	26
事業名	デジタル 新規 外国人市民等への食品安全に係る正しい情報の発信
担当課	生活衛生課
目的と概要	外国人市民や外国人観光客の食の安全確保を図るため、外国語による食中毒予防に関する正しい情報について、デジタル技術を活用したSNSや生活情報紙などにより、情報発信する。

事業番号	27
事業名	新規 デジタル SNS を活用した英語・やさしい日本語での情報発信 (市・UCIA)
担当課	多文化共生推進課
目的と概要	在留資格に関する情報や台風・地震等の防災情報など、生活に必要な情報をFacebookを活用し「英語」と「やさしい日本語」の2言語で発信する(市)。また、交流イベントや日本語・外国語クラスなど、生活に役立つ情報について、LINEを活用し情報発信する(UCIA)

事業番号	28
事業名	新規 デジタル 動画を活用した生活オリエンテーションの実施
担当課	多文化共生推進課
目的と概要	外国人市民の本市での生活をサポートするため、住民登録やごみの出し方など、生活の立ち上げ時に必要な情報を習得できる動画を活用し、転入時に視聴を促すほか、在住の外国人市民に対しても、監理団体や学校などを通じて動画活用について情報発信する。

事業番号	29
事業名	新規 就職相談・労働相談に関する情報提供
担当課	多文化共生推進課
目的と概要	就労支援や就労環境の改善を図るため、栃木県労働局が行う「ハローワーク外国人雇用サービスコーナー」や「外国人労働者相談コーナー」、 「外国人労働者向け相談ダイヤル」など、就職相談や労働相談についての情報提供を行う。

事業番号	30
事業名	雇用労働に関する周知啓発事業（企業等への外国人雇用制度等の理解促進）
担当課	商工振興課
目的と概要	外国人労働者の適正な管理等の推進や新たな雇用制度への理解促進を図るため、「雇用・労働応援サイト」において、国の支援制度や合同説明会の周知・啓発を行うなど、就労・雇用に関する情報を発信する。

事業番号	31
事業名	新規 外国人市民の雇用をテーマにした事業所向けセミナー等の実施（外国人材の就労・雇用の推進）
担当課	商工振興課
目的と概要	市内企業における外国人材の就労・雇用の推進するため、外国人材を雇用する企業の事例紹介や雇用環境の整備、法令や支援制度の周知など、企業の外国人市民の雇用への意識醸成を図る事業所向けセミナー等を実施する。

事業番号	32
事業名	拡充 情報提供や防災活動への参加促進
担当課	危機管理課
目的と概要	外国人市民が災害時に自らの安全を守る行動がとれるよう、外国語版暮らしの便利帳への防災に関する基本的な知識の掲載や、避難所開設状況管理システムの多言語対応に取り組むとともに、ホームページを通して市総合防災訓練への参加の呼び掛けを行う。

事業番号	33
事業名	多言語版指差し会話表の作成
担当課	多文化共生推進課
目的と概要	防災に関する情報提供により外国人市民の災害対策の意識向上を図るため、災害時などに使えるとっさの一言を掲載した、多言語版「ゆびさし会話表」を作成する。

事業番号	34
事業名	多言語通訳119の実施
担当課	通信指令課
目的と概要	日本語が理解できない外国人市民に対しても日本人市民と等しく情報提供できるよう、外国人市民からの119番通報に対して、多言語通訳コールセンターの三者間通話を通すことで必要な情報の聴取を行う。

事業番号	35
事業名	外国人市民向け生活情報紙への防災情報等の掲載
担当課	多文化共生推進課
目的と概要	外国人市民の防災に関する適切な情報提供や防災意識の啓発を行い災害時対策の意識向上を図るため、外国人市民向け生活情報紙「おーい！」に季節等に応じた防災情報を適宜、掲載する。

事業番号	36
事業名	拡充 人材ネットワークを活用した災害時外国人市民支援体制の構築
担当課	多文化共生推進課・危機管理課
目的と概要	災害時における外国人市民への情報発信や対応を強化するため、「UCIA 外国人支援者ネットワーク」を活用して相互支援体制や、防災や災害対応に必要な情報について検討を行う。

事業番号	37
事業名	多言語版母子健康手帳の交付
担当課	子ども支援課
目的と概要	日本語が理解できない外国人市民に対しても、日本人市民と等しく情報提供できるよう、妊娠届出書の提出があった際に、外国語が併記されている外国語版母子健康手帳を希望者に対して交付する。

事業番号	38
事業名	多言語パンフレットによる結核・エイズ予防の周知
担当課	保健予防課
目的と概要	日本語が理解できない外国人市民に対しても日本人市民と等しく情報提供できるよう、多言語パンフレットを用いた結核・エイズに関する正しい知識の普及啓発や、結核接触者健診の間診票の多言語化を行う。

事業番号	39
事業名	拡充 デジタル 外国人市民への感染症・精神保健等における相談支援
担当課	保健予防課
目的と概要	感染症の発生に伴う入院勧告や精神障がい者の措置入院等、迅速かつ正確な情報伝達が必要な場面において、対象者である日本語に不慣れな外国人市民に対し、タブレット端末を用いた多言語映像通訳サービスの活用や「やさしい日本語」での対応、通訳の派遣を行う。

事業番号	40
事業名	拡充 デジタル 外国人市民結核対策における普及啓発
担当課	保健予防課
目的と概要	外国人市民に対し、結核に関する正しい知識の普及啓発を行うため、外国人支援者等への健康教育や、結核に関する情報の外国人市民向け情報紙生活情報紙「おーい」への掲載や、SNS による発信、パンフレットの配布により、結核のまん延防止を図る。

事業番号	41
事業名	新規 包括的相談支援事業（「エールU」による相談支援の充実）
担当課	保健福祉総務課
目的と概要	誰もが身近な地域で生活や健康上の心配ごとや困りごと等を気軽に相談できるよう、地域包括支援センターと保健福祉相談担当の市内 30 か所に保健と福祉のまると相談窓口「エールU」を設置し、必要な支援につなぐ。

事業番号	42
事業名	新規 栃木県医療機関案内サービス「とちぎ医療情報ネット」の周知
担当課	多文化共生推進課
目的と概要	外国人市民の円滑な医療受診等を支援するため、最寄りの救急医療機関や地域の医療機関・歯科医療機関の情報を案内する「とちぎ医療情報ネット」についての情報提供を行う。

事業番号	43
事業名	新規 宇都宮市居住支援協議会による民間賃貸住宅への円滑な入居の促進
担当課	住宅政策課
目的と概要	住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居促進を図るため、仲介・管理に係る不動産関係団体や福祉団体、市住宅部門・福祉部門の各界関係者が連携して、住宅セーフティネット専用住宅等の情報発信・紹介・斡旋や、住まいに関する相談支援等を実施する。

事業番号	44
事業名	外国人児童生徒の保護者に対する母国語での就学手続きや就学援助制度の案内
担当課	学校管理課
目的と概要	外国人児童生徒に適切に教育の機会を提供するため、日本語が得意でない外国人児童生徒の保護者に対して、多言語・やさしい日本語による就学手続きなどに関する案内を送付する。

事業番号	45
事業名	デジタル 学校におけるデジタル技術を活用した通訳支援
担当課	学校教育課
目的と概要	外国人児童生徒等の学校生活の状況等について、外国人保護者との情報共有や共通理解を図るため、一人一台端末の翻訳ツールを活用し、保護者の日本語習得状況に応じて、通訳及び翻訳の支援を行う。

事業番号	46
事業名	外国人児童生徒日本語指導事業（初期日本語指導教室の設置、日本語教室の設置、日本語指導者の派遣等）
担当課	学校教育課
目的と概要	日本語及び学校生活適応指導が必要な外国人児童生徒等への支援を行うため、外国人児童生徒等に日本語を習得させて学校生活への適応を図るとともに、保護者懇談会等での通訳を行うことにより、学校と保護者との連携・協力の支援を行う。

事業番号	47
事業名	市ホームページや広報紙、啓発用リーフレット等による多文化共生の意識啓発
担当課	多文化共生推進課
目的と概要	広く市民へ多文化共生の意識啓発を図るため、ホームページや広報紙等を活用するとともに、多文化共生をテーマとしたパネルディスカッションを行うフォーラムの開催等により、広報・啓発活動を行う。

事業番号	48
事業名	市職員への多文化共生意識啓発研修
担当課	多文化共生推進課
目的と概要	各分野の行政サービスにおける外国人市民への配慮や外国人市民を対象とした施策・事業の取組を促進するため、職員向けの研修を実施する。

事業番号	49
事業名	市民の交流活動の促進
担当課	多文化共生推進課
目的と概要	多文化共生や国際交流活動団体等の活動の活性化を図り市民総ぐるみでの多文化共生を促進するため、事業経費の一部を補助し、活動のスタートアップ支援を図る。

事業番号	50
事業名	新規 多文化共生に取り組む団体等の発掘、取組事例の紹介
担当課	多文化共生推進課
目的と概要	市内で既に行われている取組事例を紹介することで、多文化共生に取り組む団体等に対して意識啓発を行い、多文化共生に関する事業の実施や団体設立を促進する。

事業番号	51
事業名	新規 多文化共生普及啓発推進月間における啓発の強化
担当課	多文化共生推進課
目的と概要	国が創設した外国人との共生に係る啓発月間と連動して、多文化共生の重要性や本市の取組内容について、広く周知を行う。

事業番号	52
事業名	日本文化ふれあいの会等の開催（主に外国人市民向け）
担当課	多文化共生推進課
目的と概要	外国人市民が日本人市民とのふれあいを通して、楽しみながら日本文化の理解を促進を図るため、宇都宮市国際交流協会（UCIA）との共催により「日本文化ふれあいの会」等を開催する。

事業番号	53
事業名	国際理解講座の実施（主に日本人市民向け）
担当課	多文化共生推進課
目的と概要	日本人市民の国際理解を深め、多文化共生の意識醸成を図るため、地域コミュニティセンターや生涯学習センター等との共催により、多様な文化や価値観等を学ぶ機会や地域に住む外国人市民との交流の機会を創出する国際理解講座を開催する。

事業番号	54
事業名	青少年のための講座の開催
担当課	子ども政策課
目的と概要	青少年に対して、国際理解を深める機会を提供するため、他国の言語や食事、運動などをテーマとした講座を開催する。

事業番号	55
事業名	国際理解に関する講座の開催（国際理解講座を除く）
担当課	生涯学習課
目的と概要	言葉や生活習慣の違いなど互いの文化的違いを認め合い、地域の一人として共に生き、共に支え合う意識を醸成するため、生涯学習センター等において、国際交流や多文化共生に関する講座を開催する。

事業番号	56
事業名	新規 国際理解講座の教育現場での活用
担当課	多文化共生推進課
目的と概要	市内における小学校の総合的な学習の時間などにおいて、国際理解講座を活用してもらうことで、多文化共生の担い手の育成を図る。

事業番号	57
事業名	庁内啓発紙による職員への意識啓発
担当課	多文化共生推進課
目的と概要	市職員への国際理解や多文化共生の意識醸成を図り、本市の国際化を推進するため、多文化共生の地域づくり事業等の取組を掲載した庁内啓発紙を定期的に発行し、周知啓発を行う。

事業番号	58
事業名	市民の日啓発事業（フェスタmy宇都宮）
担当課	みんなでまちづくり課
目的と概要	「市民の日」を記念し、市民が自由な発想で事業に参加することで、工夫を凝らしながらまちづくりや郷土愛、コミュニティ意識を醸成するため、「フェスタmy宇都宮」において「国際交流ひろば」を出店し、国際色豊かな、特色ある運営を実施する。

事業番号	59
事業名	国際交流プラザにおける国際理解の推進（活動場所や情報提供，交流機会の提供）
担当課	多文化共生推進課
目的と概要	市民主体の交流活動を促進し国際理解の推進を図るため，国際交流プラザにおいて活動場所の提供や情報提供を行うとともに，外国人市民の交流のきっかけづくりとして，日本人市民や外国人市民，外国人市民同士が交流する「国際交流サロン」等を開催する。

事業番号	60
事業名	外国語指導助手（ALT）の配置
担当課	学校教育課
目的と概要	児童生徒の「聞くこと」「話すこと」を中心とした，英語によるコミュニケーション能力や国際感覚の育成を図るため，各小中学校に外国語指導助手を配置し，中学校の外国語（英語）及び小学校の外国語・外国語活動の通年指導や，児童生徒が英語でコミュニケーションする機会の創出，母国文化の情報提供等を行う。

事業番号	61
事業名	まちづくりセンター連携交流促進事業
担当課	みんなでまちづくり課
目的と概要	まちづくり活動主体の連携に取り組み，より多くの市民のまちづくり活動への関心と活動の幅を広げるため，まちづくりセンターが実施する各種イベントや交流会等の機会を通し，地域団体・NPO・企業・大学などまちづくり活動主体の連携や，外国人市民への参加呼び掛けなど交流促進を図る。

事業番号	62
事業名	まちづくり活動への参加促進
担当課	多文化共生推進課，みんなでまちづくり課
目的と概要	外国人市民のまちづくり活動への参加促進を図るため，外国人市民のうち，日本人市民との交流意欲の高い市民に対し，地域の構成員として様々なまちづくり活動に参加してもらうための仕組みづくりに取り組む。

事業番号	63
事業名	外国人市民の活躍の場の創出（講師やパネリストなど）
担当課	多文化共生推進課
目的と概要	外国人市民が自身の強みを活かし、地域において交流・活躍できるよう、自国の文化等を紹介する国際理解や、日本人市民と外国人市民が交流する国際交流の取組において、地域に住む外国人市民を講師やパネリストとして起用する。

事業番号	64
事業名	新規 地域で活躍する外国人市民の発掘、活躍事例の紹介
担当課	多文化共生推進課
目的と概要	外国人市民の地域における活躍推進を図るため、優れた取組を行う事例や人材の発掘・情報収集を行うとともに、地域住民との交流やさらなる活躍の機会確保に向けた情報発信を行う。

事業番号	65
事業名	新規 まちづくり活動への参加意識の啓発
担当課	多文化共生推進課、みんなでまちづくり課
目的と概要	市内在住の外国人市民のまちづくり活動参加への関心を高めるとともに、地域活動団体等に対し、外国人と協力した活動の実施など、多文化共生意識の向上を図るため、まちづくり活動への参加意識の啓発に取り組む。

事業番号	66
事業名	留学生の地域行事等への参加促進
担当課	多文化共生推進課
目的と概要	地域に住む日本人市民と留学生等の交流の機会を創出し、相互理解を図るため、地域まちづくり組織等と連携しながら、留学生の地域行事等への参加機会を創出する。

事業番号	67
事業名	各姉妹都市との青少年等の相互派遣・受入事業
担当課	多文化共生推進課
目的と概要	市民の国際理解を促し、国際感覚の醸成を図るため、本市の各姉妹都市に青少年等を相互に派遣・受け入れる交流事業を行う。

事業番号	68
事業名	姉妹都市への青少年等派遣生の登録制度
担当課	多文化共生推進課
目的と概要	姉妹都市交流事業に参加した青少年の継続的な育成を図るため、姉妹都市への派遣生の希望者を登録し、姉妹都市交流事業など本市国際化推進に係る情報を提供し、継続的に本市事業への参加を促進する。

事業番号	69
事業名	市職員等の姉妹都市等への派遣研修の実施
担当課	多文化共生推進課
目的と概要	市職員の国際感覚の育成と視野の拡大を図るため、市職員を姉妹都市への派遣事業の引率者として姉妹都市への派遣研修を行う。

事業番号	70
事業名	新規 デジタル 姉妹都市とのデジタル技術を活用した交流事業の実施
担当課	多文化共生推進課
目的と概要	デジタル技術の進展により、姉妹都市と渡航によらない交流が可能となったことから、インターネットなどを通じた交流を実施することで、国際交流を推進する。

事業番号	71
事業名	海外派遣研修の実施
担当課	人事課
目的と概要	国際感覚の育成と視野の拡大を図るとともに、本市の行政課題解決に資するため、市職員を諸外国に派遣し、海外先進都市の行政実情、文化、産業、歴史、自然、市民生活等を調査研究し、その研修結果について報告を行う。

事業番号	72
事業名	特定のテーマを通じた国際交流の促進
担当課	多文化共生推進課
目的と概要	市民主体の国際交流活動を活性化するため、海外都市や団体等とのスポーツや文化、経済など特定のテーマをもった国際交流を促進する。

事業番号	73
事業名	企業等の海外販路拡大支援
担当課	産業政策課
目的と概要	日本貿易振興機構（JETRO）との連携強化を図り、本市企業の海外進出や海外への販路拡大などの海外展開を支援する。

事業番号	74
事業名	JICA 青年海外協力隊事業に対する支援
担当課	子ども政策課
目的と概要	青年海外協力隊（JICA）として派遣された隊員がボランティア活動の体験談などを子どもたちに伝え、青少年の健全育成を図るため、青年海外協力隊の募集周知を行うほか、表敬訪問の実施などを通して事業支援を行う。

事業番号	75
事業名	自治体国際化協会等の情報収集・発信
担当課	多文化共生推進課
目的と概要	国際的課題に対応するため、国際関係機関である自治体国際化協会（CLAIR）や関係国の大使館等の情報収集・発信等を行う。

事業番号	76
事業名	デジタル 外国人観光客への多言語での情報発信
担当課	観光交流課
目的と概要	外国人観光客の受入れ環境を整備するため、観光情報に関するパンフレットやHPの多言語表記を行う。

事業番号	77
事業名	日本遺産「大谷石文化」に係るサイン設置の推進
担当課	観光交流課，文化課
目的と概要	日本遺産に認定された「大谷石文化」について、訪日外国人及び外国人市民の理解促進を図るため、文化財案内板等の多言語表記を推進する。

事業番号	78
事業名	民間団体などと連携した外国人観光客へのおもてなしの推進
担当課	観光交流課
目的と概要	訪日外国人の言葉の不便をなくし、安心して楽しく旅行ができるよう、民間団体（SGG クラブ）等と連携し外国人観光客への観光案内などを実施するほか、外国人受入体制整備事業補助金の活用促進により、民間団体と連携し外国人観光客へのおもてなしを推進する。

事業番号	79
事業名	デジタル 外国人観光客の受入環境整備
担当課	観光交流課
目的と概要	外国人観光客へのおもてなしや利便性の向上、リピーターの確保を図るため、観光案内所に多言語翻訳機を配置し、一人一人のニーズに合わせた観光情報の提供を行うほか、外国人観光客の来訪が多く見込まれる施設へ公衆無線 LAN を整備する。

事業番号	80
事業名	国際交流プラザにおける観光情報の提供
担当課	多文化共生推進課
目的と概要	外国人市民の本市への理解促進や訪日外国人の周遊促進を図るため、国際交流プラザにおいて、本市の観光情報等の提供を行う。

事業番号	81
事業名	デジタル 国際的なスポーツイベント等の開催
担当課	都市魅力創造課
目的と概要	ジャパンカップサイクルロードレースや FIBA 3x3 ワールドツアーの開催を通して、本市の都市ブランド力の向上や、海外からの訪問を促進するため、大会公式ホームページ等の多言語対応や、レース・試合映像の YouTube 配信を行うほか、パンフレットやチラシ、会場の誘導サインの多言語表記を行う。

事業番号	82
事業名	新規 デジタル 国際会議等の誘致促進
担当課	都市魅力創造課
目的と概要	訪日外国人を含めた交流人口の拡大や地域経済の活性化を図るため、MICE 主催者へのプロモーションや商談等に使用する動画やパンフレット等の多言語化、ユニークベニューやエクスカージョンプログラムの造成などにより、国際会議等の誘致を促進する。

2 外国人市民意識調査

(1) 調査の概要

① 目的

外国人市民に対し、本市における生活実態や支援ニーズを把握し、第3次国際化推進計画の改定や、今後の支援策等の方向性を検討するための基礎資料とするもの

② 調査対象

宇都宮市内の外国人市民 3,000 名を層化無作為抽出
有効回答数： 606 件（回収率 20.2%）

③ 実施方法

自記式調査：郵送による配布・回収及び Web 回答

④ 調査期間

令和5年1月25日から令和5年2月10日まで

(2) 調査項目

① 回答者の属性

② 言葉について

- ・自宅での使用言語
- ・日本語習熟度合い等

③ 宇都宮市の生活について

- ・生活における困りごと（市役所、医療、学校・会社、災害時の対応等）
- ・生活における必要な情報の入手先
- ・生活で必要とされる情報
- ・生活において困った際の相談先
- ・宇都宮市役所への要望事項
- ・宇都宮市での暮らしやすさ、住みやすさ等

④ 地域活動について

- ・日本人市民とのコミュニケーション
- ・地域の活動への参加状況等

⑤ 外国人同士のつながりについて

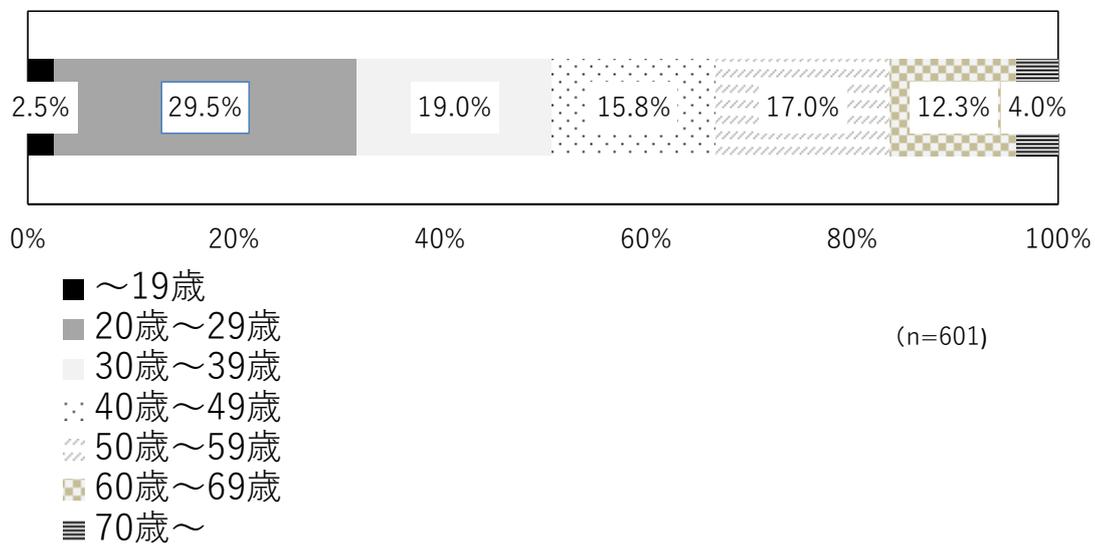
(3) 回答結果

① 回答者の属性

ア. 年齢（何歳ですか。）

「20歳～29歳」の割合が最も高く、29.5%となっている。次いで、「30歳～39歳」(19.0%)、「50歳～59歳」(17.0%)の順となっている。

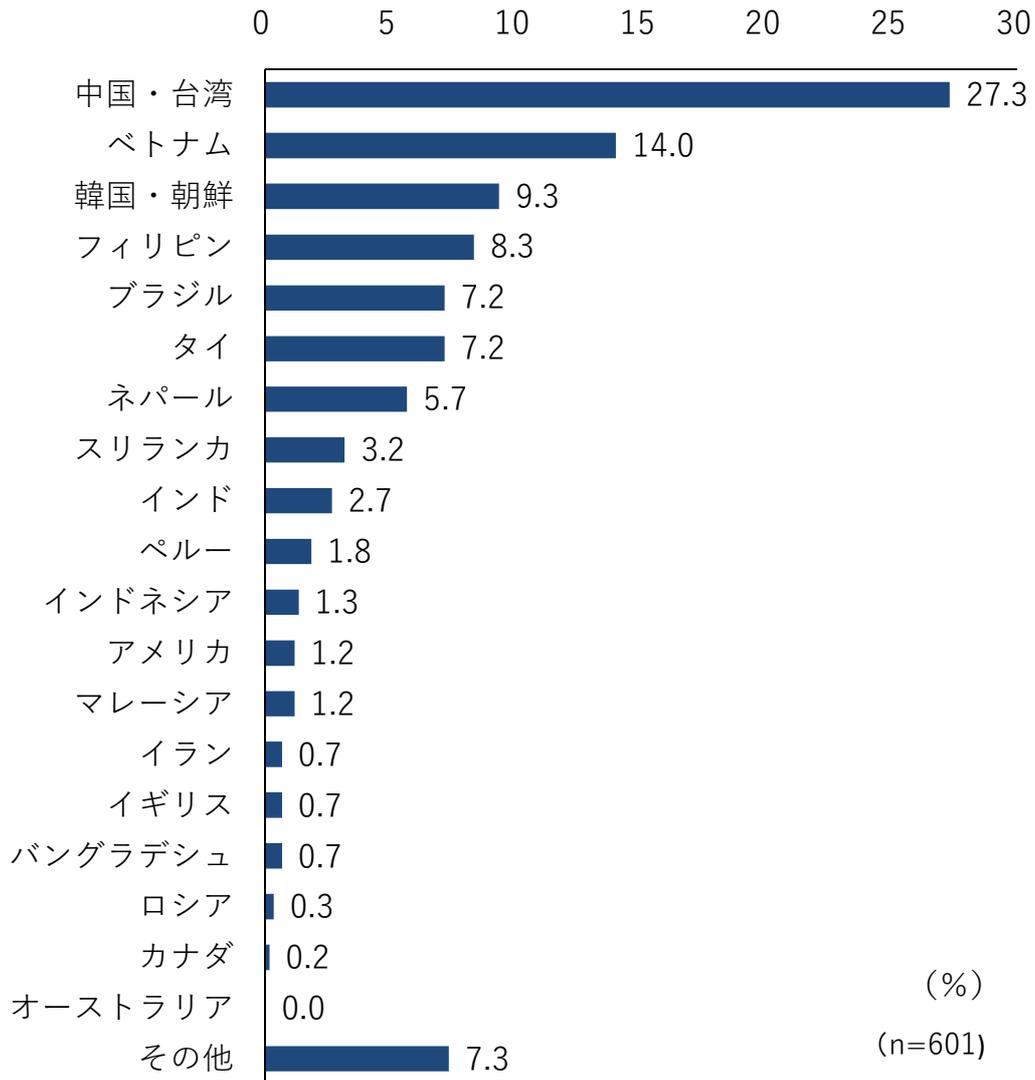
図表1 年齢（単一回答）



イ. 国籍・地域（どこの国からきましたか。）

「中国・台湾」の割合が最も高く、27.3%となっている。次いで、「ベトナム」(14.0%)、「韓国・朝鮮」(9.3%)の順となっている。

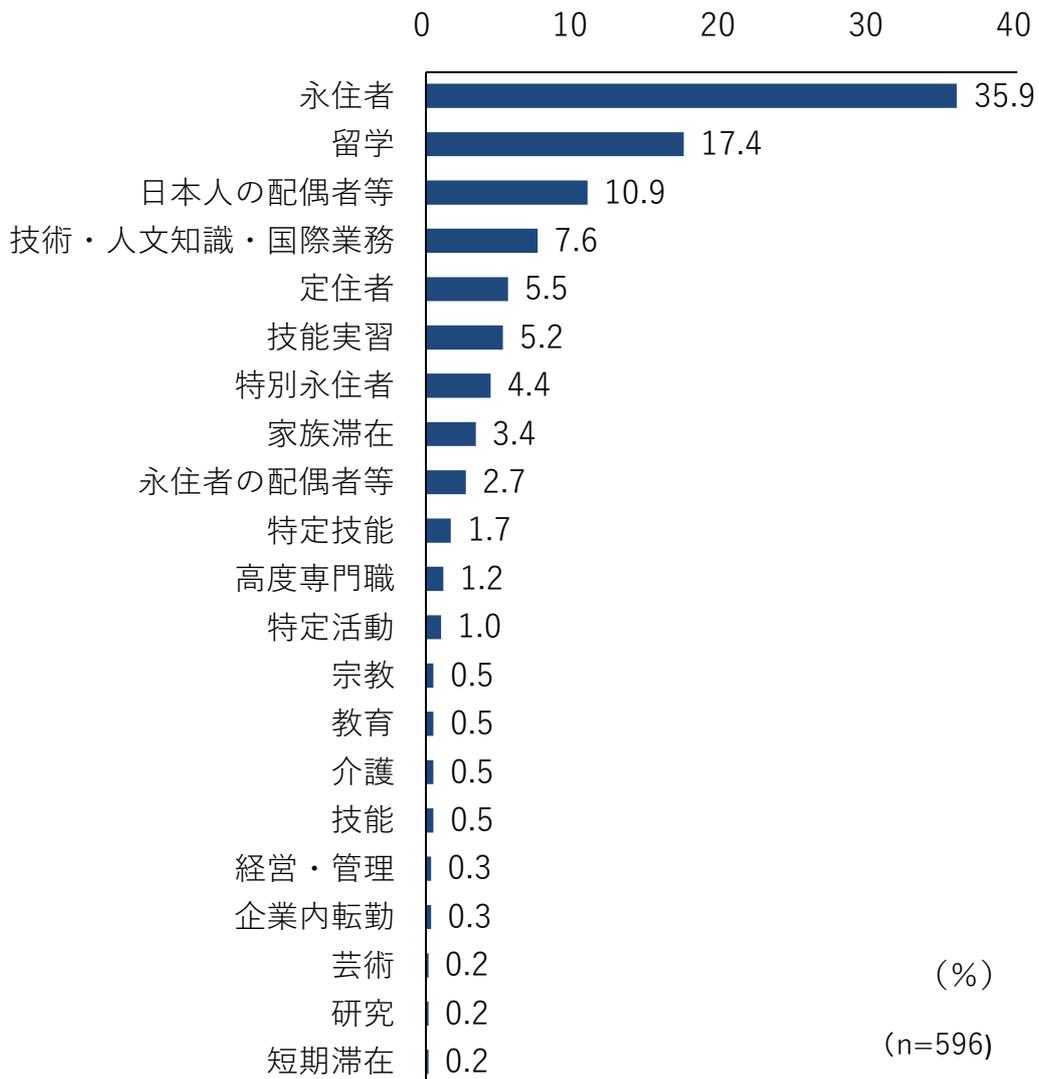
図表2 国籍・地域（単一回答）



ウ. 在留資格（在留資格（VISA）はどれですか。）

「永住者」の割合が最も高く、35.9%となっている。次いで、「留学」(17.4%)、「日本人の配偶者等」(10.9%)の順となっている。

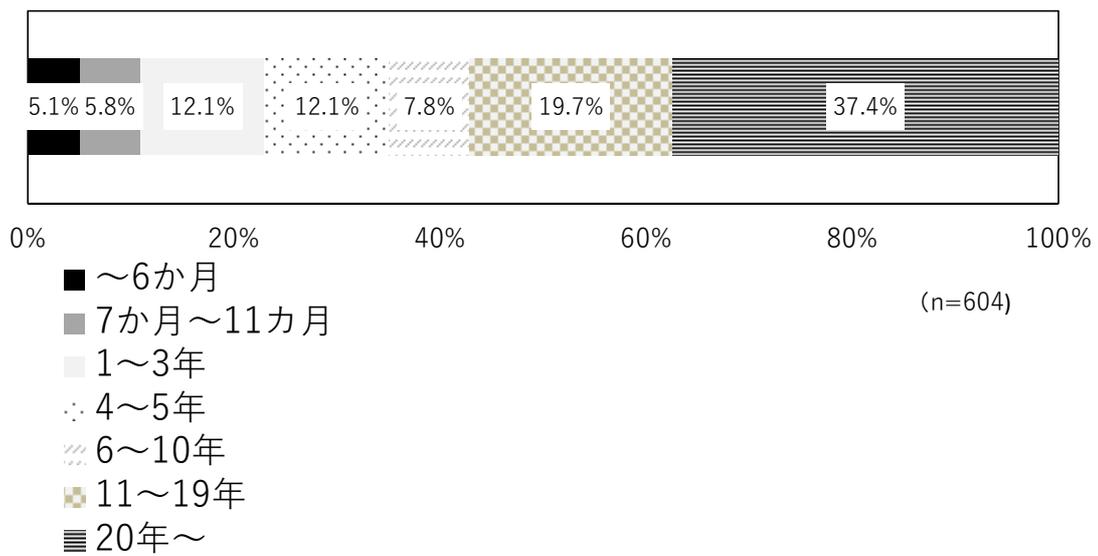
図表3 在留資格（単一回答）



エ. 日本での在留期間（日本に何年住んでいますか。）

「20年以上」の割合が最も高く、37.4%となっている。次いで、「11～19年」(19.7%)、「1～3年」・「4～5年」(12.1%)の順となっている。

図表4 在留期間（単一回答）

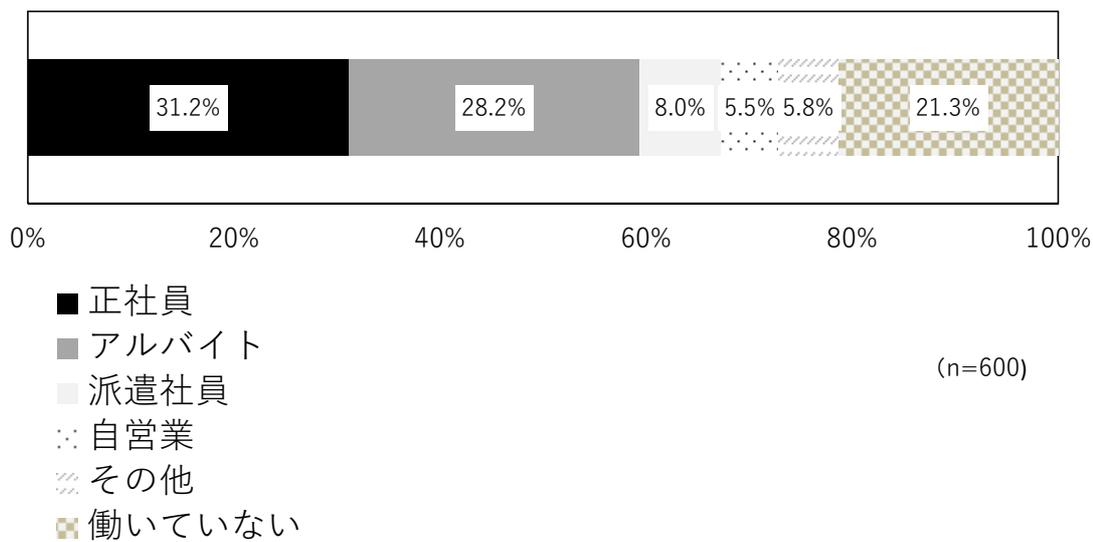


オ. 勤務形態（働^{はたら}いていますか。）

「正社員」の割合が最も高く 31.2%，次いで、「アルバイト」（28.2%）、「派遣社員」（8.0%）の順となっている。

なお、「働いていない」は 21.3%。

図表 5 勤務形態（単一回答）

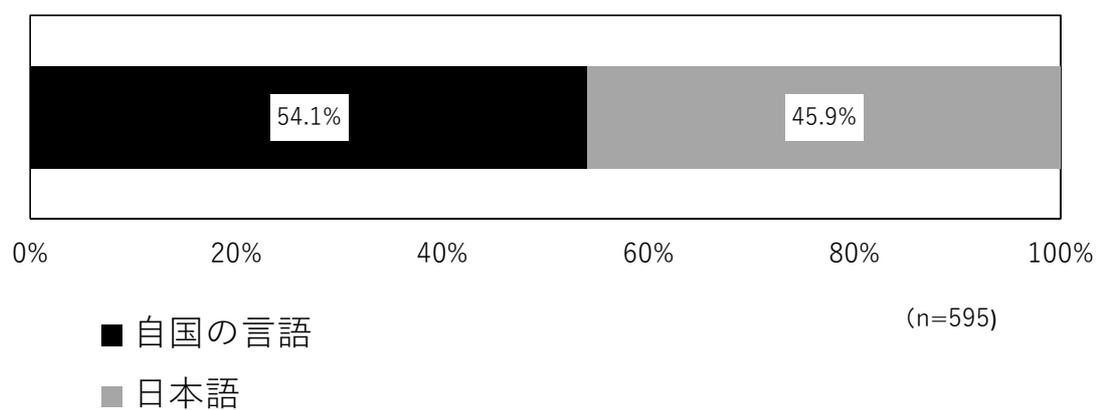


② 言葉について

ア. 自宅での使用言語（家でどちらの言葉^{ことば}を話す^{はな}ことが多いですか。）

「自国の言語」の割合が多く 54.1%となっている。

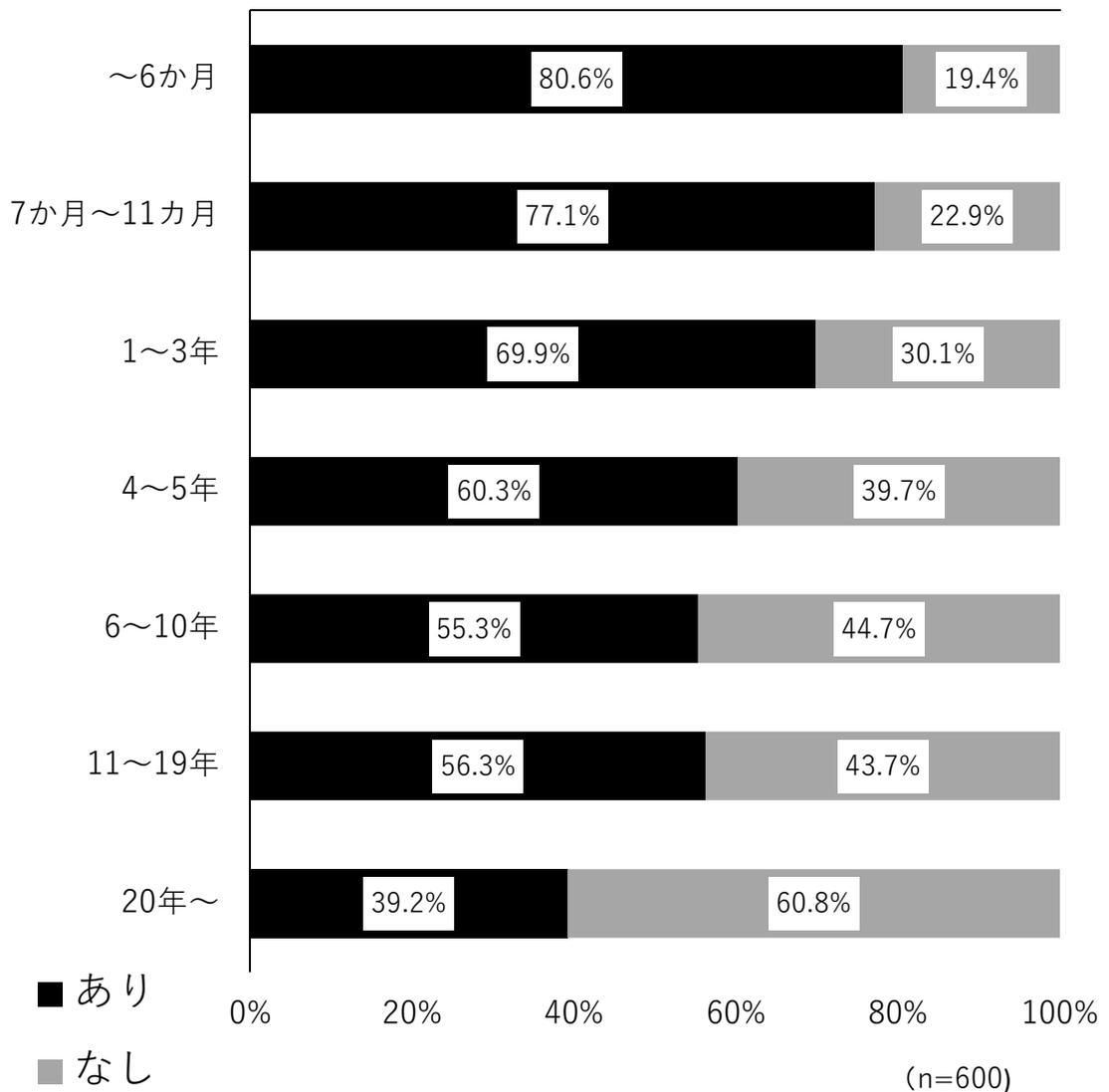
図表6 自宅での使用言語（単一回答）



イ. 日本語が伝わらず困った経験の有無（日本語が伝わらず困ったことがありますか。）

在住年数別にみると、在住年数が19年以下までは困った経験が「あり」の割合が高くなっている。一方、20年以上では困った経験「なし」は60.8%と、困った経験「あり」を上回っている。

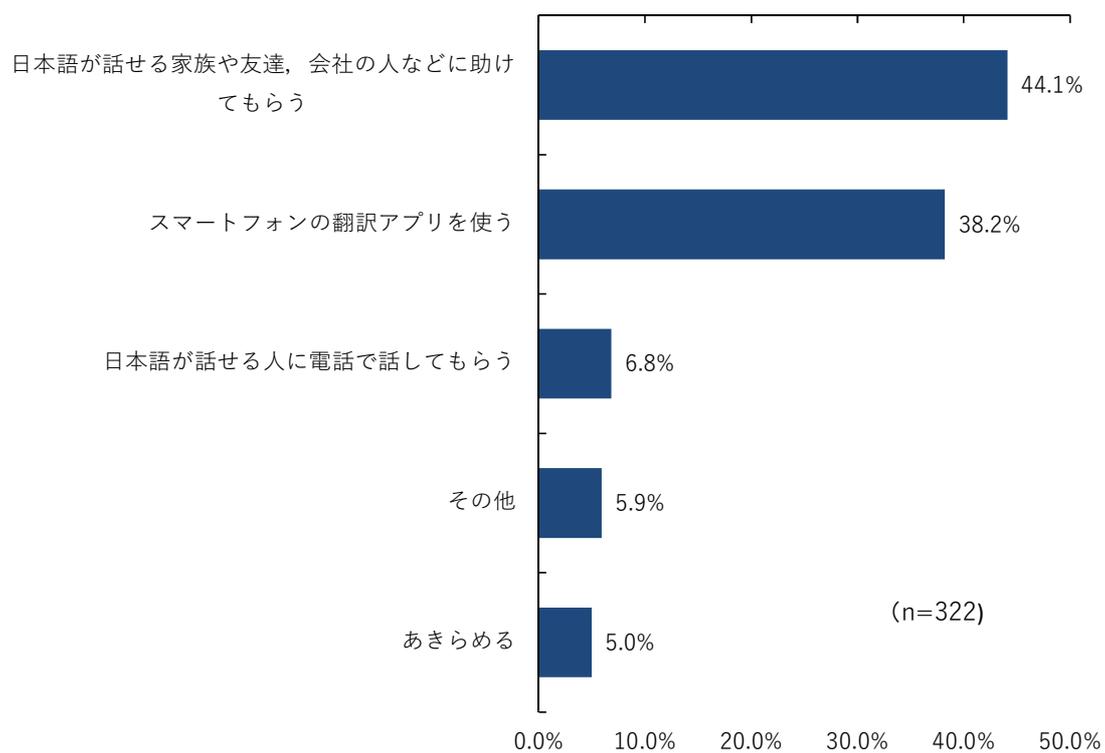
図表7 【在住年数別】日本語が伝わらず困った経験の有無（単一回答）



ウ. 日本語が伝わらなかった際の対応方法について（日本語が伝わらず「困ったことがある」と答えた人は、困った時どうしていますか。）

「日本語が話せる家族や友達、会社の人などに助けてもらう」割合が最も高く、44.1%となっている。次いで、「スマートフォンの翻訳アプリを使う」(38.2%)となっている。

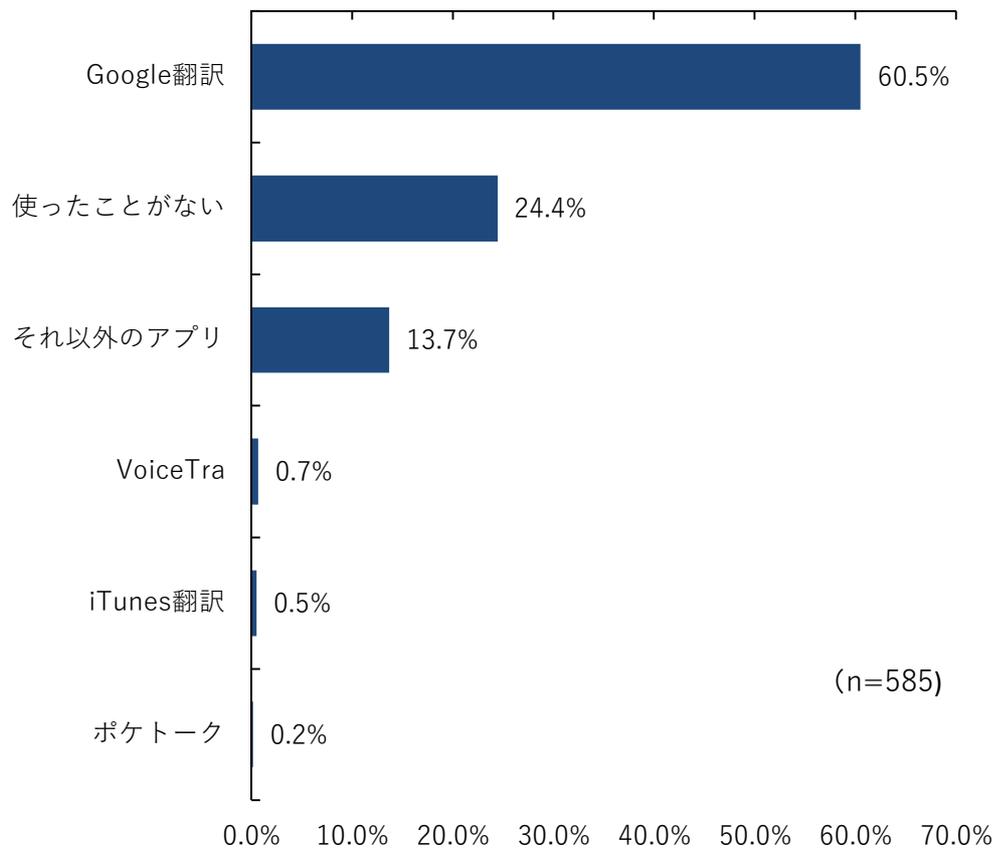
図表8 日本語が伝わらなかった際の対応方法(単一回答)



エ. 翻訳アプリ（一番便利だった翻訳アプリはどれですか。）

「Google 翻訳」の割合が最も高く、60.5%となっている。次いで、「使ったことがない」(24.4%)となっている。

図表9 最も便利と思う翻訳アプリ（単一回答）



オ. 日本語能力（日本語がどのくらいできるかという能力）

【在住年数別】「聞くこと」（日本語（聞くこと）がどのくらいできますか。）

在住年数別にみた「聞くこと」の能力は、在住年数が長いほど「できる」の割合が高い。一方、「できない」は在住年数の長短によらない。

図表 1 0 【在住年数別】日本語能力「聞くこと」（単一回答）

		できる	少しできる	できない
全体	(n=590)	62.5%	34.4%	3.1%
～6か月	(n=31)	19.4%	74.2%	6.5%
7か月～11カ月	(n=35)	17.1%	71.4%	11.4%
1～3年	(n=73)	42.5%	52.1%	5.5%
4～5年	(n=73)	53.4%	43.8%	2.7%
6～10年	(n=46)	71.7%	21.7%	6.5%
11～19年	(n=117)	74.4%	23.9%	1.7%
20年～	(n=215)	77.7%	21.9%	0.5%

【在住年数別】「話すこと」（日本語（話すこと）がどのくらいできますか。）

在住年数別にみた「話すこと」の能力は、在住年数が長いほど「できる」の割合が高い。一方、「できない」は在住年数の長短によらない。

図表 1 1 【在住年数別】日本語能力「話すこと」（単一回答）

		できる	少しできる	できない
全体	(n=589)	58.6%	37.0%	4.4%
～6か月	(n=31)	6.5%	83.9%	9.7%
7か月～11カ月	(n=35)	17.1%	71.4%	11.4%
1～3年	(n=73)	38.4%	53.4%	8.2%
4～5年	(n=73)	46.6%	49.3%	4.1%
6～10年	(n=74)	66.0%	27.7%	6.4%
11～19年	(n=75)	73.3%	23.3%	3.4%
20年～	(n=76)	74.3%	24.3%	1.4%

【在住年数別】「読むこと」(日本語(読むこと)がどのくらいできますか。)

在住年数別にみた「読むこと」の能力は、在住年数が長いほど「できる」の割合が高い。一方、「できない」は在住年数の長短によらない。

図表 1 2 【在住年数別】日本語能力「読むこと」(単一回答)

		できる	少しできる	できない
全体	(n=585)	44.1%	45.3%	10.6%
～6か月	(n=31)	29.0%	61.3%	9.7%
7か月～11カ月	(n=35)	11.4%	68.6%	20.0%
1～3年	(n=73)	38.4%	53.4%	8.2%
4～5年	(n=73)	41.1%	53.4%	5.5%
6～10年	(n=46)	43.5%	34.8%	21.7%
11～19年	(n=115)	50.4%	39.1%	10.4%
20年～	(n=212)	51.4%	39.2%	9.4%

【在住年数別】「書くこと」(日本語(書くこと)がどのくらいできますか。)

在住年数別にみた「書くこと」の能力は、在住年数が長いほど「できる」の割合が高い傾向にある。一方、「できない」は在住年数の長短によらない。

図表 1 3 【在住年数別】日本語能力「書くこと」(単一回答)

		できる	少しできる	できない
全体	(n=583)	36.5%	48.5%	14.9%
～6か月	(n=31)	25.8%	61.3%	12.9%
7か月～11カ月	(n=35)	8.6%	74.3%	17.1%
1～3年	(n=73)	32.9%	54.8%	12.3%
4～5年	(n=73)	37.0%	53.4%	9.6%
6～10年	(n=46)	34.8%	41.3%	23.9%
11～19年	(n=115)	44.3%	39.1%	16.5%
20年～	(n=210)	40.0%	45.2%	14.8%

カ.【在住年数別】日本語の勉強の有無（日本語を勉強していますか。または勉強したいとおもいますか。）

在住年数別にみると、在住年数が短いほど、「勉強している」の割合が高くなる傾向にある。一方、在住年数20年以上の場合、「勉強したくない・する必要がない」が、3割を超えた結果となっている。

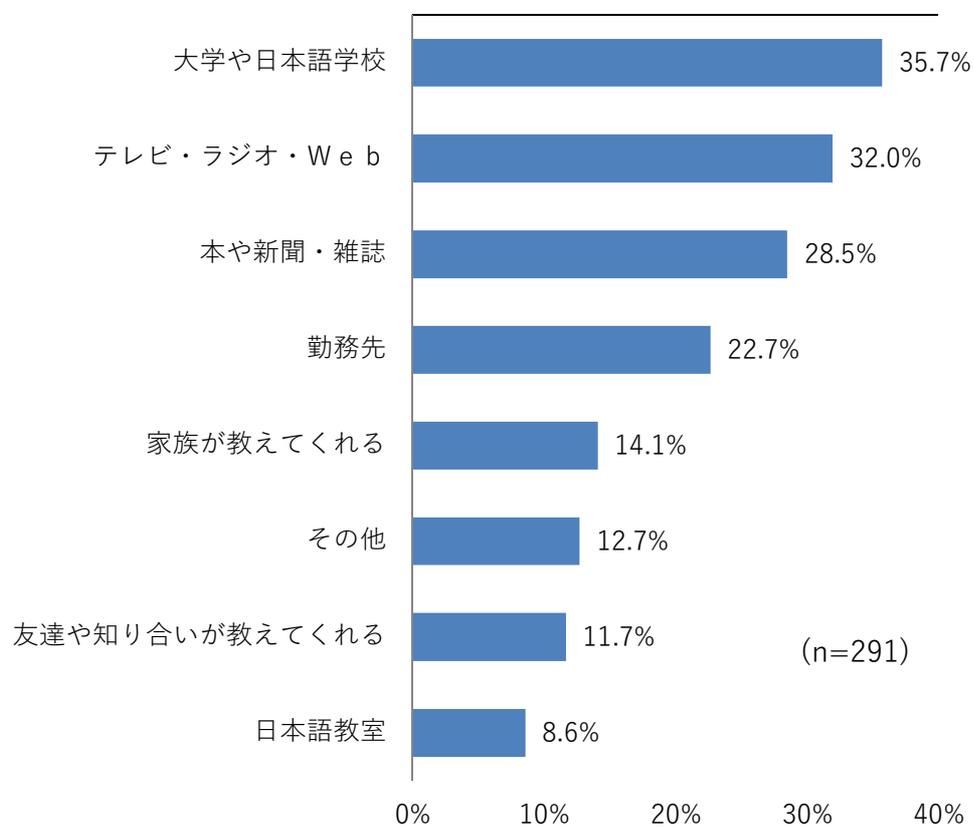
図表14 【在住年数別】日本語の勉強の有無（単一回答）

		勉強している	勉強したいけれどできない	勉強したくない・する必要がない
全体	(n=594)	49.5%	29.5%	21.0%
～6か月	(n=31)	87.1%	12.9%	0.0%
7か月～11か月	(n=35)	82.9%	11.4%	5.7%
1～3年	(n=73)	80.8%	16.4%	2.7%
4～5年	(n=73)	68.5%	19.2%	12.3%
6～10年	(n=47)	44.7%	40.4%	14.9%
11～19年	(n=118)	33.9%	39.0%	27.1%
20年～	(n=217)	31.3%	35.0%	33.6%

キ. 日本語の勉強をしている場合の勉強方法や場所（「勉強している」と答えた人は日本語を勉強している方法や場所を教えてください。）

「大学や日本語学校で勉強する」が最も高く 35.7%となっている。次いで「テレビ・ラジオ・Web を使って勉強する」(32.0%), 「本や新聞・雑誌」(28.5%) の順となっている。また、「勤務先」という回答も 22.7%と四番目に多い回答であった。

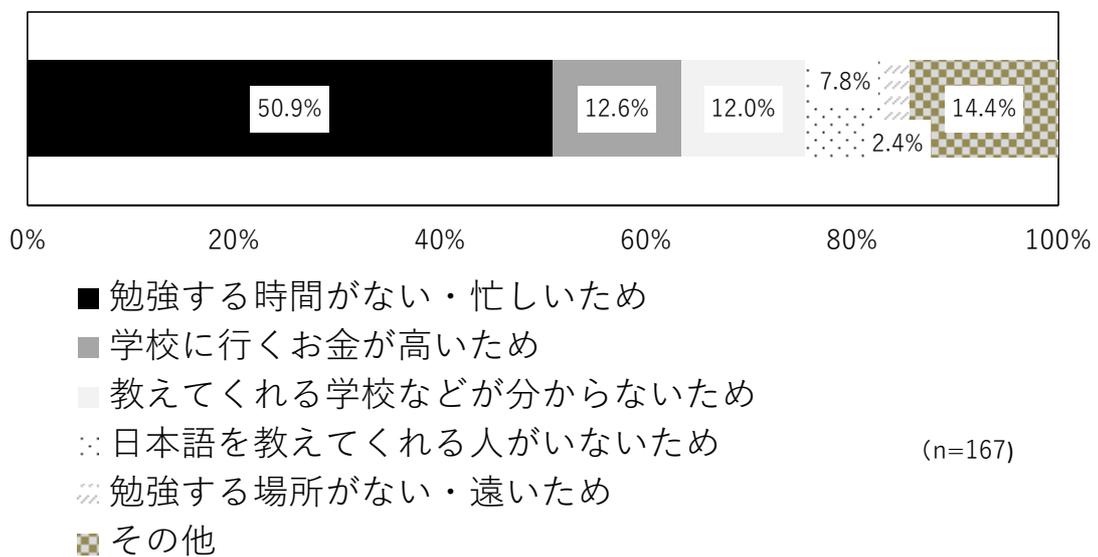
図表 1 5 日本語の勉強方法及び場所（複数回答）



ク. 日本語を勉強したいが、勉強できない場合の理由（「勉強したいけれどできない」と答えた人は、理由を教えてください。）

「勉強する時間がない・忙しいため」の割合が最も高く、50.9%となっている。次いで、「学校に行くお金が高いため」(12.6%),「教えてくれる学校などが分からないため」(12.0%)の順となっている。

図表 1 6 勉強はしたいが、できない理由（単一回答）



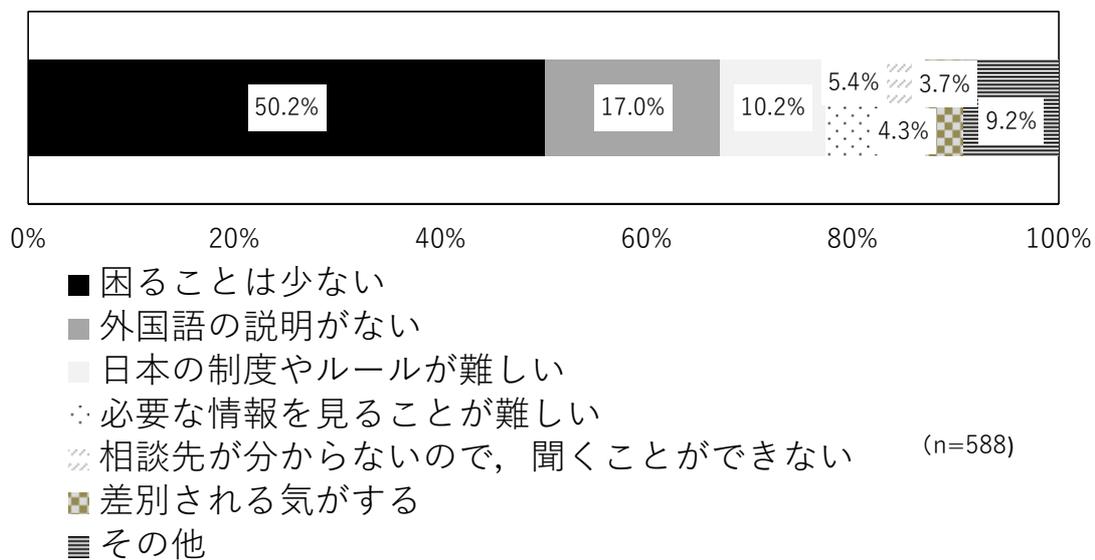
③ 宇都宮市での生活について

ア. 生活の中での困りごと（宇都宮市での生活について教えてください。）

【市役所や地区市民センターでの手続き時】（市役所や地区市民センターで手続きをするとき、困ることはありますか。）

「困ることが少ない」の割合が最も高く、50.2%となっている。次いで、「外国語の説明がない」（17.0%）、「日本の制度やルールが難しい」（10.2%）の順となっている。

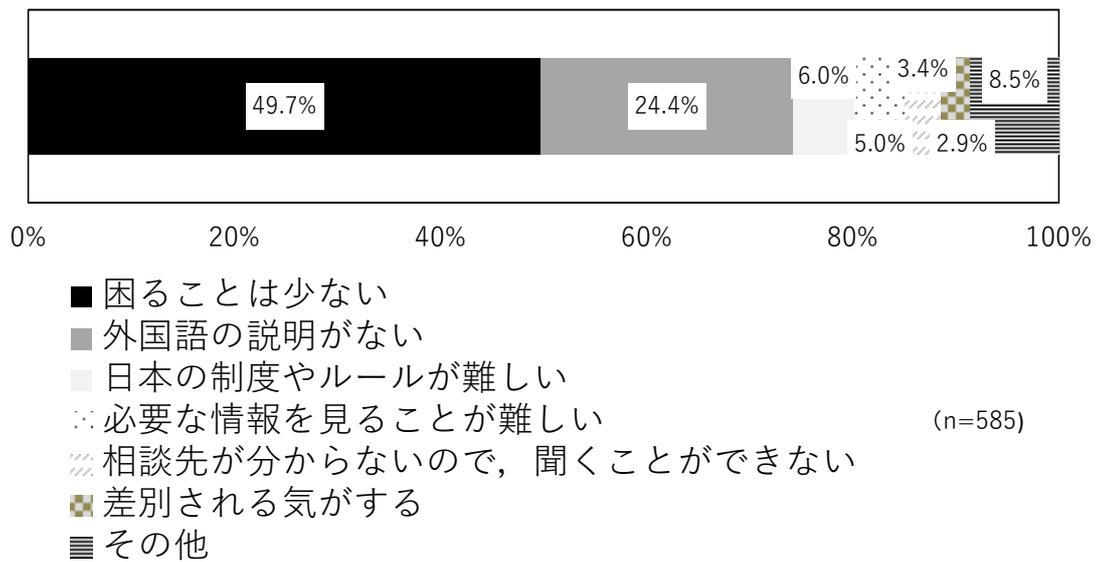
図表 1 7 生活で困ること「市役所や地区市民センターでの手続き」（単一回答）



【病院時】（病院に行くとき、困ることはありますか。）

病院での手続きで困っていることをみると、「困ることが少ない」の割合が最も高く、49.7%となっている。次いで、「外国語の説明がない」（24.4%）、「その他」（8.5%）の順となっている。

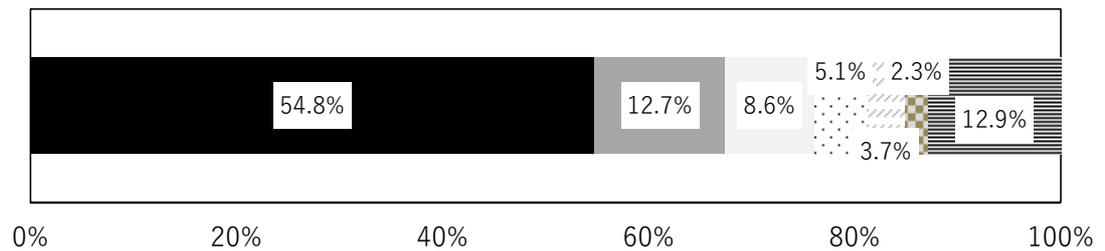
図表18 生活で困ること「病院」（単一回答）



【学校・会社時】（学校や会社にいるとき、困ることはありますか。）

学校や会社で困っていることをみると、「困ることが少ない」の割合が最も高く、54.8%となっている。次いで、「その他」（12.9%）、「外国語の説明がない」（12.7%）、の順となっている。

図表 1 9 生活で困ること「学校・会社」（単一回答）



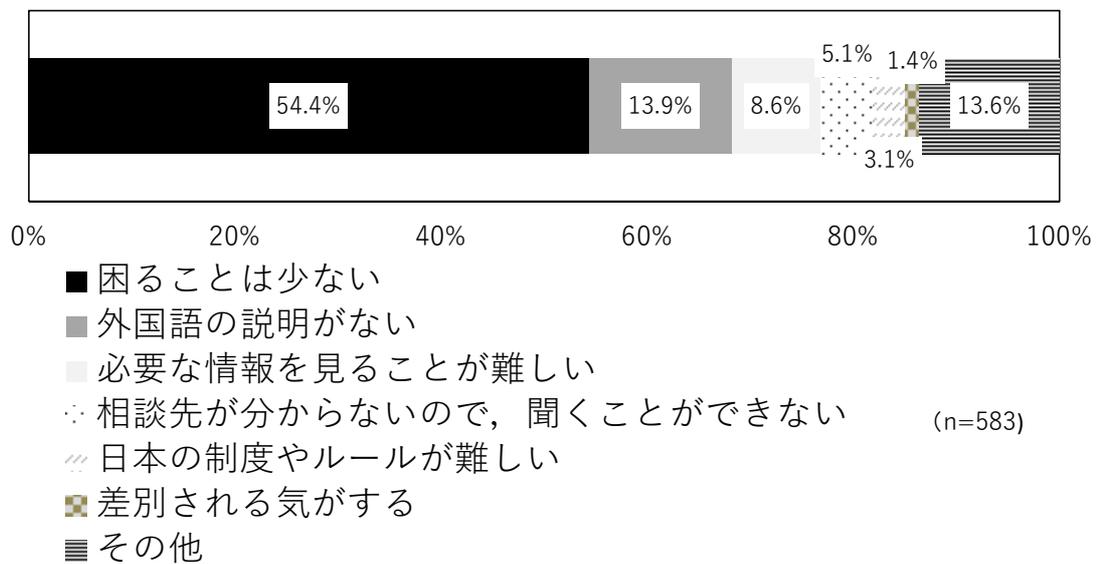
- 困ることが少ない
- 外国語の説明がない
- 日本の制度やルールが難しい
- ⋮ 差別される気がする
- ⋮ 必要な情報を見ることが難しい
- 相談先が分からないので、聞くことができない
- その他

(n=568)

【災害時】（台風や地震などの災害が起きたとき、困ることはありますか。）

災害時に困ることをみると、「困ることが少ない」の割合が最も高く、54.4%となっている。次いで、「外国語の説明がない」（13.9%）、「その他」（13.6%）の順となっている。

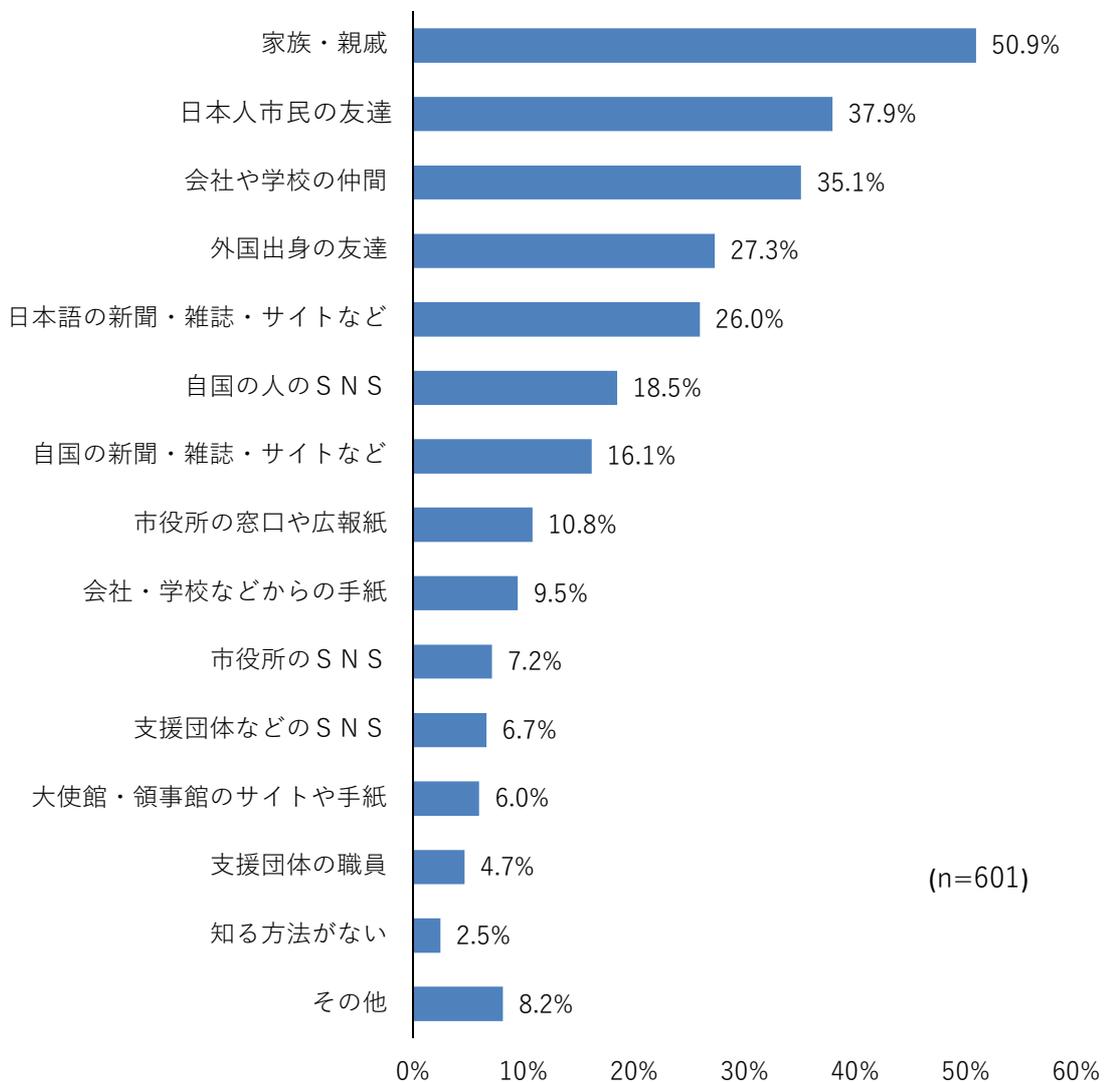
図表 2 0 生活で困ること「災害時」（単一回答）



イ. 生活に必要な情報の入手先（あなたは生活に必要な情報を誰（どこ）から知りますか？）

生活に必要な情報を誰（どこ）から入手しているかをみると、「家族・親戚」から入手している割合が最も高く、50.9%となっている。次いで、「日本人市民の友達」(37.9%)、「会社や学校の仲間」(35.1%)の順となっている。

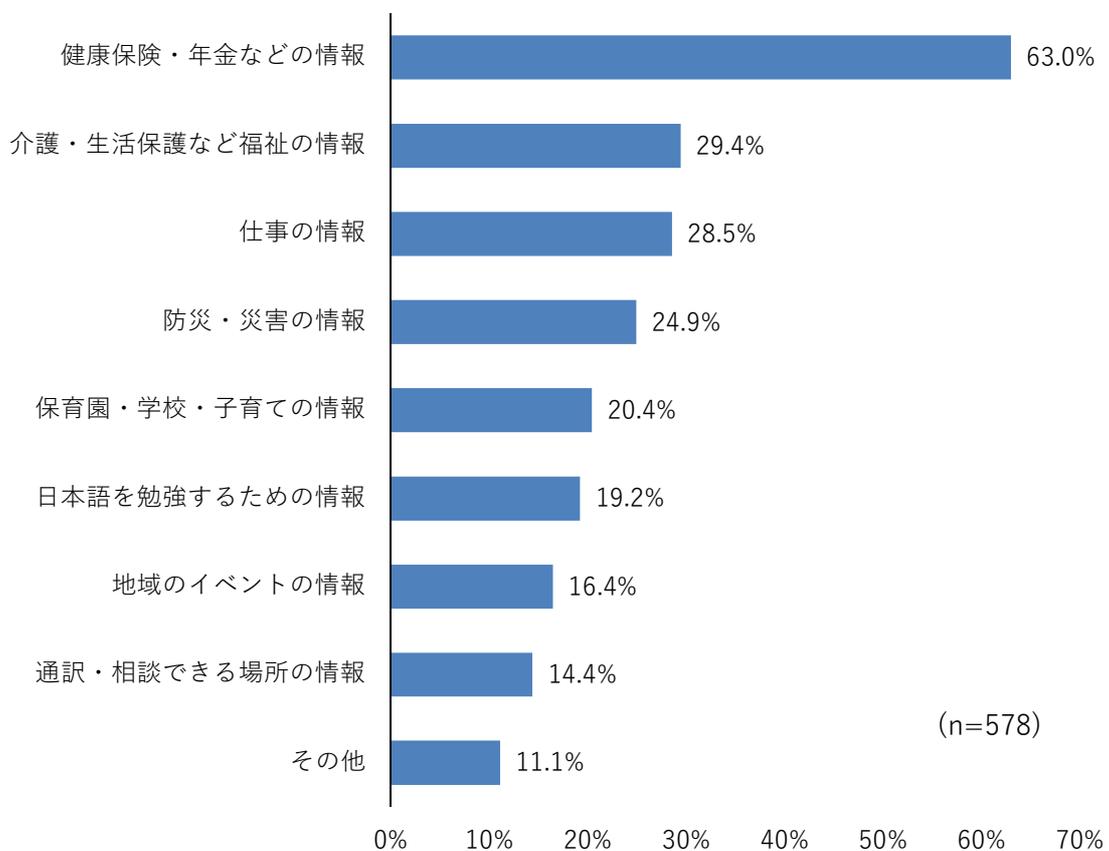
図表 2 1 生活に必要な情報の入手方法（複数回答）



ウ. 特に必要とされる情報について（特に必要だと思う情報はどれですか。）

「健康保険・年金などの情報」の割合が最も高く、63.0%となっている。次いで、「介護・生活保護など福祉の情報」（29.4%）、「仕事の情報」（28.5%）の順となっている。「その他」を除く全ての選択肢において14.4%以上と一定数の回答となっており、必要とされている情報は多岐にわたる。

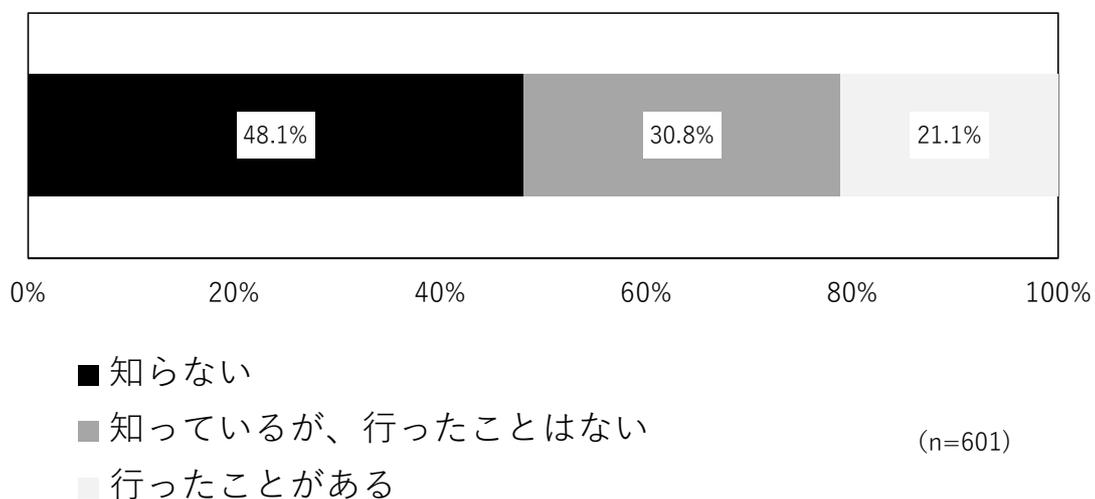
図表2 2 特に必要とされる情報（複数回答）



エ. 「国際交流プラザ」について（外国人がいろいろな国の言葉で相談できる「国際交流プラザ」を知っていますか。）

外国人市民が様々な言語で相談ができる「国際交流プラザ」を知っているかどうかをみると、「知らない」の割合が最も高く、48.1%となっている。次いで「知っているが、行ったことはない」（30.8%）、「行ったことがある」（21.1%）の順となっている。

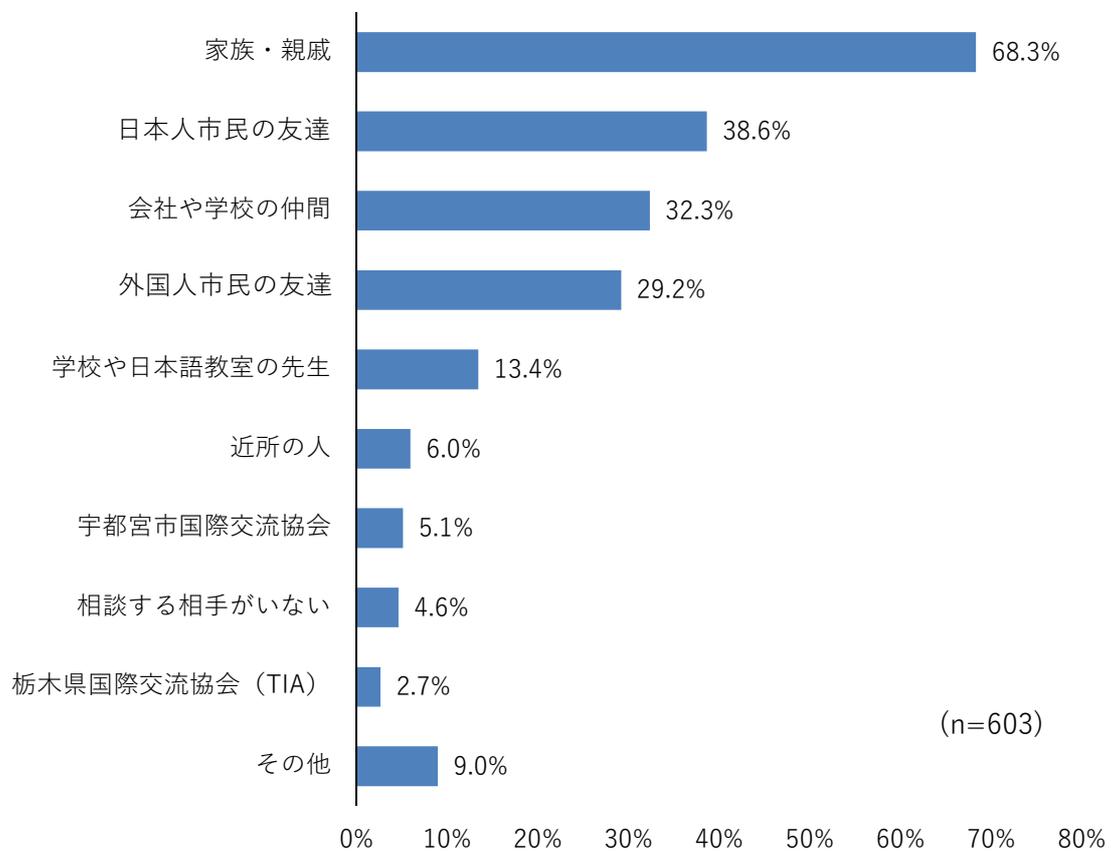
図表 2 3 「国際交流プラザ」の知名度（単一回答）



オ. 困った際に相談している相手について（あなたが困ったときに相談している相手は誰ですか）

「家族・親戚」の割合が最も高く、68.3%となっている。次いで、「日本人市民の友達」（38.6%）, 「会社や学校の仲間」（32.3%）の順となっている。

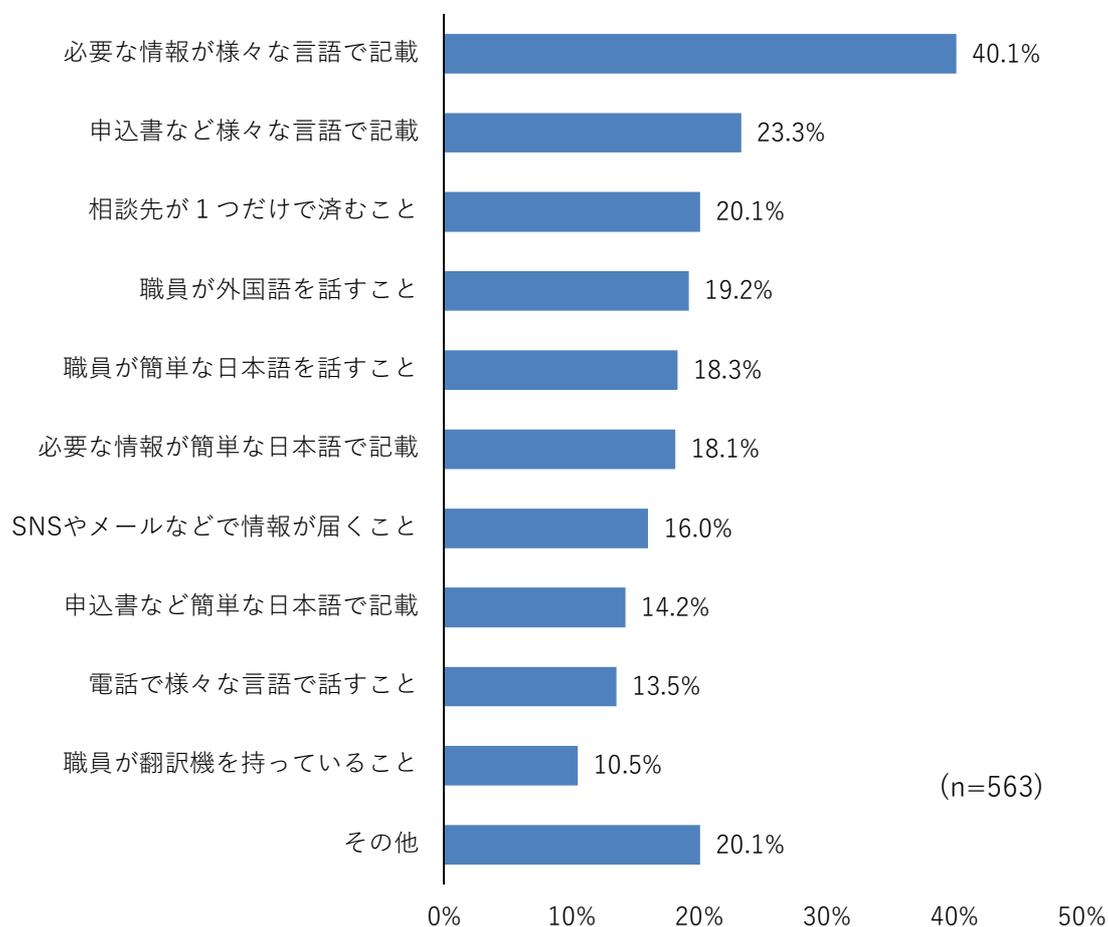
図表 2 4 困った場合の相談先（複数回答）



カ. 宇都宮市役所にお願いしたいこと（宇都宮市役所にお願いしたいものはありますか。）

「必要な情報が様々な言語で記載されていること」の割合が最も高く、40.1%となっている。次いで、「申込書など様々な言語が記載されていること」(23.3%)、「相談先が1つだけで済むこと」(20.1%)の順となっている。

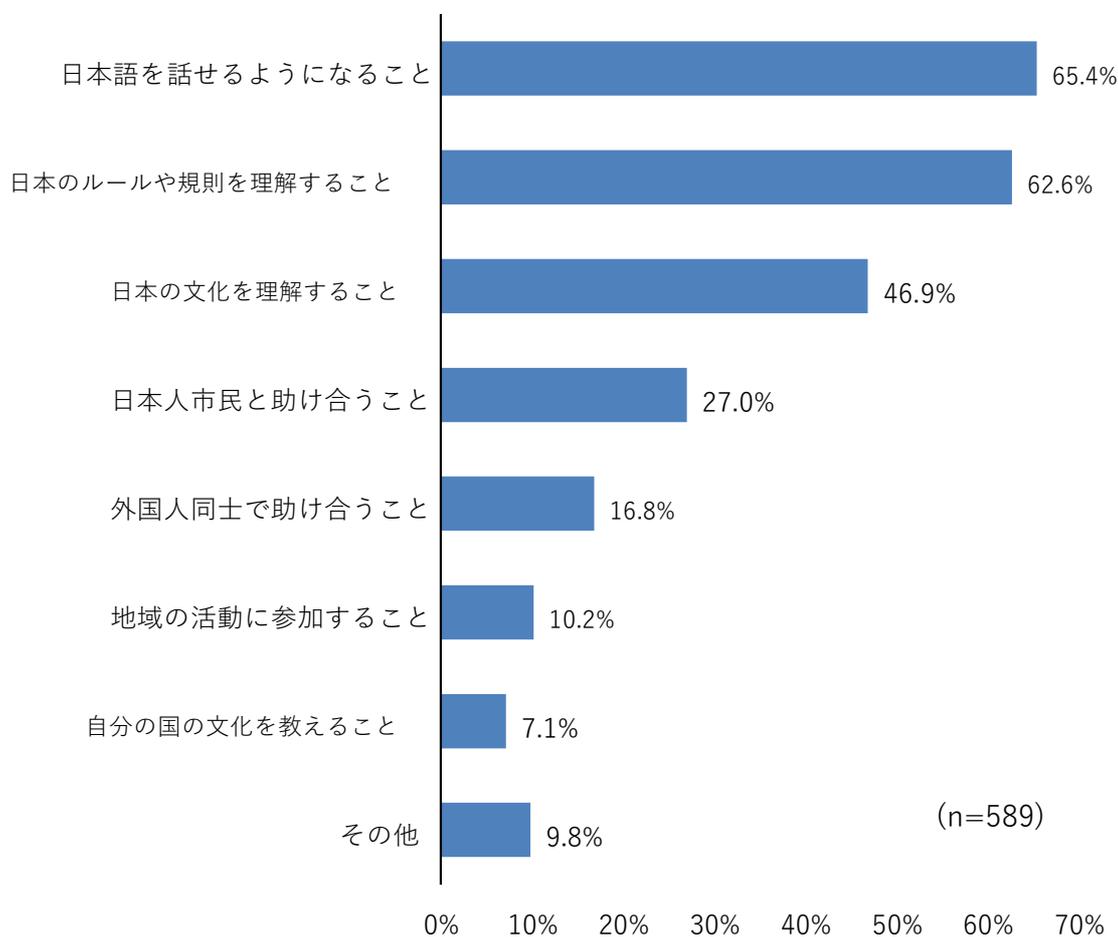
図表 2 5 宇都宮市役所にお願いしたいこと（複数回答）



キ. 宇都宮で暮らす際に大切だと思うこと（あなたや他の外国人市民にとって、宇都宮で暮らすときに大切だと思うことはなんですか。）

「日本語を話せるようになること」が最も高く、65.4%となっている。次いで、「日本のルールや規則を理解すること」(62.6%)、「日本の文化を理解すること」(46.9%)の順となっている。

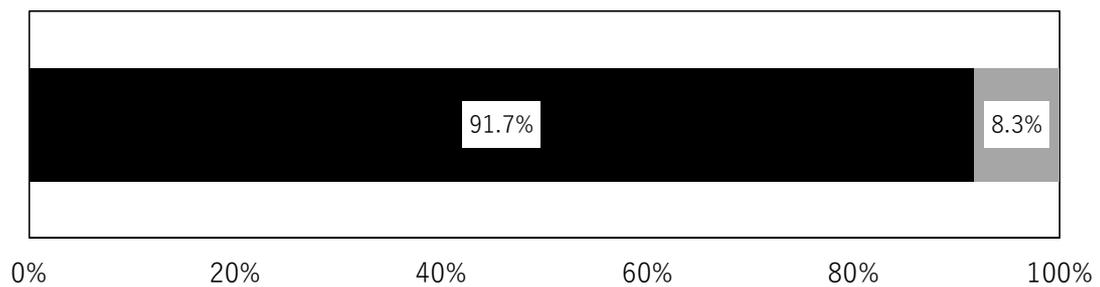
図表 2 6 宇都宮で暮らす際に大切だと思うこと（複数回答）



ク. 宇都宮市での継続居住の意向について（宇都宮市に^{うつのみやし}に住み^ま続けたいと思^{おも}いますか。）

宇都宮市に今後も継続して居住することについての意向をみると、「これからも住み続けたい」が最も多く、91.7%となっている。「住み続けたくない」は8.3%である。

図表27 宇都宮市での継続居住の意向（単一回答）



■ これからも住み続けたい

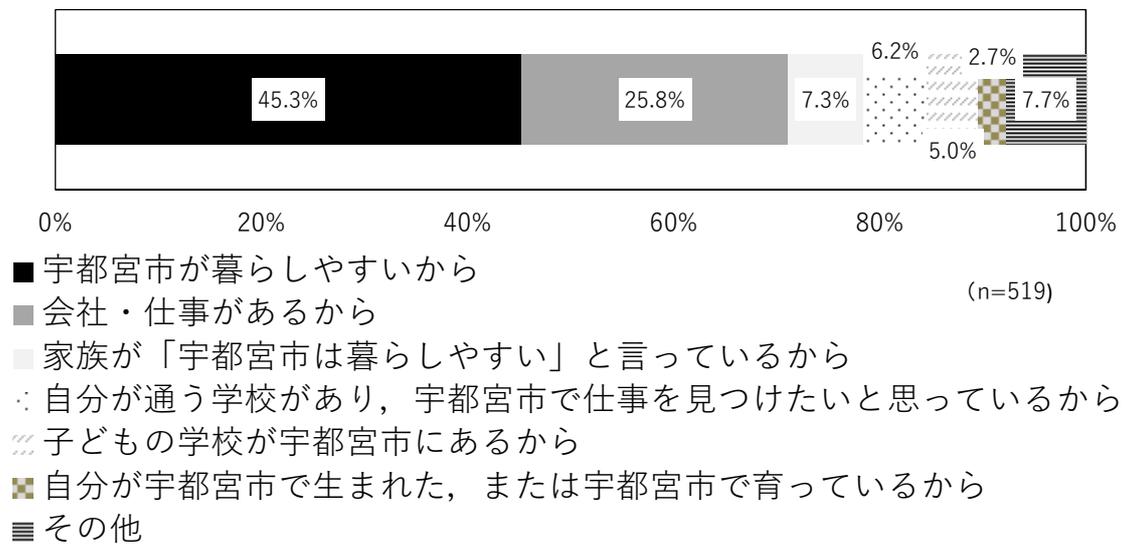
(n=603)

■ 住み続けたくない

ケ. 宇都宮市で今後も住み続けたいと思う理由（「これからも住み続けたい」と答えた人は理由を教えてください。）

「宇都宮市が暮らしやすいから」の割合が最も高く、45.3%となっている。次いで、「会社・仕事があるから」（25.8%）、「その他」（7.7%）の順となっている。

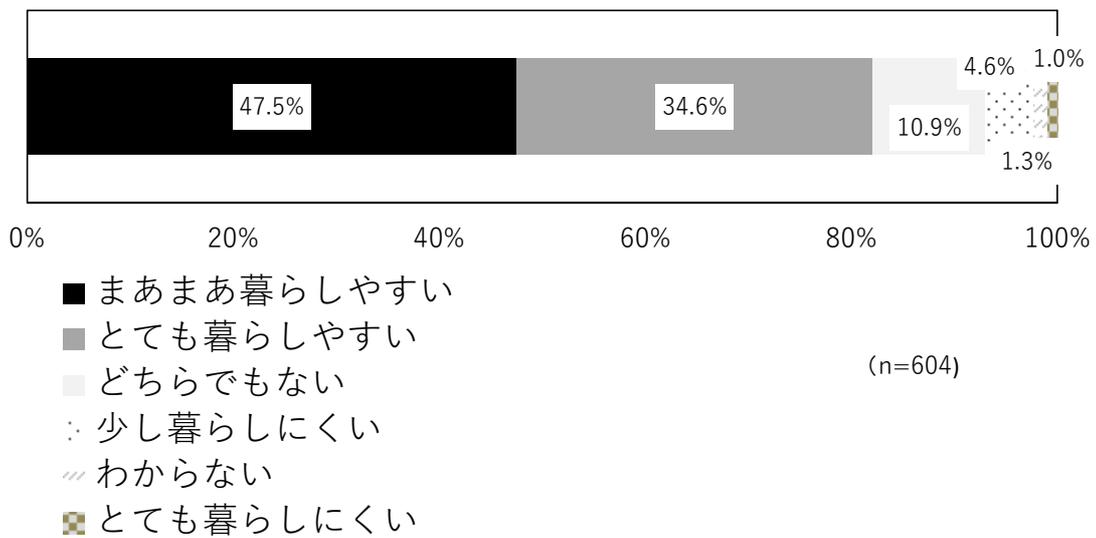
図表 2 8 宇都宮市に継続して居住したい理由（単一回答）



コ. 宇都宮市の暮らしやすさについて (宇都宮市は暮らしやすいところですか。)

宇都宮市の暮らしやすさをみると、「まあまあ暮らしやすい」の割合が最も高く、47.5%となっている。次いで、「とても暮らしやすい」(34.6%),「どちらでもない」(10.9%)の順となっている。

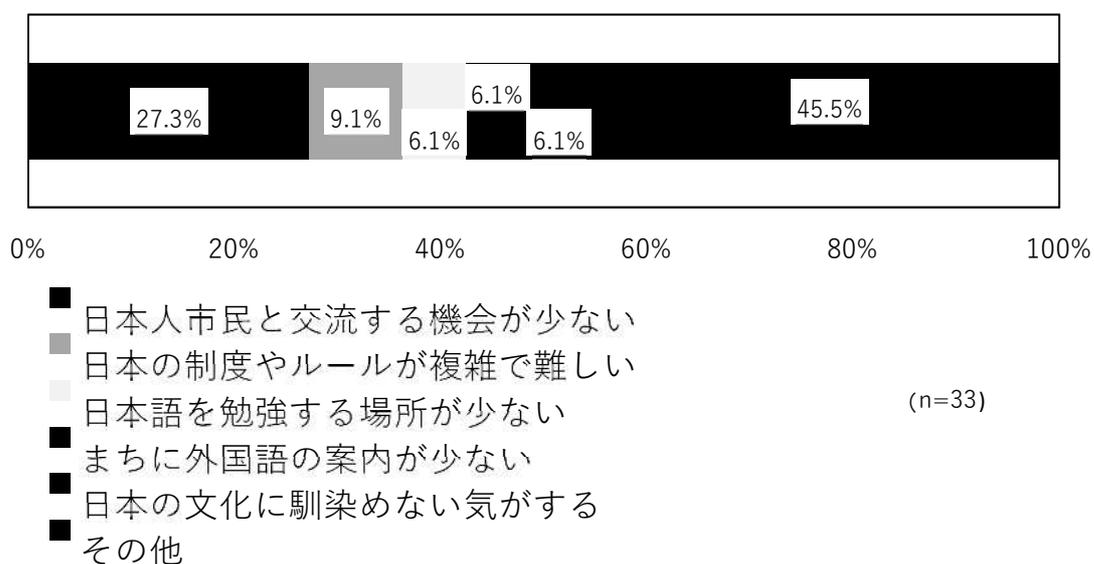
図表 2 9 宇都宮市の暮らしやすさ (単一回答)



サ. 宇都宮市が暮らしづらいと思う理由（「少し暮らしにくい・とても暮らしにくい」と答えた人は理由を教えてください）

「その他」の割合が最も高く、45.5%となっている。次いで「日本人市民と交流する機会が少ない」(27.3%)、「日本の制度やルールが複雑で難しい」(9.1%)の順となっている。

図表30 宇都宮市が暮らしづらい理由（単一回答）

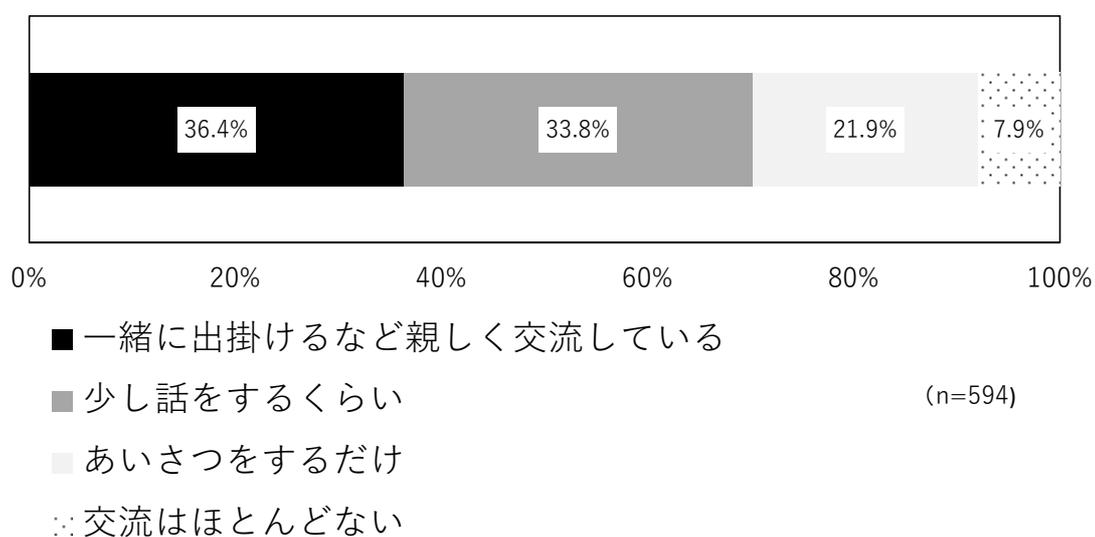


④ 地域での活動について

ア. 日本人市民との交流について（日本人市民と交流がありますか。）

日本人市民と「一緒に出掛けるなど親しく交流している」の割合が最も高く 36.4%となっている。次いで、「少し話をするくらい」(33.8%), 「あいさつをするだけ」(21.9%)の順となっている。

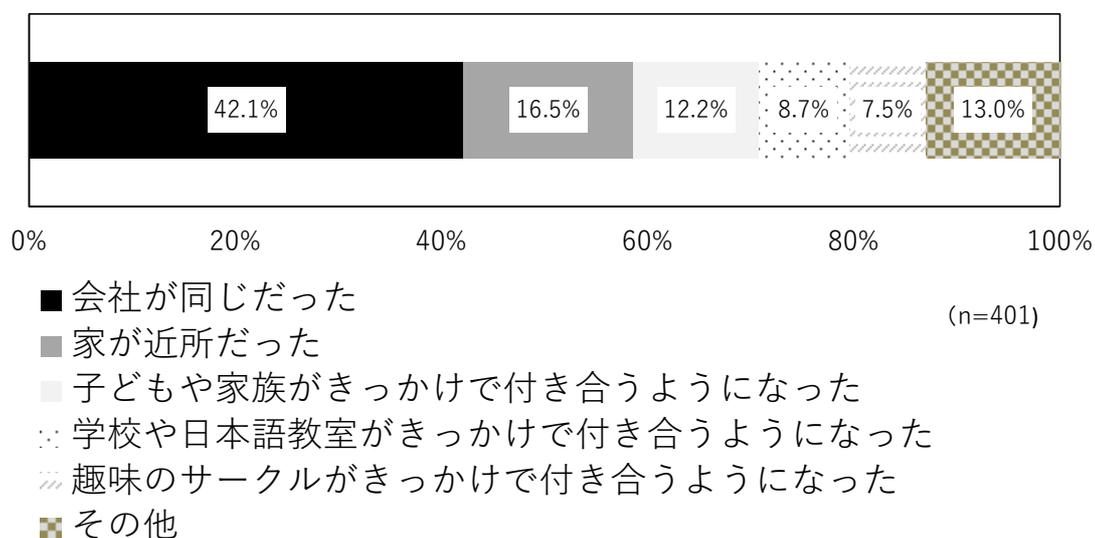
図表 3 1 日本人市民との交流の有無（単一回答）



イ. 交流するようになったきっかけ（「一緒に出掛けるなど親しく交流している・少し話をするくらい」と答えた人は、そうするようになったきっかけを教えてください）

日本人市民と交流するようになったきっかけについてみると、「会社と同じだった」の割合がもっとも高く、42.1%となっている。次いで、「家が近所だった」（16.5%）、「子どもや家族がきっかけで付き合いようになった」（12.2%）、「学校や日本語教室がきっかけで付き合いようになった」（8.7%）、「趣味のサークルがきっかけで付き合いようになった」（7.5%）、「その他」（13.0%）の順となっている。

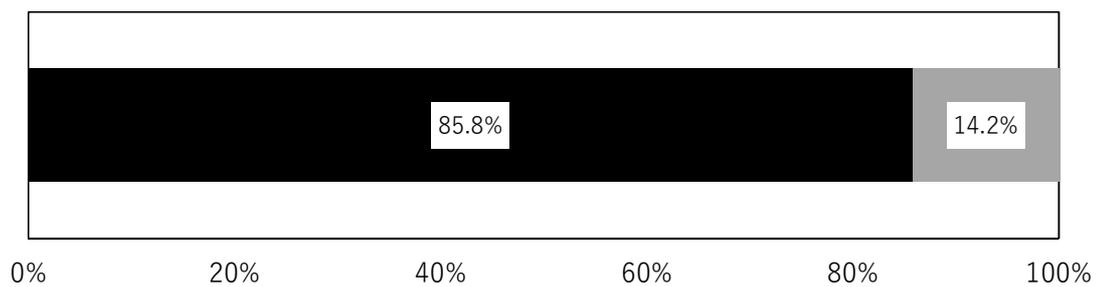
図表3 2 日本人市民と交流するようになったきっかけ（単一回答）



ウ. 日本人市民との交流についての意向（日本人市民と交流したいとおもいますか。）

「交流したい」の割合が最も高く、85.8%となっており、「交流したくない・わからない」は14.2%である。

図表 3 3 日本人市民との交流の意向の有無（単一回答）



■ 交流したい

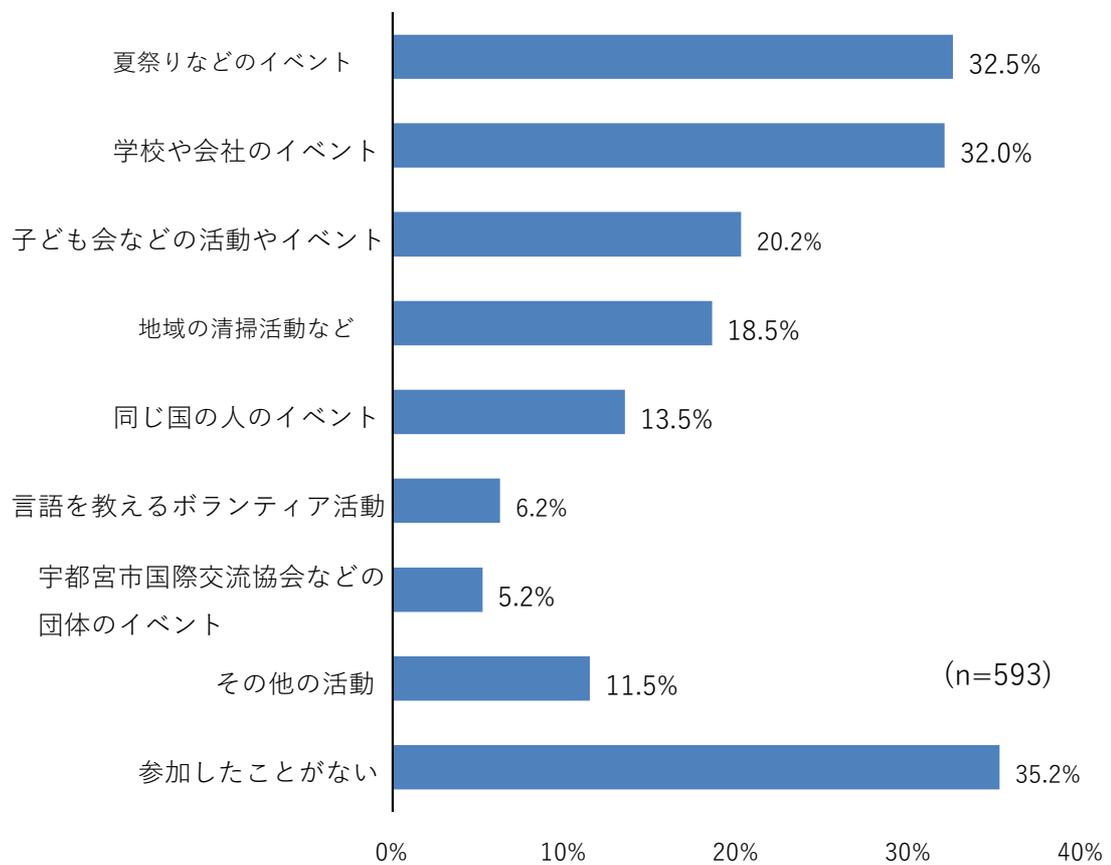
(n=592)

■ 交流したくない・わからない

エ. 地域の活動やイベントの参加経験（地域の活動やイベントに参加したことはありませんか。）

「参加したことがない」の割合が最も高く、35.2%となっている。次いで、「夏祭りなどのイベント」（32.5%）、「学校や会社のイベント」（32.0%）の順となっている。

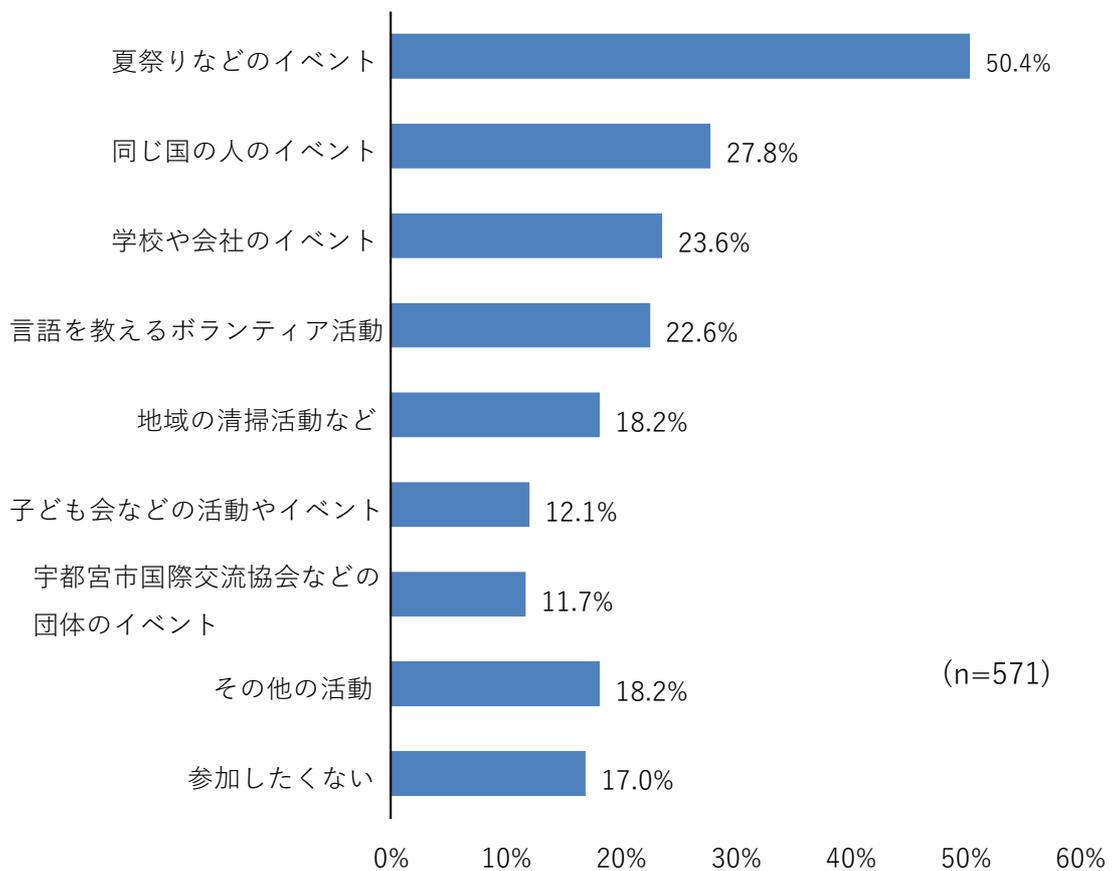
図表 3 4 地域の活動やイベントの参加経験（複数回答）



オ. 参加したいと思う活動やイベント（参加したいと思う活動やイベントはどれですか。）

「夏祭りなどのイベント」の割合が最も高く、50.4%となっている。次いで、「同じ国の人々が企画しているイベント」（27.8%）、「学校や会社のイベント」（23.6%）の順となっている。

図表35 参加したい活動やイベントについて（複数回答）



カ. 自治会加入について（自治会に入っていますか。）

在住年数が長いほど自治会に「入っている」割合が高い傾向にある。また、「入っていない」と回答したのは、「7か月～11か月」の28.6%以外は全てで30%を超えている。「自治会を知らない」は、「7か月～11か月」が68.6%と高く、以降順に低下しているが、「11年～19年」でも26.3%となっている。

図表36 【在住年数別】自治会加入の有無（単一回答）

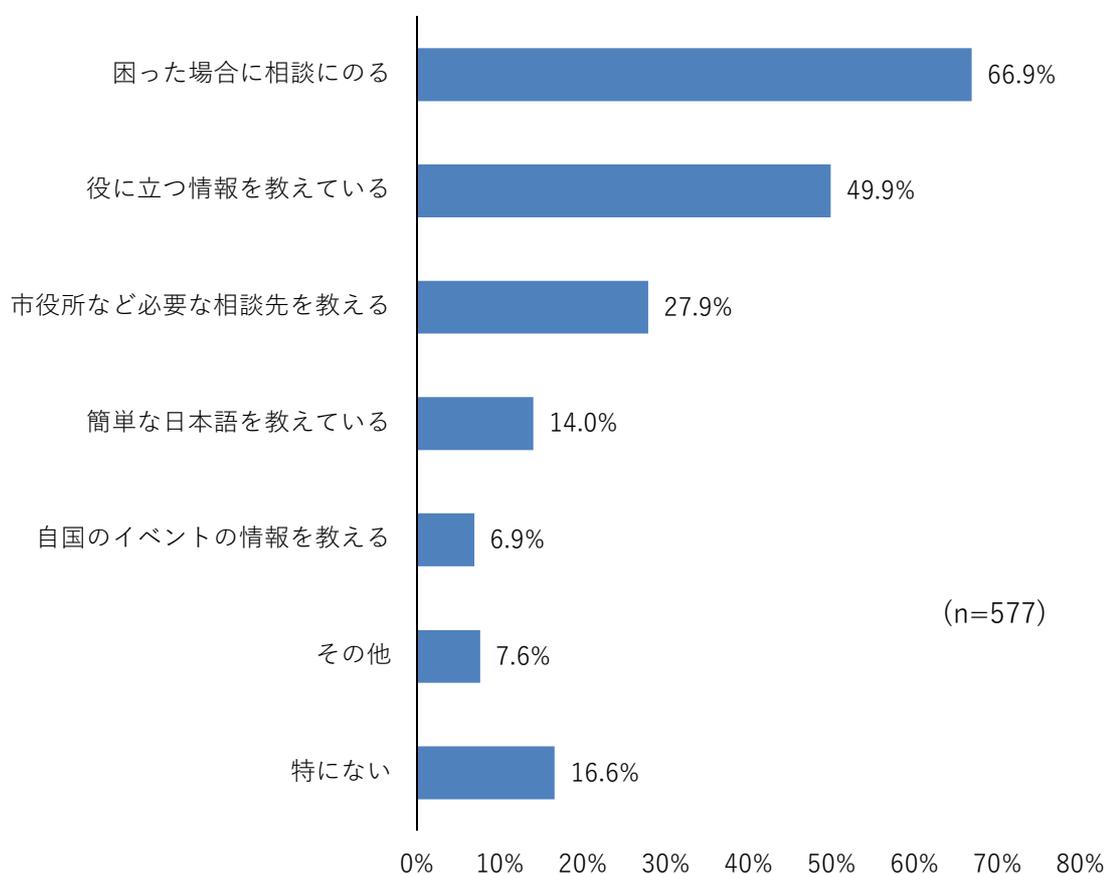
		入っている	入っていない	自治会を知らない
全体	(n=597)	30.2%	37.4%	32.5%
～6か月	(n=31)	6.5%	54.8%	38.7%
7か月～11か月	(n=35)	2.9%	28.6%	68.6%
1～3年	(n=73)	8.2%	37.0%	54.8%
4～5年	(n=72)	6.9%	40.3%	52.8%
6～10年	(n=46)	21.7%	34.8%	43.5%
11～19年	(n=118)	34.7%	39.0%	26.3%
20年～	(n=222)	51.8%	35.1%	13.1%

⑤ 外国人市民同士のつながりについて

ア. 同国出身の外国人市民との互助について（おな くに がいこくじんしゅみん たす 同じ国の外国人市民を助けることはありますか。）

同じ国の外国人市民との互助関係をみると、「困ったことがある場合に相談にのる」の割合が最も高く、66.9%となっている。次いで、「役立つ情報を教えている」(49.9%)、「市役所など必要な相談先を教える」(27.9%)の順となっている。

図表 3 7 同国出身の外国人市民との互助について（複数回答）



うつのみや多文化共生推進プラン
(第4次宇都宮市国際化推進計画)

令和6(2024)年2月発行

宇都宮市市民まちづくり部多文化共生推進課

〒320-0026 宇都宮市馬場通り4丁目1番1号

うつのみや表参道スクエア5階

電話：028-616-1567

FAX：028-616-1568

E-mail：u1820@city.utsunomiya.tochigi.jp